

令和4年度 沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討業務及び財産管理制度利用意向調査業務

## 令和4年度

# 沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に 向けた調査検討業務及び財産管理制度利用意向調査業務

## 報告書

令和5年3月

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社

令和4年度 沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた  
調査検討業務及び財産管理制度利用意向調査業務  
報告書

目次

I.	調査の概要 .....	1
II.	財産管理制度(所有者不明土地管理制度)利用意向調査 .....	5
1	調査の概要.....	5
2	ヒアリング調査結果.....	7
3	アンケート調査結果 .....	11
4	総括 .....	31
III.	所有者不明土地管理制度の適用に向けた調査検討 .....	33
1	検討の概要.....	33
2	文献調査結果.....	34
3	ケーススタディの実施 .....	69
4	ケーススタディから得られた知見と留意点 .....	78
IV.	沖縄の所有者不明土地の問題解決に向けた今後の取組方針と課題 .....	81
V.	検討会の開催・運営 .....	84
1	検討会 .....	84
2	所有者不明土地問題に関する管理者との連絡会議.....	95

## 凡　例

1. 本報告書では、法令名の表記については以下の略記を用いている。

略記	法律
沖縄復帰特措法	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）
表題部所有者不明土地法	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）
所有者不明土地円滑化法	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）
改正法	民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）
改正民法	改正法により改正後の民法（明治 29 年法律第 89 号）

2. 本報告書では、法制度やこれに基づく固有の事柄について以下の略記を用いている。

略記	内容
所有者不明土地管理制度	改正民法第 264 条の 2 から 7 までに定める内容
管理不全土地管理制度	改正民法第 264 条の 9 から 13 までに定める内容
不在者財産管理制度	民法第 25 条から第 29 条までに定める内容
特定不能土地等管理制度	表題部所有者不明土地法第 19 条から第 29 条までに定める内容
沖特管理者 管理者	沖縄復帰特措法第 62 条に基づき所有者不明土地の管理を行う沖縄県又は市町村
管理人	所有者不明土地管理制度において、裁判所に選任された所有者不明土地管理人

# I. 調査の概要

## (1) 本調査の目的

先の沖縄戦による土地関係記録の焼失等によって生じた所有者不明土地については、沖縄復帰特措法に基づき沖縄県又は関係する市町村が管理を行っているが、戦後相当期間が経過し、人証・物証が少なくなっていることから、所有者の探索、管理の解除による真の所有者への返還が困難な状況となっている。

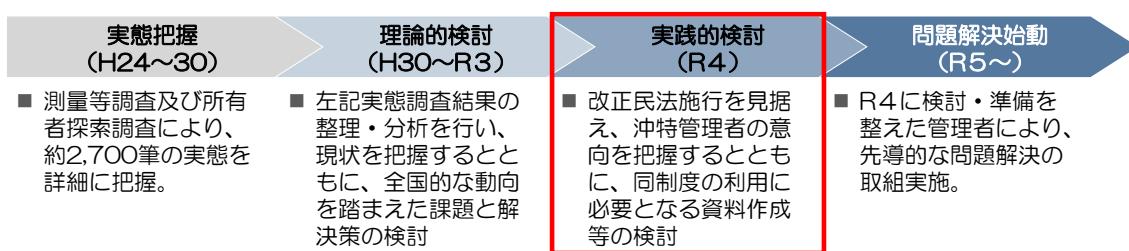
このため、沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 13 号）において改正された沖縄復帰特措法附則第 5 項<sup>1</sup>を踏まえ、内閣府では平成 24 年度から平成 30 年度まで、実態調査（測量等調査及び所有者探索調査。以下「実態調査」という。）を実施してきたところである。その後、沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討業務（以下「本調査」という。）が、実態調査結果の整理・分析を行い、現状を把握するとともに、課題を整理することにより、今後の対応策を検討することを目的として平成 30 年度から実施されている。

平成 30 年度から令和 3 年度の本調査（以下「過年度調査」という。）においては、実態調査結果の整理・分析<sup>2</sup>を行い、現状を把握するとともに、全国的な動向（所有者不明土地問題の解決に向けた法制度）を踏まえた課題と解決策の検討を行ってきた。

過年度調査の結果、沖縄における所有者不明土地について、直ちに包括的な法制上の措置を講ずべき法的な特殊性があるとは言えず、全国的な所有者不明土地の法制度を適用して解決していくこととされたところである。

本年度は、ア. 全国的な所有者不明土地の法制度を適用した個々の事案の解決方法を図るために調査検討業務及びイ. ②改正民法により創設された新たな財産管理制度を適用した解決策を速やかに講じるため、同制度の利用意向調査業務を行う。

図表 1 これまでの検討経緯と本年度調査の目的・目標



<sup>1</sup> 政府は、第 62 条の規定に基づき沖縄県又は沖縄の市町村が管理する所有者不明土地に起因する問題を解決するため、速やかにその実態について調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

<sup>2</sup> 過年度調査では、沖縄の所有者不明土地のうち、真の所有者として、所有の意思を有する人、法人等が存在する又は把握される土地（以下「A 類型」という。）、現状において所有者不明土地を利用・占有している人、法人等が存在する又は把握される土地（以下「B 類型」という。）及び現状において所有者不明土地を利用・占有している人、法人等が存在しない又は把握が困難な土地（以下「C 類型」という。）の 3 類型に区分している。

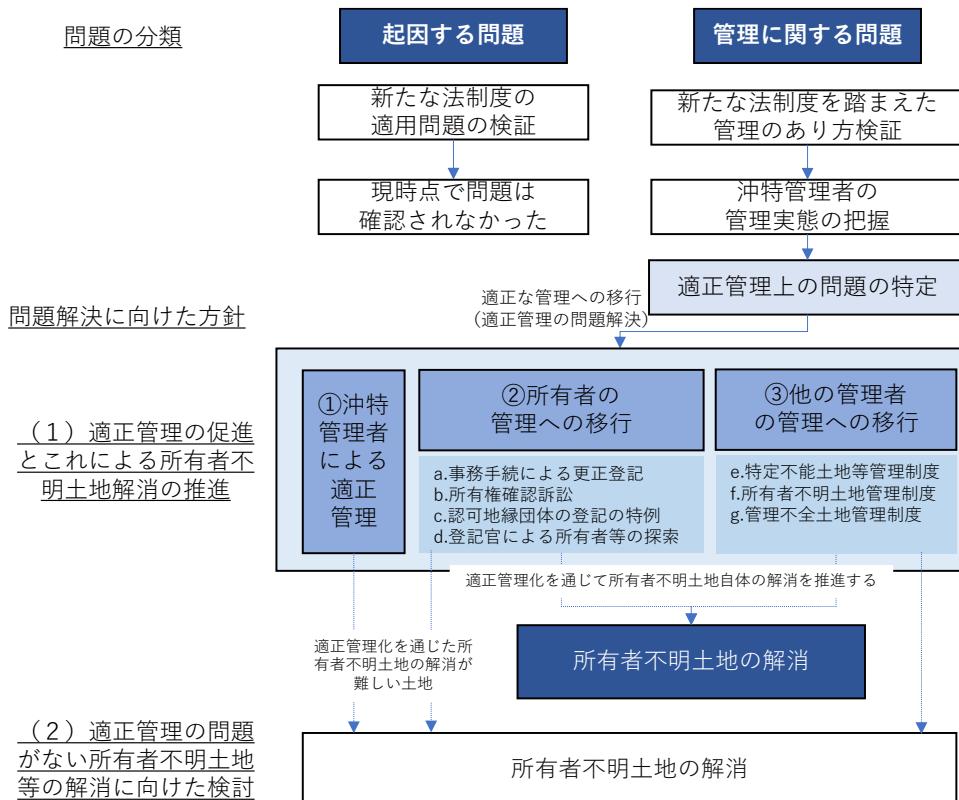
## (2) 調査の内容とフロー

### ① 調査の内容

本年度は、令和3年度の本調査において整理された取組方針（図表2）を踏まえ、「（1）適正管理の促進とこれによる所有者不明土地解消の推進」を図る。

「②所有者の管理への移行」については、表題部所有者不明土地法に基づく所有者等の探索が、令和3年度以降、主にA類型を対象として那覇地方法務局により取り組まれている。これを踏まえ、本調査では「③他の管理者の管理への移行」のうち、沖縄の所有者不明土地への適用可能性が高いと考えられる所有者不明土地管理制度を対象として、「ア.調査検討業務」と「イ.財産管理制度利用意向調査」を実施した。

図表2 新たな法制度を踏まえた問題解決への取組方針



資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和3年度 沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に向けた調査検討業務 報告書」(201頁)

調査検討業務においては、所有者不明土地管理制度に関する文献調査、所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディの実施、関係機関等へのヒアリングを主に実施した。これらの検討結果は、本報告書Ⅲ章においてとりまとめている。

また、財産管理制度利用意向調査においては、沖特管理者を対象に、所有者不明土地管理制度の活用意向や適用が期待される管理地の状況等を把握するアンケート、ヒアリング調査を実施した。これらの調査結果は、本報告書Ⅱ章においてとりまとめている。

## ② 調査の検討体制

検討会は図表3に示した有識者を検討員として委嘱・組成し、3回の検討会を実施した。会議は新型コロナウィルス感染症対策を講じた上で、各回とも対面とオンラインのハイブリッド形式で開催した。各検討会での討議概要は、V章に示している。

図表3 検討員名簿

役割	氏名（敬称略）	所属
座長	ふじた ひろみ 藤田 広美	そよかぜ法律事務所 弁護士 琉球大学法科大学院 教授
検討員	いけだ おさむ 池田 修	ゆあ法律事務所 弁護士
	いとう ひでとし 伊藤 栄寿	上智大学法学部 教授

また、内閣府が設置する「所有者不明土地問題に関する管理者との連絡会議」（以下「管理者連絡会議」という。）<sup>3</sup>の運営を担い、主に財産管理制度利用意向調査を通じて、所有者不明土地問題の解決に向けた関係機関間の連携強化を図った。

図表4 管理者連絡会議の議長及び構成員

議長 内閣府沖縄振興局企画官（特定事業担当）	
構成員 沖縄県総務部管財課長	那覇市総務部管財課長
宜野湾市総務部総務課長	浦添市財務部行政改革推進課長
名護市総務部財政課長	糸満市総務部財政課長
沖縄市総務部契約管財課長	豊見城市総務企画部 I T 管財課長
うるま市総務部管財課長	南城市総務部財政課長
大宜味村総務課長	今帰仁村企画財政課長
本部町総務課長	恩納村総務課長
伊江村総務課長	読谷村総務部総務課長
嘉手納町総務課長	北中城村総務課長
中城村総務課長	西原町総務部総務課長
与那原町財政課長	南風原町総務部総務課長
渡嘉敷村総務課長	座間味村総務・福祉課長
粟国村総務課長	渡名喜村総務課長
久米島町総務課長	八重瀬町総務課長

<sup>3</sup> 令和4年7月22日に開催された「第6回 所有者不明土地問題に関する検討会議」において、管理者連絡会議への名称変更が決議された。

### ③ 沖特管理者・関係機関等のヒアリング調査

本調査の実施にあたっては、沖特管理者及び所有者不明土地管理制度に関する関係機関へのヒアリング調査を図表5のとおり実施した。

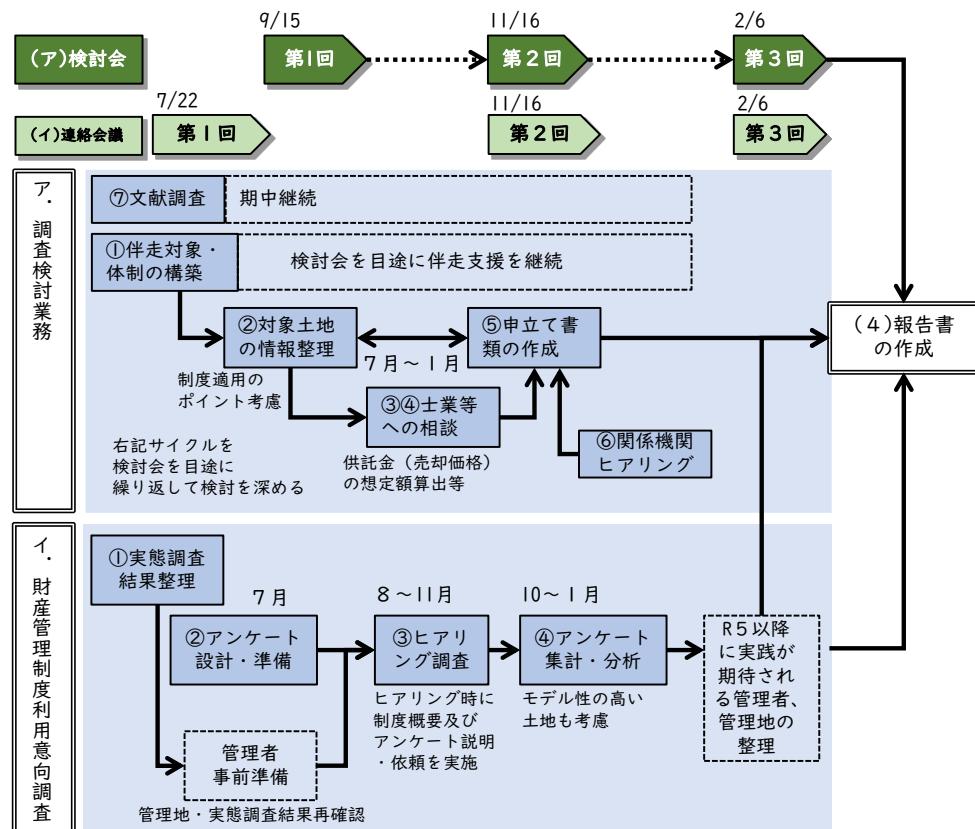
図表 5 沖特管理者・関係機関等へのヒアリング調査

分類	対象	実施日
沖特管理者 <sup>4</sup>	沖縄県及び県内 22 市町村 (全沖特管理者)	令和4年8月22日~11月15日
関係機関	那覇地方裁判所	令和4年12月15日
	沖縄県不動産鑑定士協会 <sup>5</sup>	令和4年7月22日、9月16日

### ④ 本調査の実施フロー

本調査の実施フローは図表6のとおりである。

図表 6 本調査の実施フロー



<sup>4</sup> 各管理者に対する実施日時、調査方法の詳細は図表8（6頁）参照

<sup>5</sup> 沖縄県不動産鑑定士協会にはヒアリング調査の後、Ⅲ章で取り扱ったケーススタディ対象土地の不動産鑑定を再委託した。

## II. 財産管理制度（所有者不明土地管理制度）利用意向調査

### 1 調査の概要

#### 1-1. 概要

##### ① 目的

令和3年度の本調査において整理された取組方針（図表2）では「適正管理の促進とこれによる所有者不明土地解消の推進」が位置づけられており、その実現に向けては所有者不明土地管理制度を活用した「他の管理者による管理に移行」が期待されている。

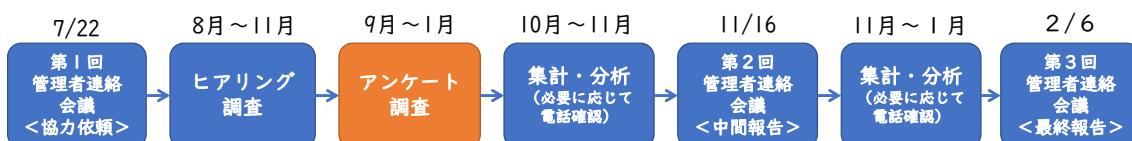
令和5年度に所有者不明土地管理制度が施行された後に、沖特管理者が速やかに本制度を活用して問題解決を進めていくことができるよう、本制度の活用意向や適用が期待される管理地の状況や課題等を把握するため、沖特管理者を対象に、財産管理制度利用意向調査を実施した。

##### ② 調査方法

次年度以降、所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地の状況把握を目的とするアンケート調査を主として実施した。

なお、アンケートの実施に際しては、図表7に示したとおり、各沖特管理者の状況を踏まえて、所有者不明土地管理制度の適用可能性や対象地の選定・抽出が適切に行われることを促すため、事前にヒアリング調査を実施した。

図表7 財産管理制度利用意向調査の実施フロー



##### ③ 調査対象

調査対象は、沖縄県及び全市町村管理者（計23地方公共団体）を対象としている。

図表8 ヒアリング調査実施概要

実施時期	実施地方公共団体	調査方法
令和4年8月22日～23日	北中城村、沖縄市、粟国村	訪問
令和4年9月14日～16日	西原町、大宜味村、八重瀬町、名護市、浦添市、うるま市、中城村、読谷村	訪問

令和4年10月4日～5日	南風原町、与那原町、南城市、宜野湾市、嘉手納町、糸満市、那覇市	訪問
令和4年9月30日～10月13日	今帰仁村、久米島町、本部町、伊江村	オンライン・電話
令和4年11月15日	沖縄県	訪問

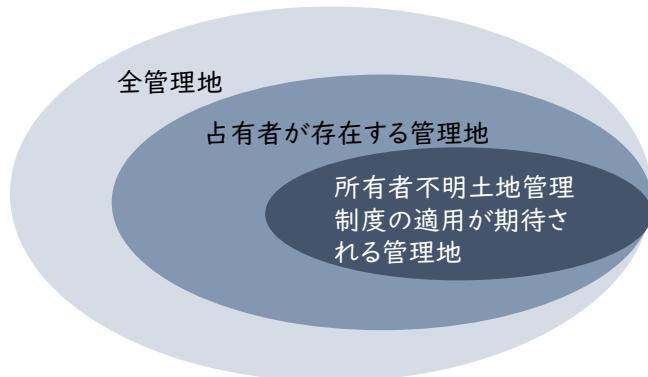
#### ④ 調査項目

ヒアリング調査及びアンケート調査の主な項目は以下のとおりである。

図表 9 主な調査項目

ヒアリング調査の主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理地の管理状況（現場確認の実施状況、所有者等に関する手がかりがある筆への対応）</li> <li>・所有者不明土地管理制度の適用可能性のある土地について 　　管理地の占有者が存在する土地の最新状況、買取申出等のある土地の有無</li> <li>・所有者不明土地管理制度の検討に向けた課題 等</li> </ul>
アンケート調査の主な調査項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理筆数（最新状況）</li> <li>・占有者が存在する管理筆数</li> <li>・所有者不明土地管理制度の利用検討意向</li> <li>・所有者不明土地管理制度の適用を期待する管理地の概要 　　権限外行為のおそれのある土地：占有状況・経緯、適正管理上の問題点、 　　占有者の意向、想定される申立人、隣接地との関係上の問題など</li> <li>・所有者不明土地管理制度の利用検討時の相談体制</li> <li>・所有者不明土地管理制度の利用検討時の課題</li> <li>・適正管理の促進に向けた課題</li> </ul>

図表 10 アンケート調査における管理地の状況把握イメージ



## 2 ヒアリング調査結果

沖特管理者を対象としたヒアリング調査の結果を元に、現場確認の実施状況や所有者等に関する手がかりがある筆への対応状況、所有者不明土地管理制度の適用検討に向けた課題等について整理する。

### 2-1. 現場確認の実施状況

ヒアリング時点で、半数弱の管理者が全ての管理地の現場確認を行ったと回答している。国から所有者不明土地であることを明示する看板設置状況に関する確認依頼があり、それに対応したケースが多いが、一部の管理者では、無断占有有無の確認を目的に実施している。

山間部では、草木が繁茂し現地にたどり着けない土地や、境界が判別できなくなっている土地など現場確認自体が困難である例もみられる。

現場確認を行った結果、実態調査の時点から現況が変化しており、無権原者による占有のおそれがある管理地が見つかったケースも指摘されている。これらのうち、いくつかのケースでは現場確認を行ったり、占有者に働きかけたりすることで無権原者による占有が解消されており、定期的な現場確認の重要性が確認できる。

また、がけ崩れのおそれや、所有者不明土地上の建物が所有者不明建物となり、倒壊のおそれがあるため対策を講じる必要性がある土地など管理不全化が進む土地も存在している。

#### 【ヒアリング結果】

##### ■現場確認を実施している

- ・無断占有のおそれがある管理地があったため、全管理地の占有実態を現場確認した。現場確認に1週間程度、資料作成も含め3週間程度を要した。（A 地方公共団体）
- ・内閣府から看板調査の確認依頼があり、全管理地を現場確認した。職員1名で対応し、目視確認のみだが1週間要した。（B 地方公共団体）
- ・看板調査の依頼があったため、全管理地を確認した。場所の特定に迷うところもあり、1日5か所くらいしか回れなかった。（C 地方公共団体）
- ・7月に現地を初めて見に行ったが、占有、利用の形跡は全くなかった。（D 地方公共団体）
- ・今年、看板設営のための現地調査で現地を回った。（E 地方公共団体）
- ・看板設置要望を確認するため、全管理地を現場確認したが、看板は1つも立っていなかった。（F 地方公共団体）

##### ■山間部の管理地への対応が課題である

- ・現場確認しても目印もなく管理地の不明土地の境界がわからない。（G 地方公共団体）
- ・山間部で道路もなく、徒歩ではたどりつけない土地が多い。所有者不明土地の境界がわからない。（H 地方公共団体）

##### ■無権原者による占有のおそれがある管理地がある／あった

- ・実態調査で木造倉庫の設置が判明し、航空写真で 2007 年頃から確認された。占有者との調整が難航し、訴訟に向けた調整を行っている。（A 地方公共団体）
- ・現場確認にて、隣接店舗事業者による調理場として利用がみられたため、所有者不明土地であることを訴求すべく現場確認を行ったところ、占有部分が取り壊され、原状回復がなされた。（I 地方公共団体）
- ・ビニールハウスが立っていたため、看板を立てて注意をした結果、撤去されていたことがある。（T 地方公共団体）
- ・現地確認の結果、新たにプレハブが設置されている土地が判明した。早急に賃貸借契約を行う方向で対応している。（T 地方公共団体）

上記のほか、現況が変化しており、経緯や占有者について確認を要する管理地が確認されたケースあり。

#### ■災害等の発生のおそれがある管理地がある

- ・管理地が急傾斜地だが、周辺の住宅地からがけ崩れを予防する対策を求められている。土地の改変につながらない範囲でどのような対応が可能か弁護士や土木部署に相談したい。（C 地方公共団体）
- ・復帰前より建物があるが、建物所有者が不明の土地がある。草木が繁茂するため、沖特管理者が草木の伐採等を実施している。（T 地方公共団体）
- ・所有者不明建物があり、倒壊のおそれがあることから、担当課より対策を講じるよう指導を受けている。（T 地方公共団体）

## 2-2. 所有者等に関する手がかりがある筆への対応

令和 3 年度より、沖縄の所有者不明土地は表題部所有者不明土地法に基づき、登記官による所有者等の探索の対象に選定されており、12 管理者の管理地の一部が対象となっている（図表 34 参照）。

また、登記官による所有者等の探索対象には選定されていないが、眞の所有者として所有の意思を有する者に関する情報が新たに得られた土地もある。

表題部所有者不明土地法に基づく登記官による所有者等の探索に関する制度やかかる手続を把握していない管理者も見られることから、表題部所有者不明土地法による所有者の特定に向けて、沖特管理者の理解醸成を図っていくことが有効と考えられる。

#### 【ヒアリング結果】

#### ■表題部所有者不明土地法に基づく探索等の対象となっている土地がある

- ・登記官による探索等の対象となっている土地があり、法務局からの資料依頼に対応している。（J 地方公共団体、K 地方公共団体ほか）
- ・法務局から対象となり得る土地を挙げてほしいということで、所有者の手がかりがある筆は一通り提示した。（B 地方公共団体）
- ・表題部所有者不明土地法の探索に関する情報提供の依頼は、毎年法務局から来ており、対応している。（L 地方公共団体）
- ・所有者等特定不能土地となった際に、第三者に購入されるのを回避するために先行して

町で買取意向を示すことが可能かどうか気になった。（M 地方公共団体）

- 登記官による探索等の結果、真の所有者として所有の意思を有する人がいる管理地にて所有者等特定不能土地となった場合の対応についてまだ検討できていない。（T 地方公共団体）

#### ■表題部所有者不明土地法にかかる手続きの所管部署を把握していない

- 表題部所有者不明土地法にかかる対象抽出の依頼が市町村に来ていたことを把握できていない。（K 地方公共団体ほか）
- 表題部所有者不明土地法に基づく探索等の対象となっている管理地があることを把握していなかった。（C 地方公共団体、F 地方公共団体）
- 表題部所有者不明土地法の探索の情報も特にない。庁内に連絡が来ていれば、連絡があるはずである。（E 地方公共団体）

#### ■真の所有者にかかる情報の探索方法について

- 所有者探索が最も課題である。隣接墓地の関係者の所有とみられる墓地があるが、隣接墓地の相続者の住所が把握できない。公用請求にて戸籍や住民票の照会が必要となるが、公用請求の根拠が不明瞭である。（D 地方公共団体）

### 2-3. 所有者不明土地管理制度の適用検討に向けた課題

所有者不明土地管理制度の適用検討に向けては、ヒアリング時点でも多くの課題が指摘されている。

公共用途等に供している管理地でも、複数の現況を抱えているため、同制度の適用に向けては、分筆を必要とすると考えられる筆が多数存在する。このため、所有者不明土地管理制度における分筆の手続方法の明確化や複数の占有者の意向確認や同意取得が課題となる。

また、占有者による購入費用の確保も課題であり、特に地方公共団体が占有している土地では、地方公共団体として買取費用を予算措置する必要があり、国からの支援も求められている。

このほか、現段階では、所有者不明土地管理制度活用に向けた手続がイメージできず、事務作業への負担増や体制不足が不安視されている。

#### 【ヒアリング結果】

##### ■現況（占有者）が複数あり分筆が必要

- 拝所は隣接地主が管理し、自治会が所有の意思を有している。現況が複数あり、制度活用にあたっては分筆を必要とする。（K 地方公共団体）
- 現況が、学校用地（町立）と公共施設（県立）、墓地に分かれている。公共施設は移転が決まっており、学校用地も含め制度活用が期待されるが、分筆が不可欠である。（N 地方公共団体）
- 拝所の一部が道路にかかっている。制度活用を検討する場合、最終的には分筆して、拝所は地元に、道路は行政に所有権を移転することになる。（O 地方公共団体）
- 現況と筆界がずれている。（P 地方公共団体） 他多数

### ■占有者による購入費の確保

- ・購入者側の金銭状況が気になっている。道路課からも金銭面については、指摘が入る可能性がある。国がせめて補助をしてくれると良い。 (Q 地方公共団体)
- ・解消に向けて動いていきたいという意思がある中で、現状一番大きな課題は財政措置である。国の支援があるとありがたい。 (I 地方公共団体)
- ・民間占有の場合、買取希望があれば適用意向ありと回答できるが、公共占有の場合、制度活用の意向確認に際しては、財源も含めて関係部署としっかり協議する必要がある。 (T 地方公共団体)

### ■（公共用途）所有者・相続人特定可能地の優先解決

- ・同様の条件下で相続未登記の土地があり、そちらの方が解決の優先度が高い。 (R 地方公共団体)

### ■事務作業の負担過大

- ・事務作業として何が発生するかイメージがついていない。 (B 地方公共団体)
- ・制度利用については、手續が見えていないので何とも言えない。事務作業や期間などを気にしている。 (C 地方公共団体)
- ・実態調査の時は臨時職員に付いていただいた。マンパワー不足が一番懸念される。裁判上の手續や資料作成を役場でやってということになると大変だと感じている。 (B 地方公共団体)
- ・占有者の意向確認をどのような手順で行っていくか考える必要がある。 (T 地方公共団体)

### ■その他

- ・占有者による購入となると、所有の意思を有する人からの申し出が出てくるのではないかという点が気がかりである。 (K 地方公共団体)
- ・沖縄県の所有者不明土地や新たな制度・手續への理解が深まっていない。 (S 地方公共団体)
- ・換地後のまとまった土地等、宅地として利用価値がある土地も見られる。将来的に本制度が適用されるなら、利用意向のある人に活用してほしいと考えている。 (T 地方公共団体)

### 3 アンケート調査結果

沖特管理者を対象としたアンケート調査の結果を元に、所有者不明土地管理制度の適用に向けた管理地の現状や管理者の制度利用意向、課題等について整理する。

#### 3-1. 占有者が存在する管理地の概況

令和3年度調査において、沖縄所有者不明土地における所有者不明土地管理制度の適用は、当面、占有者が存在する管理地（過年度調査における主にB類型相当）が対象として見込まれている。

そこで、本調査では、まず所有者不明土地管理制度の適用可否の観点から、管理地のうち占有者が存在するとみられる管理地の実態について調査を行った。

調査に際して、占有形態を以下の分類で整理を行っている。

図表 11 本アンケート調査における占有形態の分類

類型	占有の形態
類型①	国・地方公共団体が公共用途（道路、河川、学校、市営住宅等）で占有している土地
類型②	私人が建物所有目的で占有している土地
類型③	私人が拝所や井戸として占有している土地
類型④	私人が墓地（家族墓、門中墓）として占有している土地
類型⑤	私人が類型②～④以外の用途（畑、駐車場等）で占有している土地
類型⑥	現況が米軍基地となっている土地

注釈) 類型⑥は、各沖特管理者からの回答の回収後に、実態調査における現況をもとに再分類した。

## (1) 占有者の存在する管理地の筆数・面積

占有者が存在する管理地の筆数を管理者別に整理したものが図表 12 である。

占有者が存在する管理地は 1,576 筆となっており、全管理地 2,690 筆の約 6 割を占めている。管理者別にみると、県管理地が 860 筆、市町村管理地は 716 筆となっており、20 団体と大部分の管理者が占有者の存在する管理地を抱えている。

類型別にみると、私人が墓地として占有している類型④が最も多く 420 筆、次いで、私人が建物所有目的で占有している類型②が 380 筆、公共用途で占有している類型①が 360 筆、私人が類型②～④以外の用途で占有している類型⑤が 319 筆となっている。

沖特管理者の権限外行為がされているおそれのある類型①及び類型②は、全管理地の 3 割弱 (740 筆) を占めている。類型①の内訳をみると、沖縄県が 265 筆と 2/3 以上を占め、那覇市が 48 筆、名護市が 20 筆、本部町が 15 筆と多く、11 団体にまたがっている。また、類型②をみると、沖縄県が 357 筆と大部分を占めるが、那覇市が 18 筆など 5 団体で存在している。

**図表 12 占有者の存在する管理地の沖特管理者別筆数<sup>6</sup>**

No.	管理者	管理地総数	①	②	③	④	⑤	⑥	①～⑥計	①+②
0	沖縄県	1,505	265 (18%)	357 (24%)	4 (0%)	4 (0%)	194 (13%)	36 (2%)	860 (57%)	622 (41%)
1	那覇市	549	48 (9%)	18 (3%)	2 (0%)	241 (44%)	94 (17%)	0	403 (73%)	66 (12%)
2	宜野湾市	12	0	0	0	0	0	1 (8%)	1 (8%)	0
3	浦添市	33	3 (9%)	0	1 (3%)	1 (3%)	0	1 (3%)	6 (18%)	3 (9%)
4	名護市	41	20 (49%)	0	0	12 (29%)	4 (10%)	0	36 (88%)	20 (49%)
5	糸満市	8	0	0	0	1 (13%)	0	0	1 (13%)	0
6	沖縄市	79	2 (3%)	2 (3%)	0	11 (14%)	5 (6%)	1 (1%)	21 (27%)	4 (5%)
8	うるま市	64	0	0	1 (2%)	9 (14%)	2 (3%)	36 (56%)	48 (75%)	0
9	南城市	13	0	0	0	0	0	0	0	0
10	大宜味村	1	0	0	1 (100%)	0	0	0	1 (100%)	0
11	今帰仁村	1	0	0	0	0	0	0	0	0
12	本部町	112	15 (13%)	2 (2%)	0	22 (20%)	7 (6%)	0	46 (41%)	17 (15%)
14	伊江村	1	0	0	0	0	0	0	0	0
15	読谷村	12	0	1 (8%)	0	3 (25%)	3 (25%)	2 (17%)	9 (75%)	1 (8%)
16	嘉手納町	7	2 (29%)	0	0	0	0	5 (71%)	7 (100%)	2 (29%)
17	北中城村	35	0	0	0	12 (34%)	0	0	12 (34%)	0
18	中城村	45	0	0	0	37 (82%)	3 (7%)	0	40 (89%)	0
19	西原町	36	1 (3%)	0	2 (6%)	22 (61%)	2 (6%)	0	27 (75%)	1 (3%)
20	与那原町	100	0	0	1 (1%)	25 (25%)	3 (3%)	0	29 (29%)	0
21	南風原町	5	2 (40%)	0	1 (20%)	0	0	0	3 (60%)	2 (40%)
24	粟国村	23	1 (4%)	0	0	19 (83%)	1 (4%)	0	21 (91%)	1 (4%)
26	久米島町	3	1 (33%)	0	0	1 (33%)	0	0	2 (67%)	1 (33%)
27	八重瀬町	5	0	0	2 (40%)	0	1 (20%)	0	3 (60%)	0
県管理地		1,505	265 (18%)	357 (24%)	4 (0%)	4 (0%)	194 (13%)	36 (2%)	860 (57%)	622 (41%)
市町村管理地		1,185	95 (8%)	23 (2%)	11 (1%)	416 (35%)	125 (11%)	46 (4%)	716 (60%)	118 (10%)
計		2,690	360 (13%)	380 (14%)	15 (1%)	420 (16%)	319 (12%)	82 (3%)	1576 (59%)	740 (28%)

<sup>6</sup> 土地の一部において占有者の存在する場合も、占有者の存在する管理地として回答を得た。また、占有の存在する現況が複数存在する土地については、主な現況をもとに分類した。

占有者が存在する管理地を面積別に整理したものが下表である。

占有者が存在する管理地は 68.1ha となっており、全管理地 98.1ha の約 7 割を占めている。

なお、これは占有者が存在する管理地面積の合計であり、管理地の一部を占有しているケースもあることから、実際に占有されている面積とは一致しない。

**図表 13 占有者の存在する管理地の沖特管理者別面積**

(単位: m<sup>2</sup>)

No.	管理者	管理地総面積	①	②	③	④	⑤	⑥	①～⑥計	①+②
0	沖縄県	896,256	68,127	13,682	1,979	5,783	48,418	487,072	625,061	81,809
1	那覇市	26,914	2,399	698	188	14,206	3,496	0	20,986	3,097
2	宜野湾市	2,227	0	0	0	0	0	194	194	0
3	浦添市	2,463	129	0	120	46	0	185	480	129
4	名護市	1,937	1,053	0	0	403	81	0	1,537	1,053
5	糸満市	805	0	0	0	271	0	0	271	0
6	沖縄市	4,847	36	86	0	711	349	36	1,218	122
8	うるま市	14,951	0	0	21	1,177	3,794	8,135	13,127	0
9	南城市	1,444	0	0	0	0	0	0	0	0
10	大宜味村	6	0	0	6	0	0	0	6	0
11	今帰仁村	24	0	0	0	0	0	0	0	0
12	本部町	4,166	184	39	0	558	289	0	1,070	223
14	伊江村	87	0	0	0	0	0	0	0	0
15	読谷村	1,742	0	121	0	908	340	245	1,614	121
16	嘉手納町	703	230	0	0	0	0	473	703	230
17	北中城村	2,908	0	0	0	1,271	0	0	1,271	0
18	中城村	4,017	0	0	0	3,406	141	0	3,547	0
19	西原町	4,208	4	0	126	2,709	170	0	3,009	4
20	与那原町	6,821	0	0	137	3,298	256	0	3,691	0
21	南風原町	538	160	0	3	0	0	0	163	160
24	粟国村	2,789	899	0	0	1,823	13	0	2,735	899
26	久米島町	419	192	0	0	145	0	0	337	192
27	八重瀬町	470	0	0	155	0	133	0	288	0
県管理地		896,256	68,127	13,682	1,979	5,783	48,418	487,072	625,061	81,809
市町村管理地		84,485	5,286	944	756	30,932	9,062	9,268	56,247	6,229
計		980,741	73,412	14,626	2,735	36,715	57,480	496,340	681,308	88,038

## (2) 沖特管理者ごとの特徴

占有者が存在する管理地の概況からは、およそ図表 15 に示す 6 つの管理者群に整理することができる。

まず、沖縄県および那覇市は、管理者の中でも特筆して管理地が多く、類型①②に分類される管理地の割合も高いことから、「適正管理の促進とこれによる所有者不明土地解消の推進」が最も期待される管理者群（ $\alpha$  群）である。

なお、沖縄県および那覇市は、本報告書第Ⅲ章 3 に示す所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディの実施管理者でもある。

沖縄県および那覇市以外で類型①②に分類される管理地を有する管理者は 10 団体ある。

このうち、管理地の総数も類型①②の割合が共に相対的に高い管理者群（ $\beta$  1）があり、管理地 41 筆のうち約 49% が類型①②である名護市と、100 筆を超える管理地を有し、類型①②の割合が約 15% と比較的高い本部町が該当する。 $\alpha$  群に次いで、「適正管理の促進とこれによる所有者不明土地解消の推進」が期待される管理者群である。

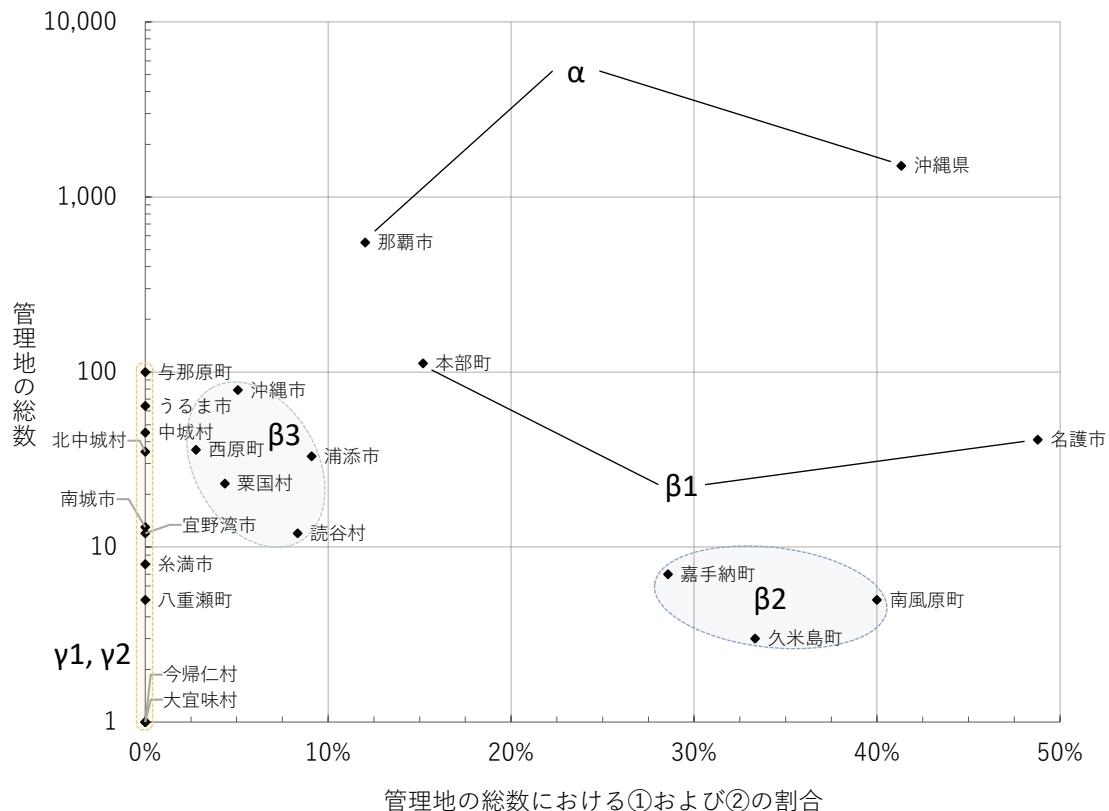
次に、管理地の総数は少ないが管理地の総数における類型①②の割合が高い管理者群（ $\beta$  2）があり、嘉手納町、南風原町、久米島町が該当する。

そして管理地の総数は比較的多く、管理地の総数における類型①②の割合は低い管理者群（ $\beta$  3）があり、浦添市、沖縄市、読谷村、西原町、粟国村が該当する。

現時点では、ここまで 4 つの管理者群に該当する管理者において、「適正管理の促進とこれによる所有者不明土地解消の推進」が期待される。

最後に、占有者の存在する管理地はあるものの、類型①②に分類される管理地を有していない管理者群（ $\gamma$  1）が 8 団体、占有者の存在する管理地自体がない管理者群（ $\gamma$  2）が 2 団体ある。

図表 14 占有者が存在する管理地の概況による沖特管理者の散布図



図表 15 占有者が存在する管理地の概況による沖特管理者の整理

管理者群	管理者名	特徴
α	沖縄県、那覇市	管理地数が非常に多く、管理地の総数における類型①②の割合も 10%以上と高い
β	β1 名護市、本部町	β2 や β3 と比較して、管理地数が多く、または管理地の総数における類型①②の割合が高い
	β2 嘉手納町、南風原町、久米島町	管理地数は少ないが、管理地の総数における類型①②の割合が高い
	β3 浦添市、沖縄市、読谷村、西原町、粟国村	管理地数は比較的多いが、管理地の総数における類型①②の割合は低い（10%以下）
γ	γ1 宜野湾市、糸満市、うるま市、大宜味村、北中城村、中城村、与那原町、八重瀬町	占有者の存在する管理地を有しているが、類型①②の管理地を有していない
	γ2 南城市、今帰仁村	占有者の存在する管理地を有していない

### (3) 所有者不明土地管理制度の適用可能性が高い管理地類型

#### ① 占有開始時期および契約有無の状況

過年度調査から、所有者不明土地管理制度の適用可能性が高い管理地として、沖特管理者として権限外行為がされているおそれのある類型①と類型②が想定されている。

これらの類型①および類型②について、契約の有無および占有開始時期の判明状況を整理したものが下表である。

沖縄県管理地では、類型①のうち占有開始時期が本土復帰以前の土地は29筆、本土復帰後の土地は223筆となっており、多くが本土復帰後に占有が開始されたことがわかる。一方で類型②では、占有開始時期が本土復帰以前の土地は341筆、本土復帰後の土地は16筆に留まっており、ほとんどが本土復帰以前より占有が続いている土地であることがわかる。

図表 16 占有類型①および②の占有開始時期別筆数（沖縄県）

①	契約状況 \\ 占有時期	契約あり		契約なし		合計
		管理者と同一 地方公共団体 が占有	管理者と 占有者が別	管理者と同一 地方公共団体 が占有	管理者と 占有者が別	
	本土復帰前	5	10	6	8	<b>29</b>
	本土復帰後	2	123	15	83	<b>223</b>
	わからない	0	8	0	5	<b>13</b>
	<b>合計</b>	<b>7</b>	<b>141</b>	<b>21</b>	<b>96</b>	<b>265</b>

②	契約状況 \\ 占有時期	契約あり		契約なし		合計
		個人	法人	個人	法人	
	本土復帰前	290	12	39	0	<b>341</b>
	本土復帰後	6	6	4	0	<b>16</b>
	わからない	0	0	0	0	<b>0</b>
	<b>合計</b>	<b>296</b>	<b>18</b>	<b>43</b>	<b>0</b>	<b>357</b>

市町村管理地では、占有開始時期が判明している筆は類型①が11筆、類型②で9筆となつておらず、残った類型①の95筆、類型②の14筆では占有開始時期が調査時点未特定である。なお、本アンケート調査時点では占有時期が「わからない」となっているが、本報告書第III章3に示す所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディでは、占有経緯を確認したところ、占有時期が特定できているため、今後、調査確認を行うことで占有時期が明らかになるケースもあるとみられる。

また、賃貸借契約を締結している土地は類型①および類型②で9筆となっている。

図表 17 占有類型①および②の占有開始時期別筆数（市町村）

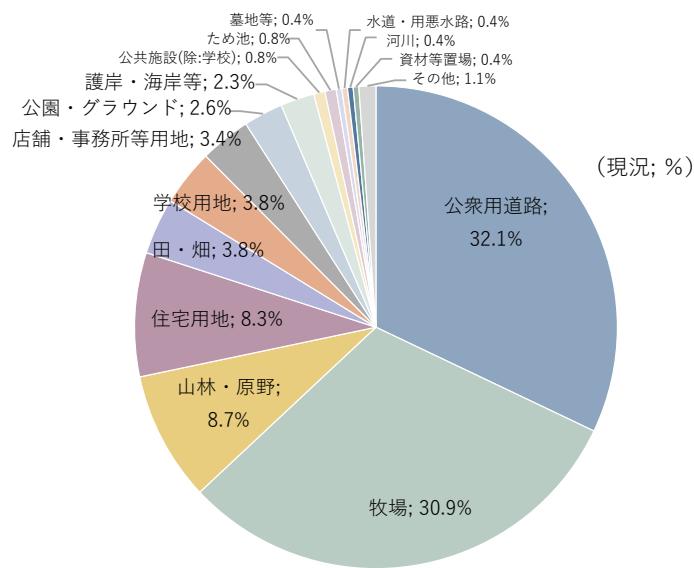
	契約状況 占有時期	契約あり		契約なし		合計
		管理者と同一 地方公共団体 が占有	管理者と 占有者が別	管理者と同一 地方公共団体 が占有	管理者と 占有者が別	
①	本土復帰前	0	0	0	1	<b>1</b>
	本土復帰後	0	4	6	0	<b>10</b>
	わからない	0	0	65	19	<b>84</b>
	合計	<b>0</b>	<b>4</b>	<b>71</b>	<b>20</b>	<b>95</b>
②	契約状況 占有時期	契約あり		契約なし		合計
		個人	法人	個人	法人	
	本土復帰前	0	0	0	0	<b>0</b>
	本土復帰後	0	5	2	2	<b>9</b>
	わからない	0	0	14	0	<b>14</b>
	合計	<b>0</b>	<b>5</b>	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>23</b>

## ② 類型①の現況

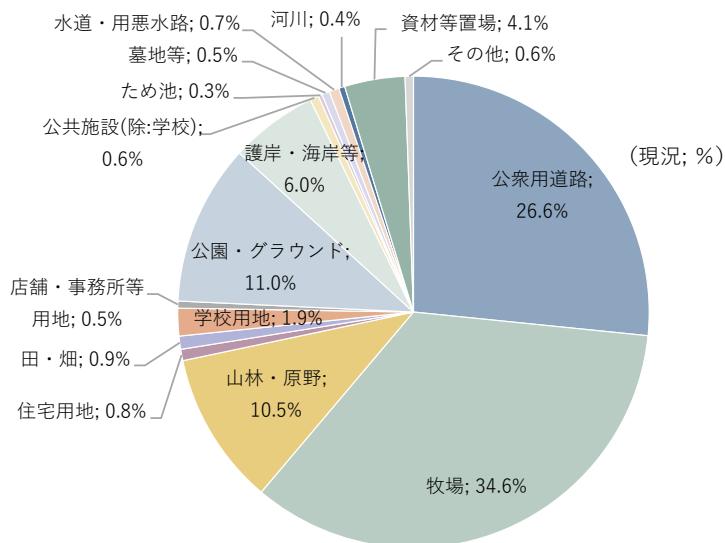
類型①について、実態調査の結果をもとに、現況を整理した。土地に対して、複数の現況が存在する場合、主たる現況（実態調査結果において、現況1に記載のある現況類型）を当該土地の現況として集計した。

類型①の沖縄県管理地について現況内訳をみると、公衆用道路が32.1%と最も多く、次いで牧場が30.9%であり、合わせて全体の6割を占めている。また、面積比率でも、公衆用道路と牧場で全体の約6割を占めている。なお、道路用地、公園用地、牧場用地、空港管理施設用地等としての占有がある土地においても、集計方法に準じて「山林・原野」、「田・畑」などに分類された土地がある。

図表 18 占有類型①の現況内訳（沖縄県，N=265）

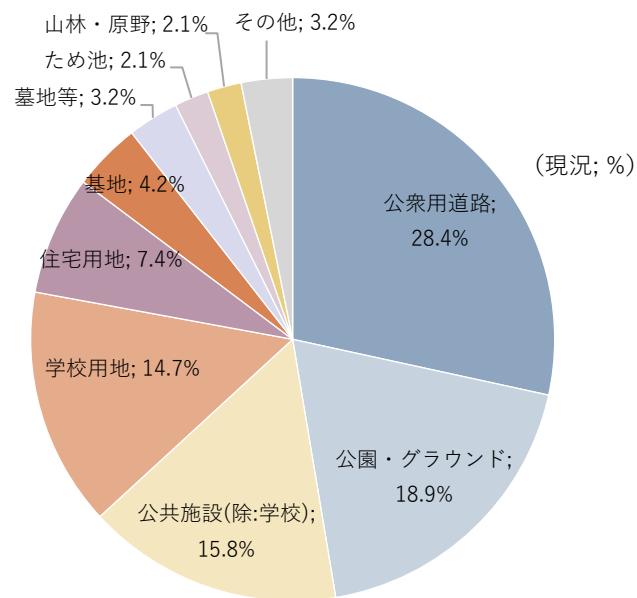


図表 19 占有類型①の現況の面積比率（沖縄県，総面積 68126.83m<sup>2</sup>）

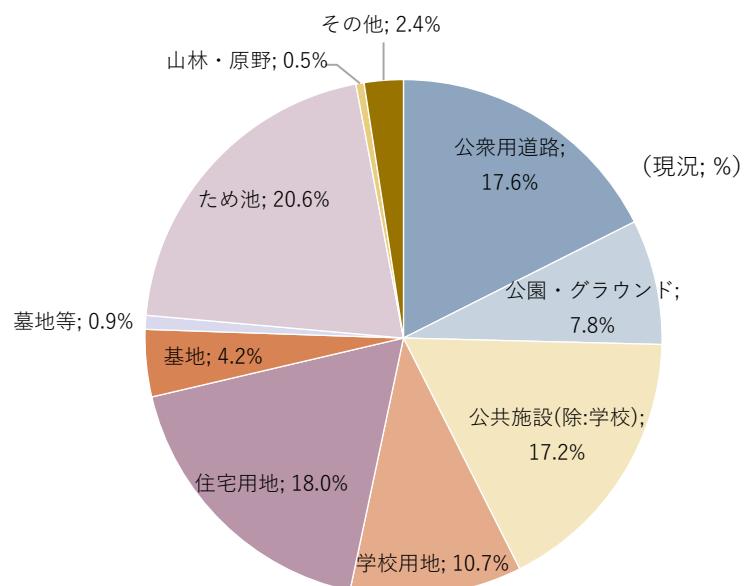


類型①の市町村管理地について現況内訳をみると、沖縄県管理地と同様に、公衆用道路の筆数が最も多く 28.4%を占めている。次いで、公園・グラウンドが 18.9%、学校を除く公共施設が 15.8%、学校用地が 14.7%、住宅用地が 7.4%となっている。面積比率では、公衆用道路と公園・グラウンドの占める割合が下がる一方で、ため池が類型①の総面積の約 2割を占めており、1筆当たりの面積が大きいことがわかる。なお、道路用地、公園用地等としての占有が行われている土地でも、集計方法に準じて「山林・原野」、「墓地等」、「その他」に分類された土地がある。

図表 20 占有類型①の現況内訳（市町村, N=95）



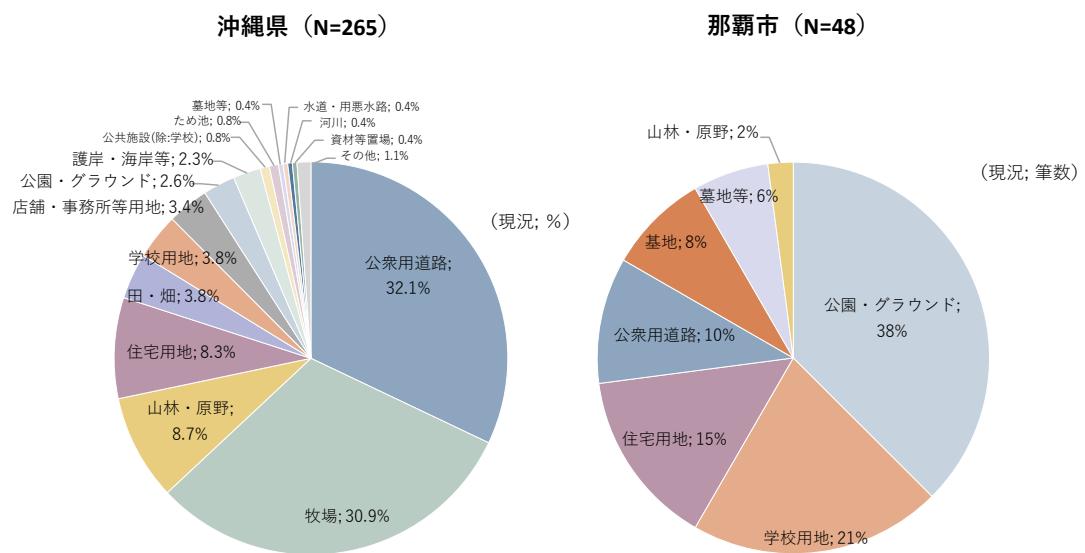
図表 21 占有類型①の現況の面積比率（市町村, 5285.64m<sup>2</sup>）



占有者が存在する管理地の概況について、管理者群ごとに類型①の現況を見ると、管理者群 $\alpha$ では、沖縄県と那覇市で現況の内訳の傾向が大きく異なることがわかる。

管理者群 $\beta$ では、公衆用道路の管理地を有する名護市、本部町、浦添市、沖縄市、西原町、学校用地の管理地を有する嘉手納町、南風原町、現況がため池の管理地を有する久米島町、粟国村といった共通項が見られる。

図表 22 管理者群 $\alpha$ における類型①の現況内訳



図表 23 管理者群 $\beta$ における類型①の現況

単位：筆数

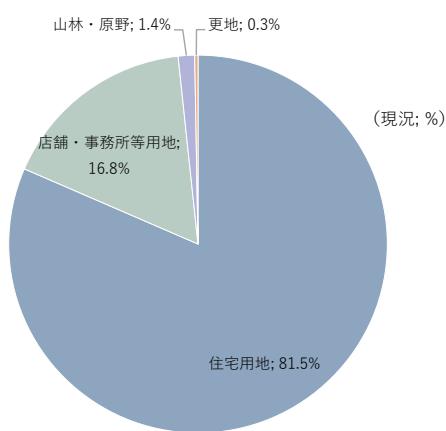
管理者群	No.	管理者	管理地総数	公衆用道路	公園・グラウンド	公共施設(除:学校)	学校用地	ため池	山林・原野	その他	①計
$\beta$ 1	4	名護市	41	4	0	15	0	0	0	1	20
	12	本部町	112	14	0	0	0	0	1	0	15
$\beta$ 2	16	嘉手納町	7	0	0	0	2	0	0	0	2
	21	南風原町	5	0	0	0	2	0	0	0	2
$\beta$ 3	26	久米島町	3	0	0	0	0	1	0	0	1
	3	浦添市	33	1	0	0	0	0	0	2	3
	6	沖縄市	79	2	0	0	0	0	0	0	2
	15	読谷村	12	0	0	0	0	0	0	0	0
	19	西原町	36	1	0	0	0	0	0	0	1
	24	粟国村	23	0	0	0	0	1	0	0	1

### ③ 類型②の現況

類型②について、実態調査の結果をもとに、現況を整理した。土地に対して、複数の現況が存在する場合、主たる現況（実態調査結果において、現況1に記載のある現況類型）を当該土地の現況として集計した。

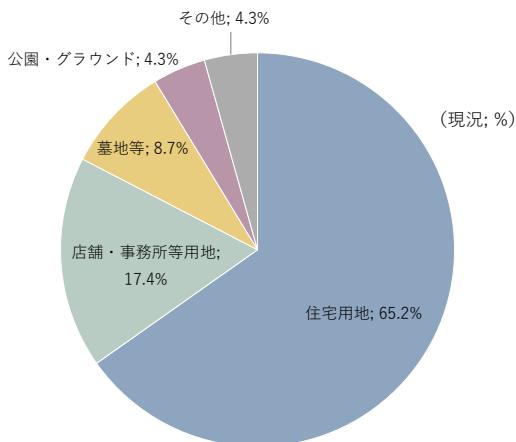
類型②の沖縄県管理地について現況内訳をみると、住宅用地が81.5%と最も多く、次いで店舗・事務所用地が16.8%であり、合わせて全体の約98%を占めている。上記以外の現況に分類された土地には、送電線路の通過する土地、コンクリート擁壁が存在する土地、住宅用地であるが現状は更地となっている土地のケースがある。

図表 24 占有類型②の現況内訳（沖縄県, N=357）



類型②の市町村管理地について現況内訳をみると、沖縄県管理地と同様に、住宅用地が65.2%と最も多く、次いで店舗・事務所用地が17.4%となっている。上記以外の現況に分類された土地には、当該土地の一部が住宅用地である土地、私有地内で筆界が未確定の土地がある。

図表 25 占有類型②の現況内訳（市町村, N=23）



### 3-2. 所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地<sup>7</sup>の概要整理

沖特管理者へのアンケート調査においては、占有者が存在する管理地のうち、所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地として、沖特管理者の権限外行為がされているおそれのある土地（類型①および類型②に該当）で最大5件<sup>8</sup>の抽出を依頼した。

また、類型①および類型②以外で占有者が存在する管理地（類型③～⑥）で最大5件の抽出を依頼した。なお、同一の現況で同一の占有者と見込まれるなど、一体のケースとして扱えるものは複数筆をまとめて1件と回答するよう依頼した。

なお、沖縄県、那覇市については、本報告書第Ⅲ章3に示す所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディで対象とする管理地は対象に含めていない。

本項では、アンケート調査における回答をベースとしつつ、実態調査から管理地に関する情報を補完し、所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地の整理を行っている。

#### （1）管理者別

所有者不明土地管理制度の適用が期待されるとして回答された管理地について、管理者別に整理したものが図表26である。沖縄県及び13の市町村から、49件139筆、合計8,634.69 m<sup>2</sup>が所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地として挙げられている。

<sup>7</sup> 所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地は、土地の状況等から制度への適合性が高いと考えられる土地を抽出したものであり、占有者の意向は未確認であるほか、管理者として所有者不明土地管理制度の適用を推進する意思を有している土地として抽出されたものでない点には留意が必要である。

<sup>8</sup> 沖縄県のみ、抽出の結果計6件となっている。

図表 26 管理者別にみた制度適用が期待される管理地の件数・筆数・合計面積

管理者名	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
沖縄県	7	21	1,778.36
那霸市	10	50	2,420.65
浦添市	4	4	427.00
名護市	5	20	873.91
沖縄市	2	2	36.00
本部町	4	21	335.77
読谷村	1	4	461.00
嘉手納町	1	2	230.00
北中城村	6	6	563.00
西原町	3	3	103.00
南風原町	2	2	160.00
粟国村	1	1	899.00
久米島町	1	1	192.00
八重瀬町	2	2	155.00
合計	49	139	8,634.69

図表 27 (参考) 管理者別にみた制度適用が期待される管理地の件数・筆数・合計面積（本報告書第Ⅲ章  
3に示す所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディで対象とする管理地を含む）

管理者名	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
沖縄県	9	25	2,503.46
那霸市	12	67	2,639.13
浦添市	4	4	427.00
名護市	5	20	873.91
沖縄市	2	2	36.00
本部町	4	21	335.77
読谷村	1	4	461.00
嘉手納町	1	2	230.00
北中城村	6	6	563.00
西原町	3	3	103.00
南風原町	2	2	160.00
粟国村	1	1	899.00
久米島町	1	1	192.00
八重瀬町	2	2	155.00
合計	53	160	9,578.27

## (2) 類型・現況別

類型別に所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地を整理したものが図表 28 であり、主な現況<sup>9</sup>別に整理したものが図表 29 である。件数及び筆数としては公衆用道路が最も多い。また、占有者が地方公共団体である事例、民間である事例共に、施設と一体となつた駐車場として占有されている事例が含まれる。

また、所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地を県管理地、市町村管理地別にみると次頁の図表のとおりである。

図表 28 制度適用が期待される管理地の類型別件数、筆数、合計面積

類型	件数(件)	筆数(筆)	合計面積(m <sup>2</sup> )
①	24	56	4,531.43
②	10	33	1,392.06
③	3	3	273.00
④	7	12	473.91
⑤	4	34	1,779.29
⑥	1	1	185.00
合計	49	139	8,634.69

図表 29 制度適用が期待される管理地の主な現況別件数、筆数、合計面積

占有者	主な現況	件数(件)	筆数(筆)	合計面積(m <sup>2</sup> )
占有者が公共	公衆用道路	12	26	874.62
	学校用地	7	8	745.00
	その他公共施設	1	10	652.00
	住宅用地	1	6	946.81
	ため池	2	2	1,091.00
	基地	1	4	222.00
占有者が民間	住宅用地	3	9	262.50
	店舗・事業所等用地	10	57	1,894.85
	うちホテル用地	4	13	584.7
	うちその他店舗・事業所等用地	6	44	1,310.15
	拝所	3	3	273.00
	墓地	7	12	473.91
占有者がその他	田・畠	1	1	1,014.00
	米軍基地	1	1	185.00
合計		49	139	8,634.69

<sup>9</sup>複数の現況を有する筆については、占有者が特定されている、もしくは隣接地の建物の状況などからほぼ特定されているとみられる現況を主な現況とした。なお、占有者が特定されているもしくはほぼ特定されているとみられる現況が複数存在する場合は、そのうち実態調査において実測面積が最も大きい現況を主な現況とした。

図表 30 制度適用が期待される管理地（県管理地）の主な現況別件数、筆数、合計面積

占有者	主な現況	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
占有者が公共	公衆用道路	0	0	0.00
	学校用地	4	4	355.00
	その他公共施設	0	0	0.00
	住宅用地	0	0	0.00
	ため池	0	0	0.00
	基地	0	0	0.00
占有者が民間	住宅用地	1	7	110.50
	店舗・事業所等用地	1	9	298.86
	うちホテル用地	0	0	0.00
	うちその他店舗・事業所等用地	1	9	298.86
	拝所	0	0	0.00
	墓地	0	0	0.00
占有者がその他	田・畠	1	1	1,014.00
	米軍基地	0	0	0.00
合計		7	21	1,778.36

図表 31 制度適用が期待される管理地（市町村管理地）の主な現況別件数、筆数、合計面積

占有者	主な現況	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
占有者が公共	公衆用道路	12	26	874.62
	学校用地	3	4	390.00
	その他公共施設	1	10	652.00
	住宅用地	1	6	946.81
	ため池	2	2	1,091.00
	基地	1	4	222.00
占有者が民間	住宅用地	2	2	152.00
	店舗・事業所等用地	9	48	1,595.99
	うちホテル用地	4	13	584.70
	うちその他店舗・事業所等用地	5	35	1,011.29
	拝所	3	3	273.00
	墓地	7	12	473.91
占有者がその他	田・畠	0	0	0.00
	米軍基地	1	1	185.00
合計		42	118	6,856.33

### (3) 占有者・占有開始時期別

主な現況に対応した占有者別に、所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地を整理したものが図表 32 である。管理者と占有者が一致している事例が 19 件と最も多く、全体の約 4 割を占める。

占有者が不明であるケースも 5 件挙げられているが、いずれも主な現況が墓地や拝所の事例であり、墓地は、実態調査時点では花が供えられているなど、使用されている形跡がある事例、拝所は地域で管理されていることが確認されている事例である。

図表 32 制度適用が期待される管理地の占有者別件数、筆数、合計面積

占有者	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
管理者と同一	19	35	4,044.81
県	3	16	238.62
国	3	6	433.00
法人	9	48	1,399.99
個人	8	27	1,935.27
自治会	2	2	195.00
不明	5	5	388.00
合計	49	139	8,634.69

占有開始時期別に所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地を整理したものが図表 33 である。

占有開始時期に係る手がかりがない土地（不明）は 26 件で、全体の約半数を占める。

図表 33 制度適用が期待される管理地の占有開始時期別件数、筆数、合計面積

占有開始時期	件数（件）	筆数（筆）	合計面積（m <sup>2</sup> ）
本土復帰前	2	7	189.91
本土復帰後	14	77	3,450.27
不明（おそらく本土復帰前）	2	3	234.00
不明（おそらく本土復帰後）	5	9	267.15
不明	26	43	4,493.36
合計	49	139	8,634.69

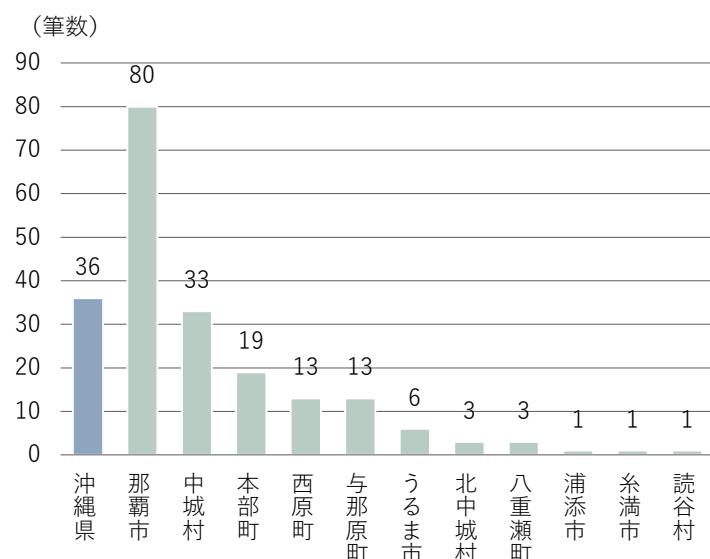
注釈) 占有開始時期は断定できないものの、現況が同一である周辺土地の占有開始時期や、施設の建設時期から管理者が占有開始時期を推察しているものについては、「不明（おそらく本土復帰前）」「不明（おそらく本土復帰後）」として区分している。なお、基本的に現況の占有開始時期は確認できても、それ以前の占有状況は確認されていない。

### 3-3. 表題部所有者不明土地法に基づく登記官による探索等の選定状況

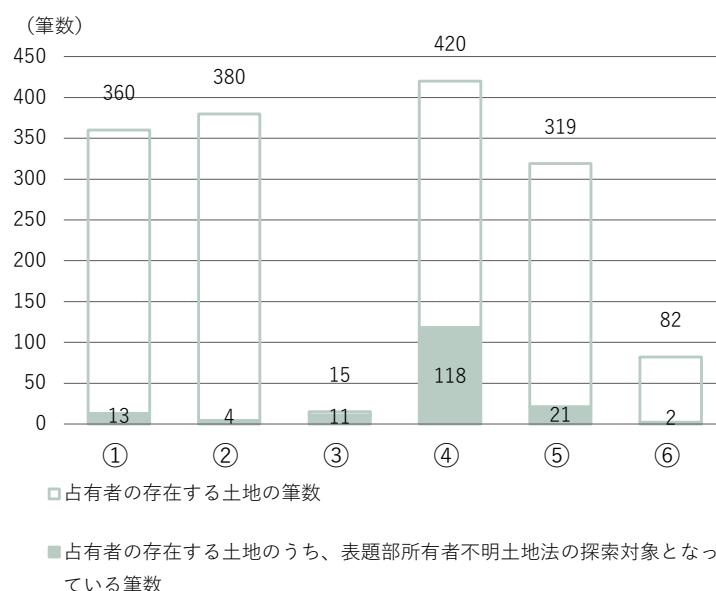
これまでに、沖縄県の管理地が 36 筆、市町村の管理地が計 173 筆、合計 209 筆の管理地が表題部所有者不明土地法に基づく登記官による探索等の対象として選定されている。

占有者の存在する管理地のうち、登記官による探索等の対象となった管理地は 169 筆であり、特に占有類型③、④の割合が高く、拝所・井戸や墓地における所有者の特定（所有者不明土地の解消）につながることが期待される。

図表 34 管理者別にみた表題部所有者不明土地法の探索対象となった管理地の筆数 (N=209)



図表 35 占有者の存在する管理地のうち表題部所有者不明土地法の探索対象となった管理地の類型別筆数



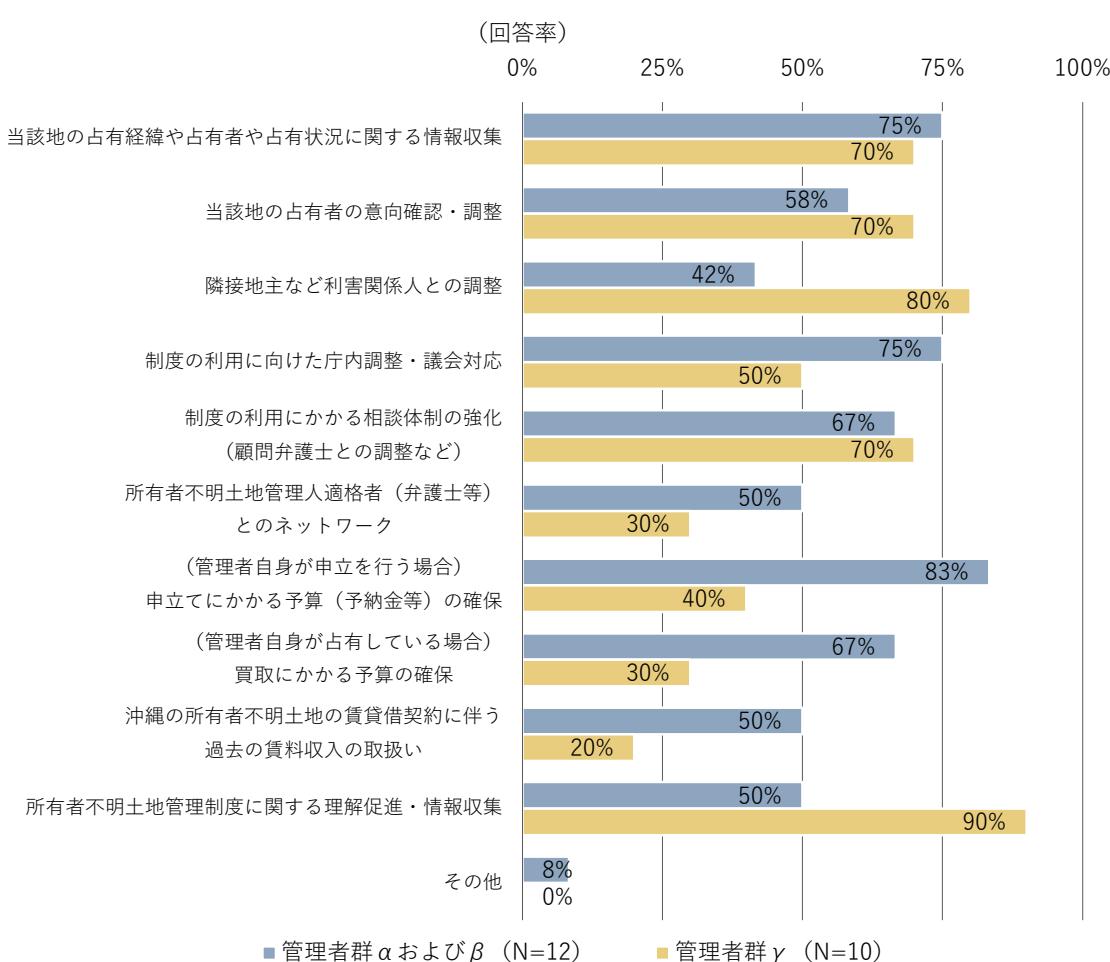
### 3-4. 制度利用を検討する場合の課題

所有者不明土地管理制度の利用を検討する場合の課題は多岐にわたる。

管理者群 $\alpha$ および $\beta$ では、「申立てにかかる予算（予納金等）の確保」、「当該地の占有経緯や占有者や占有状況に関する情報収集」、「制度の利用に向けた庁内調整・議会対応」の順で回答が多くなっている。具体的に所有者不明土地管理制度を利用する際の予算や申立書作成に関する課題が多くの管理者の間で認識されている。

一方で、管理者群 $\gamma$ では、「所有者不明土地管理制度に関する理解促進・情報収集」の回答が最も多い。

**図表 36 所有者不明土地管理制度の利用を検討する場合の課題（複数回答、N=22）**



所有者不明土地管理制度の利用を検討する場合の相談体制については、多くの管理者で顧問弁護士への相談が想定されている。管理者（地方公共団体）の顧問弁護士をはじめ、県内の弁護士、司法書士等に広く制度理解を促すとともに、相談可能な法律専門家がいない管理者向けの支援体制を構築していくことが主な課題となる。

図表 37 所有者不明土地管理制度の利用を検討する場合の相談体制（単一回答、N=21）

	選択肢	回答数
<b>1</b>	顧問弁護士に相談して検討していくことを想定している	18
<b>2</b>	顧問弁護士以外の弁護士や司法書士等に相談して検討していくことを想定している	0
<b>3</b>	所有者不明土地管理制度による沖縄の所有者不明土地の問題解決について、相談可能な法律専門家がない	2
<b>4</b>	その他	1

### 3-5. 適正管理の促進に向けた課題

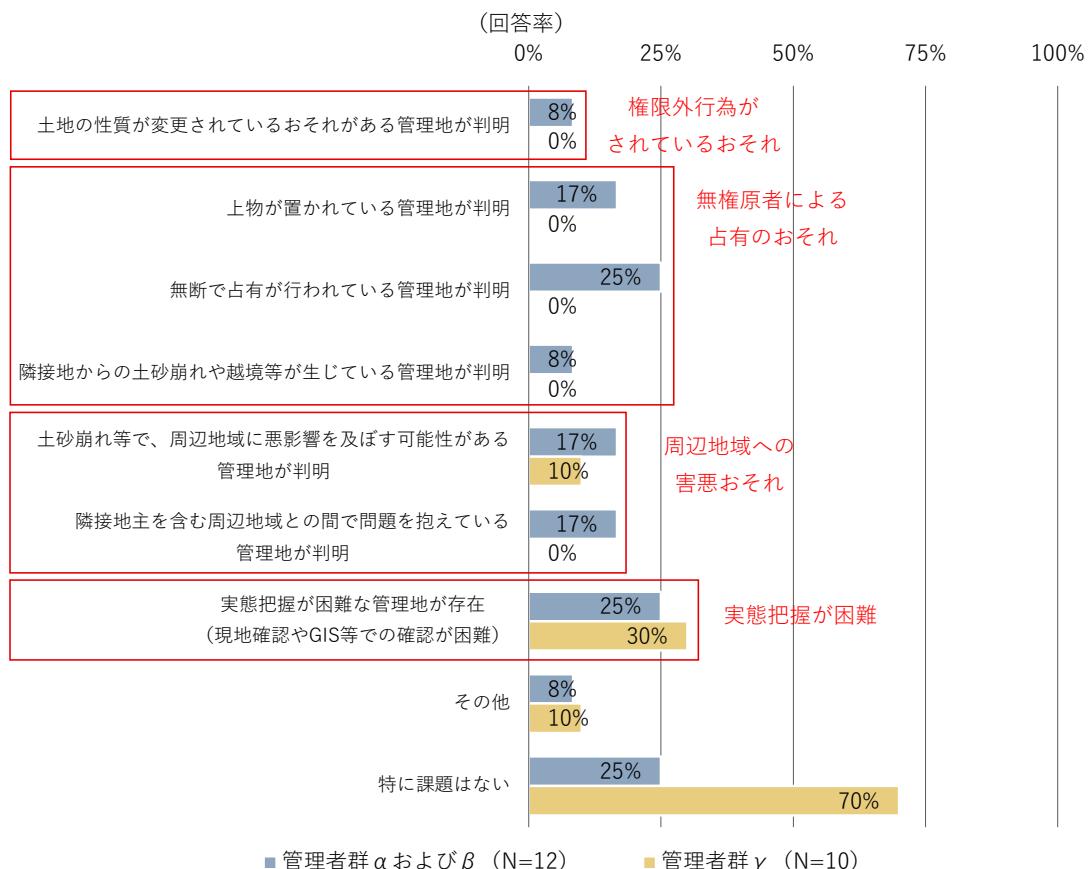
新たに発生した適正管理の点から対応が必要な問題については、「特に課題はない」の回答は、管理者群 $\alpha$ および $\beta$ では4分の1であるのに対し、管理者群 $\gamma$ では7割となっている。

管理者群 $\alpha$ および $\beta$ では、多様な課題が挙がっており、「無断で占有が行われている管理地が判明」と「実態把握が困難な管理地が存在」が最も多い。無権原者による占有のおそれがある管理地がみられる「無断で占有が行われている管理地が判明」、「上物が置かれている管理地が判明」や、周辺環境への害悪のおそれがある管理地が見られる「土砂崩れ等で、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性がある管理地が判明」、「隣接地主を含む周辺地域との間で問題を抱えている管理地が判明」については、必要な対応措置をとることが求められる。

一方で、管理者群 $\gamma$ では、挙がった課題が「実態把握が困難な管理地が存在」、「周辺地域に悪影響を及ぼす可能性がある管理地が判明」に限られる。

類型①②の有無を問わず、「実態把握が困難な管理地が存在」の回答がみられたことから、多くの管理者が、土地が急傾斜地であること、草木が生い茂っていることなどによって現地確認が困難な土地を抱えていることがわかる。

図表 38 近年（実態調査以降）、新たに発生した適正管理の観点から対応が必要な問題（複数回答、N=22）



## 4 総括

### (1) 調査結果全般について

今回、管理者による現場確認等を経て、最新の占有状況等を調査した結果、沖縄の所有者不明土地 2,690 筆のうち、占有者が存在する土地は約 6 割を占める 1,576 筆となっている。

平成 24~30 年度に実施された実態調査結果では、占有ありとされた管理地は 1,347 筆<sup>10</sup>であったことから、前回調査から一定期間が経過し、占有者が存在する管理地が増えた可能性がある。また、今回の調査結果では、20 団体と大部分の管理者が、占有者が存在する管理地を抱えていることが明らかになっている。

さらに、近年、占有のおそれがある管理地や災害発生のおそれがある管理地など、適正管理上の問題が顕在化したケースも見られる一方で、現場確認を行うことで占有が解消したケースも指摘されている。いずれの管理者においても、引き続き、適正管理に向けて定期的に現場確認を行うなど、実態把握を行う必要があると考えられる。

また、実態把握が困難な管理地が存在する多くの管理者で認識されており、衛星写真やドローンの活用等、管理者（地方公共団体）職員が少ない負担で現況を確認できるような手法を検討していく必要がある。

本調査の結果、沖特管理者が権限外行為をしているおそれのある土地の類型（類型①②）に該当する管理地は、全管理地の 3 割弱を占めており、これらの土地では所有者不明土地管理制度を活用して問題を解決できる可能性が比較的高いと考えられる。

また、特に制度の適用が期待される管理地として約 140 筆があげられており、これらの管理地は約半数の管理者からあげられている。これらの管理者が今後、制度適用に向けて必要な対応を進めるためには、特に、本年度ケーススタディを行っていない管理者（比較的小規模な地方公共団体である管理者）を対象として制度利用に関する相談体制の強化などを図っていくことも考えられる。

### (2) 所有者不明土地管理制度の活用に向けた留意点

本調査では、特に管理者による所有者不明土地管理制度適用への期待が強い事例としては、所有者不明土地にある建物の建替えの話が具体化している公共施設における事例や、公共事業が決定している用地の一部分である事例などがみられる。

これらを含め、本調査において特に所有者不明土地管理制度の適用が期待される管理地としてあげられた約 140 筆の実態・特徴を踏まえると、今後、所有者不明土地管理制度の適用に向けた検討の留意点として以下のようない点が挙げられる。

#### ■占有者および占有経緯の確認

- ・占有開始時の経緯をできるだけ詳細に把握することが必要となる。その際、対象管理地のみならず、同様の現況となる周辺の土地がどのような所有形態となっているか、収用等の

<sup>10</sup> 過年度（平成 30 年度）報告書より

手続がどのように進められたか等の経緯を確認することが想定される。

- ・現在の占有状況を明らかにしたうえで、占有者が明らかでない土地については占有者を特定することが必須である。その上で、所有者不明土地の全国的な法制度についての情報提供を行うことも考えられる。ただし、占有者が私人の場合は、所有者不明土地管理制度を利用して確実に土地が取得できるような誤解を招かぬよう、慎重に行う必要がある。

### ■土地現況の確認

- ・現況が複数にわたる土地については、分筆要否の確認とその手続きの検討が必要であると考えられる。
- ・上物がある土地については、上物の所有形態を把握した上で、占有者を含む今後の所有・利用意向の確認を行っていく必要がある。特に、学校施設等については大規模改修等がすでに予定されているケースも想定されるため、改修等の時期を見据えて対応を行っていくことが必要と考えられる。

### ■申立てに向けた手続の確認

- ・占有者の意向を確認したうえで、所有者不明土地管理制度の適用が見込まれる管理地については、次のステップとして、申立て人の調整や申立書類にかかる調整が必要であると考えられる。
- ・所有者不明土地管理制度の適用を検討していく際には、現況によって占有経緯や対応が異なると考えられることから、同種の現況を抱える管理者間では、情報共有等の連携を進めていくことが有効と考えられる。

### III. 所有者不明土地管理制度の適用に向けた調査検討

#### 1 検討の概要

本報告書Ⅱ章に整理したとおり、沖縄の所有者不明土地において、所有者不明土地管理制度を用いて「他の管理者による管理への移行」をするとともに、所有者不明土地の解消を図ることが期待されている土地が一定数あることが明らかとなった。

本調査における「所有者不明土地管理制度の適用に向けた調査検討」では、本年度の目的・目標を図表39のとおり位置づけ、目標①に対しては、所有者不明土地管理制度に関する文献調査を実施した。また、目標②に対しては、所有者不明土地管理制度の適用に向けたケーススタディを実施した。目標③に関しては、ケーススタディの伴走支援や管理者との連絡会議を通じて沖特管理者の体制構築を図るとともに、那覇地方裁判所等へのヒアリング等により協力関係の構築を図った。

図表39 令和4年度末に目指す状態（目標）

【本年度調査の目的】

所有者不明土地管理制度による所有者不明土地の問題解決・解消に向けたノウハウ・体制の確立

△ 令和4年度末に目指す状態（目標）

①取組方針の更新：本調査で実施する文献調査等で制度趣旨の分析を進めるとともに、沖特管理者の制度利用意向を踏まえ、令和3年度調査において示された取組方針（同報告書200～201頁）が適切に更新されている。

②制度利用に向けた資料：本調査で実施する沖特管理者の伴走支援により、令和5年度以降に沖特管理者が制度申立てをする際に必要となる準備例（予納金・売却代金額の試算結果、管理命令発出の申立てに必要な資料案等）が整う。

③制度利用に向けた体制：本調査の検討過程を関係者と共有することにより、沖特管理者の理解醸成や体制、那覇地方裁判所・那覇地方法務局・沖縄弁護士会等との協力関係が構築されつつある。

## 2 文献調査結果

### 2-1. 本資料の概要

改正民法で設けられた所有者不明土地管理制度は、様々な法制度の中でも、沖縄の所有者不明土地の管理の問題<sup>11</sup>や沖縄の所有者不明土地を解消していくうえで、特に活用が期待される手法である。

改正民法の施行期日は政令<sup>12</sup>により令和5年4月1日となるが、同法の施行を見据えて、本資料では本制度の適用に係る要件等の参考情報を現時点で収集可能な範囲で整理する。

本資料は、申立人が検討・考慮すべき事項である利害関係人の範囲、権限外行為許可の考え方等について、先行する類似制度（不在者財産管理制度、特定不能土地等管理制度等）や所有者不明土地管理制度立案時の検討資料等を踏まえて構成している。

なお、同様の文献調査は令和3年度調査においても実施しており、本項では、令和3年度調査の結果を用いつつ、令和4年度に発行された文献を元に、内容の更新を行っている。

本文中並びに図表のタイトルが青字で示されている部分が令和3年度報告書から更新した部分となる。

---

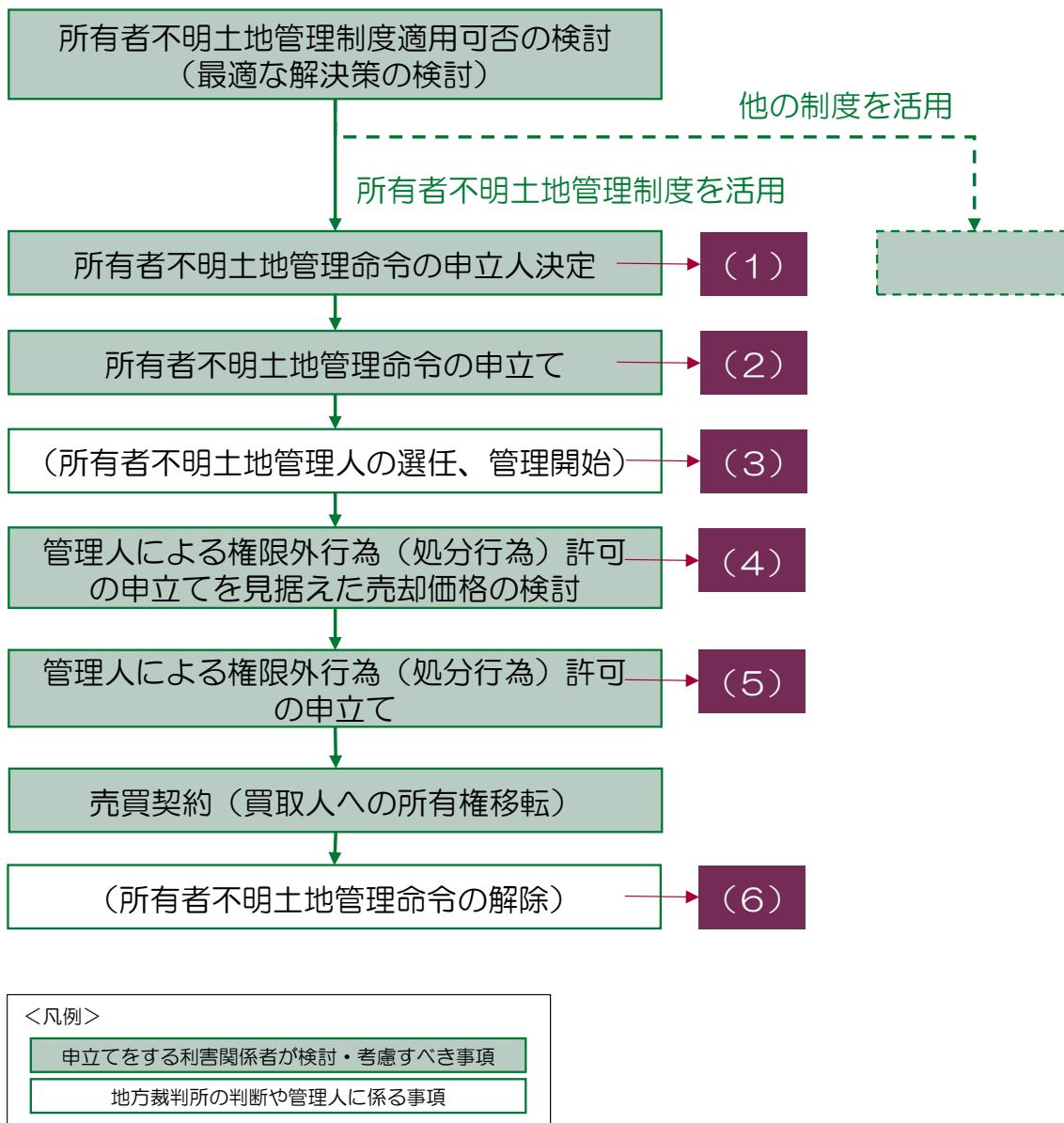
<sup>11</sup> 沖縄復帰特措法第62条に基づく管理者の管理権限を超えた利用のおそれのある土地（道路・公園等、土地の性質を変える利用のほか、建物所有目的と考えられる土地の利用）があることなど（詳しくは令和2年度報告書参照）。

<sup>12</sup> 民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第332号）

## 2-2. 所有者不明土地管理制度の適用フロー

所有者不明土地管理制度を活用して問題解決を図るにあたって、特に申立人が検討・考慮すべき事項を基に作成した適用フローは、以下の通りである。以降、(1)～(6)の順で、文献調査で触れられている検討・考慮すべき事項の詳細を記す。

図表 40 所有者不明土地管理制度の適用フロー<sup>13</sup>



<sup>13</sup> (4) は便宜上、(3) の後ろに位置しているが、実際の手続においては、(2) の申立て時に不動産鑑定結果を添付するなど、事前に申立人が買取価格を提示し、そのうえで所有者不明土地管理人が選任される流れも想定される。

## 2-3. 所有者不明土地管理制度適用にあたり検討・考慮すべき事項

### (1) 所有者不明土地管理制度の申立人決定

所有者不明土地管理制度を申し立てるにあたり、まず申立てにおける申請人（＝申立人）を決定する必要があるが、所有者不明土地管理制度における申立権者は、改正民法第264条の2において「利害関係人」とされている。

法制審議会（民法・不動産登記法）部会資料では公共事業の実施者、土地の隣地所有者、土地の購入希望者などが例示されているほか、地方公共団体を申立権者として位置づけることも妨げられないとされ、「利害関係人については一律に規定せず、総合的に判断することができるよう」すべきとされている。

また、制度趣旨が異なるため、「不在者財産管理人の選任の申立権者である利害関係人とは、その範囲が必ずしも一致するものではない」と考えられている。

図表 41 所有者不明土地管理制度の利害関係人の例①

どのような者が利害関係人といえるかについては、本文1と本文2の各制度の趣旨を踏まえ、事案によって適切に判断されるものと考えられるが、不在者財産管理制度等において利害関係人に当たるという解釈が確立している公共事業の実施者などは、土地について利害関係を有するといえると考えられる。

また、単に土地を購入したいという者については慎重な認定が必要であると考えられるが、土地の適切な管理を図るという土地管理制度の趣旨を踏まえると、例えば、購入に関する具体的計画を有する買受希望者などは、購入によってその者による土地の管理が図られる場合もあるから、事案によっては利害関係人に該当すると解されることもあり得ると考えられる。

さらに、土地の隣地所有者なども、土地の適切な管理に強い利害関係を有することがあるから、事案によっては、利害関係人に当たると解解することが可能と考えられる。

その他、土地が適切に管理されないときは、地域に重大な不利益を生じさせる場合もあり得る。地方公共団体に土地管理制度についての申立権を付与すべきかは、土地管理に関する地方公共団体の役割や負担の在り方等の地域行政の観点から検討されるべき事柄であるが（部会資料6〔5頁〕参照）、必要に応じて、行政法制において地方公共団体を申立権者として位置付けることは妨げられないと考えられる（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第38条参照）。

（資料）法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第7回会議 部会資料11 財産管理制度の見直し（土地管理制度等）」（令和元年9月24日）（<https://www.moj.go.jp/content/001306022.pdf>）5-6頁。

図表 42 所有者不明土地管理制度の利害関係人の範囲に関する見解

所有者不明土地を適切に管理するという制度の創設の趣旨に鑑みると、所有者不明土地の管理について利害関係を有する者とは、一般論としていえば、その土地が適切に管理されないために不利益を被るおそれがある隣接地所有者や、その土地を取得してより適切な管理をしようとする公共事業の実施者や民間の買受希望者がこれに当たると考えられる。そして、これらの者を類型的に利害関係を有する者として法文で具体的に例示すれば、申立権者の範囲を明確にできるとも考えられる。

もっとも、所有者不明土地の形状や性質、管理状況等の具体的な事情によって、隣接地所有者の中にも不利益を被るおそれがある者とそうでない者があり得るのであり、隣接地所有者が一律に利害関係を有する

とは必ずしもいえない。土地の取得希望者についても、その希望の強弱や代金の支払能力などにおいて様々な場合があり得るのであって、一律に利害関係を有するとするのは適当でないと考えられる。

パブリック・コメントにおいても、利害関係人については一律に規定せず、総合的に判断することができるようすべきとする意見があつたところである。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第15回会議 部会資料33 財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度について)」(令和2年7月14日) (<https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf>) 6頁。

**図表 43 所有者不明土地管理制度の制度趣旨に照らした利害関係人の範囲に関する見解**

ここでいう利害関係人とは、所有者不明土地を適切に管理するという制度趣旨に照らして判断されるものであるから、不在者の財産全般を管理し得る不在者財産管理人の選任の申立権者である利害関係人とは、その範囲が必ずしも一致するものではないと考えられる。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第18回会議 部会資料43 財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度)」(令和2年9月15日) (<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>) 3頁。

なお、隣地所有者や民間の買受希望者、時効取得を主張する者などを含めて、利害関係人の範囲は「所有者不明土地がもたらす社会経済的な不利益を削減し、又は利益を増大させるという制度趣旨から解釈していくことになる」との指摘もある。

**図表 44 所有者不明土地管理制度の制度趣旨に照らした利害関係人の例②**

**佐久間教授** この命令の請求をすることができるのは誰か、命令はどういうときに発令されるかが気になります。

(中略)

もう1つは、所有者不明の場合です。こちらは、発令の要件は「必要があると認めるとき」としか書かれていません。所有者不明土地のために権利や法律上保護される利益を侵害されている人が請求権者になることは明らかだろうと思います。その上で、この人はどうかと思うものがあります。

(中略)

2つ目は、被害を生じていないけれども、このまま放っておかれると心配だと考えた隣人は、隣人であることのみによって請求権者たり得るのでしょうか。難しそうかなと思う一方で、次に申し上げることとの関係からも先制的あるいは予防的に管理人を置いてもらうことは、所有者不明の場合はあってよいとも思っています。

3つ目は、当該土地の買受や貸借を希望する者はどうかです。部会では両論あつたはずです。権利も法律上保護すべき利益もないのだから請求権者にならないという意見があつた一方で、この制度の創設は所有者不明土地の発生を防止する、あるいは発生しているものを何とか動かすことを目指すものだとすると、所有者不明の土地を使いたいものがあるならそれを可能にする手立てを設けるという点では、請求権者と認めるこもあり得ると思います。

実務の運用を通して固まっていくのしようが、現時点でご意見があれば伺いたく存じます。

(中略)

先に隣人を挙げたのは、例えば農地ですと、隣から雑草の種が飛んでくると自分の農地の管理が大変になる、そのまま放つておけないというときに、ならば隣の土地を買っててしまいたいということもあり得ると思うのです。その場合も、例えば管理不全土地管理命令の要件が満たされる程度になるまで待たなければならないのだ

ろうか。公的な買取だったら OK ではないかという話が部会では出ましたが、民間での買受や利用の希望の場合どうなのかな、と。買受だと所有権がなくなるので、異論が大きいかもしれません。

**法務省民事局 大谷参事官** 所有者不明土地・建物管理制度で言いますと、不動産が所有者の不明により利用や管理ができなくなってしまっていることは社会経済上大きな問題であることから、管理人による管理を可能にしています。土地の所有者について調査を尽くしても所在等が分からぬといふ状況になっているのであれば、周辺の土地に具体的な損害が生じる前に管理人を選任して適切に管理する方が望ましいでしょうし、購入希望者がいれば、所有権を移してそちらに管理をしてもらつたほうが望ましいこともあります。もちろんケースバイケースになりますが、隣人や親族、買受希望者も利害関係人として排除されるものではないと考えられます。

(中略)

**松尾教授** 私も、所有者不明土地管理命令の申立権者については、不在者財産管理制度の場合とは異なり、先ほど大谷さんがおっしゃいましたように、所有者不明土地それ自体の社会経済上の価値の実現が妨げられていたり、当該土地が隣地等に不利益を及ぼしているという問題を解決するという制度趣旨に照らして、申立権者の範囲も、不在者財産管理制度とは違った形で解釈すべきであると考えます。したがって、例えば、隣地が所有者不明になることによって直接迷惑をこうむっている隣人とか、隣地との間で境界線が不明確で、気が付いてみたら長い間占有していて、隣地の所有者を相手に時効取得を主張したいのだけれども所有者不明であるというような場合にも、利害関係人になり得ると思います。所有者不明土地がもたらす社会経済的な不利益を削減し、又は利益を増大させるという制度趣旨から解釈していくことになると理解しています。

(資料) 佐久間毅ほか「座談会 改正の意義と今後の展望（特集 所有者不明土地と民法・不動産登記法改正）」ジュリ 1562 号（2021 年）22 頁。

**図表 45 所有者不明土地管理制度の利害関係人（土地の所有権の移転の登記を求める権利を有する者）**

どのような者が利害関係人に当たるかは、個別の事案に応じ、所有者不明土地管理命令の制度趣旨に照らして裁判所において判断されることになるが、例えば、その土地が適切に管理されないために不利益を被るおそれがある隣接地所有者や、土地の共有者の一部が不特定又は所在不明である場合の他の共有者、その土地を取得してより適切な管理をしようとする公共事業の実施者は、利害関係人に当たると考えられる。民間の購入希望者についても、その購入計画に具体性があり、土地の利用に利害があるケースなどでは、利害関係人と認められ得る。そのほか、土地の所有権の移転の登記を求める権利を有する者も、利害関係人となり得る。（注 1）

（注 1） 所有者不明土地管理人は、登記義務者たる土地所有者の管理処分権の行使の一環として、土地の所有権の移転の登記を申請する権限も有するものと考えられる。

そのため、例えば、ある土地を時効取得したと主張する者は、その所有権の移転の登記を求めるために、利害関係人として、所有者不明土地管理人の選任の請求を求めることができると考えられる。

所有者不明土地状態にある土地を時効取得したと主張する者の申立てにより所有者不明土地管理人が選任された場合には、選任された所有者不明土地管理人としては、時効取得を主張する者の主張の適否を検討し、場合によっては、時効取得を主張する者から訴訟の提起を受け、その被告となって応訴するこ

となる。この訴訟において認容判決がされた場合には、土地について時効取得者への所有権の移転の登記がされることになるが、このようにして管理すべき財産がなくなると、所有者不明土地管理命令が取り消される。

資料) 村松秀樹・大谷太編著『Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(金融財政事情研究会、2022年) 172,173頁。

沖特管理者が所有者不明土地管理制度の利害関係人になり得るかという点については、「事案によっては利害関係が認められるケースもあり得る」と考えられている。

図表 46 所有者不明土地管理制度の利害関係人（沖特管理者）

○屋良委員（中略）

沖縄県にある不動産登記簿には、表題部の所有者欄に所有者名の記載がない空欄、又は不明地と記載されていて、便宜的に県とか市町村の名前が記載されている、これらの土地は、先ほど述べたとおり、戦火による土地関係記録の焼失などによって生じたものであります。

本来の所有者は不明であるが、その管理を地方自治体が行えることが沖縄の特別措置法によって担保されているわけなんですが、制度的な対応がなされているわけなんですけれども、土地利用の円滑化を図るという今回の所有者不明土地管理命令においては、このような土地も対象になるんでしょうか。そして、管理をしている地方自治体が利害関係人に含まれる、で、申立てをすることができるのかということを確認をさせていただきたいと思います。法務当局、お願ひします。

○小出政府参考人（法務省民事局長）（中略）

また、先ほどお話をございました、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第六十二条に基づいて現に土地の管理を行っている地方公共団体が、利害関係人として所有者不明土地管理命令を請求することができるかにつきましては、これも個別の事案ごとの判断によることになりますが、事案によっては利害関係が認められるケースもあり得るものと考えております。

資料) 国会衆議院法務委員会「第 204 回会議議事録第 7 号」（令和 3 年 3 月 24 日）  
(<https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120405206X00720210324>) 16 頁。

沖特管理者は沖縄県または市町村であり、いずれも地方公共団体である。

地方公共団体の長が所有者不明土地管理命令の請求をすることができることについては、改正法により改正後の所有者不明土地円滑化法第 38 条 2 項において「国の行政機関の長等は、所有者不明土地につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第 264 条の 2 第 1 項の規定による命令の請求をすることができる。」と定められている。

なお、令和 4 年 5 月 9 日に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、同法律により、改正後の所有者不明土地円滑化法第 38 条 2 項は、同法律第 42 条 2 項に移行される。

また、同法律第 42 条 3 項において「市町村長は、管理不全所有者不明土地<sup>14</sup>につき、次

<sup>14</sup> 所有者不明土地のうち、所有者による管理が実施されておらず、かつ、引き続き管理が実施されないこと

に掲げる事態の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第 264 条の 9 第 1 項の規定による命令の請求をすることができる。」として、地方公共団体の長が管理不全所有者不明土地に管理不全土地管理命令を請求できるようになる。

「次に掲げる事態」として、同法律第 42 条 3 項 1 号は「当該管理不全所有者不明土地における土砂の流出又は崩壊その他の事象によりその周辺の土地において災害を発生させること。」、第 42 条 3 項 2 号は「当該管理不全所有者不明土地の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。」とされている。

一方、民間の買受希望者が利害関係人となる場合には、荒井（2021）は「購入後の用途・管理方法、購入者の管理能力・意思・資力等を疎明していく必要がある」と述べている。

**図表 47 所有者不明土地管理制度の利害関係人の例（民間の買受希望者）**

民間の買受希望者については、一律に排除されるものではないものの（部会資料 33・3 頁）、その希望の強弱や代金の支払能力などにおいて様々な場合がありうるため、一律に利害関係を肯定することも困難です（部会資料 43・6 頁）。さらに、立法担当者は、制度設計にあたって、「所有者不明土地管理制度の場合には、所有者又はその所在が分からぬということで土地が管理しにくい状態になっている、そのことに着目を致しまして、管理人を付けて管理ができるようにする。その際に、所有者が代わって、主体が代わることによってきちんと管理ができるようになる場合もあり得るということ、管理人が土地所有権の移転をさせることも視野に入れた形での管理制度を作ろうということで検討を進めた」と述べています（部会第 15 回会議〔大谷太幹事（法務省民事局参事官）発言〕）。これらを踏まえた私見ですが、民間事業者に関しては、①管理命令の対象となる土地の管理不全の状況及び現状を前提とした将来の見通しと②申立人に購入を認めた場合の将来の管理の見通しを比較して、後者の方が適切な管理に資する場合には申立てを認めてよいと考えます。そして、②を裏付けるために、具体性のある計画を前提に、(a) 購入後の用途・管理方法、(b) 購入者の管理能力・意思・資力等を疎明していく必要があると考えます。ただし、部会第 18 回会議〔宮崎文康関係官発言〕（※）も参照。

注釈）（※）部会第 18 回会議〔宮崎文康関係官発言〕は、「図表 69 所有者不明土地管理制度の管理対象となる土地の民間の買受希望者への売却」に掲載。

資料）荒井達也『令和 3 年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響』（日本加除出版株式会社、2021 年）132 頁。

前述のとおり「時効取得を主張する者」も申立権者になり得ると考えられている。不在者財産管理制度においても、利害関係人になり得るとされている。

**図表 48 所有者不明土地管理制度の利害関係人の例（時効取得を主張する者）**

取得時効が認められれば土地の所有者不明状態を解消することが可能となるため、一般論としては利害関係人に該当すると考えられる。

所有者不明土地を時効取得したと主張する者の申立てにより所有者不明土地管理人が選任された場

が確実であると見込まれるもの。

合には、選任された所有者不明土地管理人としては、時効取得を主張する者の主張の適否を検討し、場合によっては、時効取得を主張する者から訴訟の提起を受け、その被告となって応訴し、認容判決がされた場合には、所有権の移転の登記をすることになる。その登記がされれば、管理すべき財産がなくなるので、土地管理命令が取り消される。

なお、所有者不明土地管理人が土地の所有権の移転の登記を申請する権限を有するかどうかという問題もあるが、登記義務者たる土地所有者の管理処分権の行使の一環として、このような権限も有するものと考えられる。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第18回会議 部会資料43 財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度)」(令和2年9月15日)(<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>) 3-4頁。

**図表 49 不在者財産管理制度の利害関係人の例**

①、②(略)

③公共事業用の不動産売却 一国、地方公共団体

不在者所有の不動産を公共事業のために用地買収する事案。国、地方公共団体が利害関係人である。

④不在者からの租税徴収 一国、地方公共団体

不在者から租税徴収をする事案。国、地方公共団体が利害関係人である。

⑤土地区画整理事業—土地区画整理組合

土地区画整理事業を行う事案。土地区画整理組合が利害関係人である。

⑥(略)

⑦空き家対策 一市町村

財産管理の一種であるが、不在者所有の建物が老朽化し、修理や取り壊しが必要な事案。この場合、事務管理に基づく費用請求権の関係人、租税徴収の関係人とするか空き家関係の法令の関係人とするかにより利害が異なるが、基本的には市町村が利害関係人である。

⑧時効取得 一時効取得したい者

不在者所有の財産を時効取得する事案。不在者の財産を時効取得したい者が利害関係人である。

資料) 正影秀明『相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務』(日本加除出版株式会社、2018年)477頁。

## (2) 所有者不明土地管理命令の申立て

所有者不明土地管理命令の申立てでは、利害関係人が申立人となるが、その裁判の管轄は改正非訟事件手続法第90条1項において、裁判を求める事項に係る不動産の所在地を管轄する地方裁判所とされている。申立てにあたっては、以下の通り申立理由の立証や予納金の支払いが必要となることが想定される。

### ① 申立理由の立証

永井（2022）により、申立てにあたっては、その理由として、利害関係や、所有者不明であること、管理の必要性があることを立証する必要があると指摘されている。

図表 50 所有者不明土地管理命令の申立てにおける利害関係、所有者不明、管理の必要性の立証

#### ■利害関係、所有者不明、管理の必要性の疎明

では、所有者不明土地・建物の管理手続はどのように進めればよいか。

まず、所有者不明土地・建物の管理についての利害関係を有する利害関係人、例えば、倒壊寸前であったり、不法投棄ゴミにあふれていたりするような所有者不明建物の周囲の土地の所有者や、所有者不明土地からの崩落土砂、汚水流入、害虫発生などにより被害を受けている近隣の不動産所有者が、利害関係を疎明することにより、これらの土地・建物の管理人の選任を裁判所に申し立てことになる。

ちなみに、利害関係人としては比較的広く考えられており、これらの不利益を被るおそれのある近隣土地所有者のみならず、一部の共有者が不明な場合の他の共有者、その不動産を取得してより適切な管理をしようとする公共事業の実施者、対象不動産を時効取得したと主張する者等も含まれるとされている。

この利害関係の疎明以外にも、所有者の調査をしたが判明しないことや所有者の所在を知ることができなかったこと、及び管理の必要性について疎明する必要がある。前者の所有者の調査等については、登記簿上及び住民票上の住所における居住の有無の調査が必要となり、（中略）後者の管理の必要性については、基本的に裁判所の判断によるが、例えば、隣地の管理不行き届きにより不利益を被っていることなどを述べることになる。

資料) 永井秀人「第2章 相隣関係・財産管理のケーススタディ」税理第65巻5号（2022年）42-43頁。

### ② 予納金の支払い

所有者不明土地管理制度においては、申立人の予納義務の有無や、申立人が予納に応じない場合の規律は設けられていない。これは、特定不能土地等管理制度の管理者等、特定の財産のみの管理を前提とする他の類型の財産管理制度と同様である。

ただし、実際の運用においては、地方裁判所に申立てる際には予納金が必要となることが想定される。

図表 51 所有者不明土地管理命令の申立てにかかる予納金

#### ■予納金の支払い

パブリック・コメントにおいては、対象土地から所有者不明管理人の報酬や工事費用を捻出できない事態

が生じ得ることを念頭に、申立人の予納義務の有無や申立人が予納に応じない場合の規律を明らかにすべきとの意見があった。

この点について、裁判所は、土地の価値代替物から管理に必要な費用及び報酬を支払うことができるが、そのような価値代替物が存在しないときは、申立人に予め準備させた予納金から支払うことになると考えられる。そして、申立人から予納金が支払われず、原資不足により管理費用を支出するのが困難であることが見込まれる場合には、管理命令が発せられたとしても直ちにその取消しがされることになるから、このような場合には、土地管理命令を発する必要がなく、申立てが却下されることになるため、予納金が支払われないケースについての事案を適切に処理することが可能であると考えられる。

また、信託財産管理者、特定不能土地等管理者といった特定の財産のみの管理を前提とする他の類型の財産管理制度においては、予納に関する規定は設けられていないこととのバランスも問題となる。

以上を踏まえ、申立人の予納義務の有無や申立人が予納に応じない場合の規律を設けることはしていない。

### ■費用負担の規律

パブリック・コメントにおいては、所有者不明土地管理人の報酬や管理に要した費用は土地所有者の負担とするのが相当であるとの意見が多数を占めた。

もっとも、所有者不明土地管理人は、所在等が不明な土地所有者の利益を保護しつつ、土地の管理を行うことを職務とする者であり、しかも、土地所有者のために善管注意義務を負うとするのであれば、所有者不明土地管理人の報酬及び管理に要した費用は、本文(1)ア①の命令の対象とされた土地の所有者の負担とすることは、規律を設けるまでもなく当然であると考えられることから、その旨の規定を設けることは提案していない。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第15回会議 部会資料33 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）」（令和2年7月14日）（<https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf>）19頁。

所有者不明土地管理制度の予納金の金額については、法務省民事局長が「見込みを伝えることは困難」と国会で答弁している。

ただし、現行の不在者財産管理制度や相続財産管理制度においては50～100万円の予納金が支払われているところ、永井（2022）は、所有者不明土地管理制度及び所有者不明建物管理制度は「特定の土地・建物のみを対象とする」ことから、「予納金の額は現状明確ではないものの、改正の趣旨に照らして、既存の不在者財産管理制度等における金額より大幅に低い額になると見込まれる」としている。

図表 52 所有者不明土地管理制度の予納金の見込み額

### ■予納金の見込み額

○高良鉄美君 この新しい制度を、この管理制度を利用するにはその利害関係人が裁判所に請求をする必要があるということで、今そういうことも触れましたけれども、裁判所に請求するには、現行の場合には五十万から百万ぐらいの予納金が必要であるとのことでした。では、この新しい土地管理制度になればどれくらい必要になるのかと。

先ほど、個別に応じてとか内容をチェックしてということで、かなり個別事情で違ってくるというお話をありまし

た。ただ、幅として、新しい制度とこれまでの制度とかなり金額が違うのか、その辺必要になるのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（小出邦夫君）（法務省民事局長） お答えいたします。

所有者不明土地管理制度を利用して適切に土地の管理を行うためには、管理人による管理に要する費用や管理人の報酬に見合う金銭をあらかじめ確保しておくことが必要となります。管理人による管理の対象となる財産は基本的には土地のみであり、管理の対象となる財産からこれらの費用等を支出することは困難でございます。そのため、実際上、現行法上の他の財産管理制度と同様に、所有者不明土地管理制度の申立てをする利害関係人からあらかじめ費用や報酬に見込まれる予納金を納めてもらう必要があることになります。

この予納金の金額でございますが、個別の事案ごとに、予定されている職務の内容がどのようなものであるか、例えば、現状を維持するために単にその土地の管理をするだけであるのか、あるいは、それとも売却等の処分をすることまで予定しているのかといったその職務の困難性、あるいは確実な売却先が確保されていて、既にですね、その売却代金をそのまま管理費用に充てることが見込まれるのかといった諸般の事情を考慮して判断せざるを得ないと考えられるところでございます。

もとより、今回の改正は、特定の土地のみを管理の対象とすることにより、効率的な管理を可能として必要な負担が生じないようにするためのものではありますが、先ほど述べた理由から、その予納金の金額の見込みなどをお答えすることは困難でございます。

資料) 国会参議院法務委員会「第 204 回会議議事録第 9 号」(令和 3 年 4 月 20 日)

(<https://kokkai.ndl.go.jp/pdf/120415206X00920210420>) 16-17 頁。

図表 53 所有者不明土地管理制度・所有者不明建物管理制度の予納金にかかる考え方

#### ■現行民法の規定における予納金

現行民法では、隣接地に倒壊寸前の所有者不明の建物がある場合、自己の土地の所有権に基づき妨害予防を裁判上請求することが考えられる。

しかし、どうしても所有者などを探して送達する相手方を明確にしなければならぬうえ、数次相続が発生している場合はこれも困難を極めることになる。また、その後も裁判手続に時間がかかるることは否めない。

そこで、不在者財産管理制度や、相続にあたっては相続財産管理制度が活用されている。

(中略)

しかし、これらの財産管理制度は、管理人に、不在者等の財産全般を管理することを求める建付けになっている。したがって、管理人の報酬を含む予納金も 50 万円から 100 万円と高額になりがちで、かえって不便となっていた。

#### ■改正民法の規定における予納金

そこで、改正民法では、所有者不明の土地・建物について、裁判所が、隣接地の住民などの利害関係人の請求により管理人を選任し、その管理人をして、当該土地・建物に特化した管理を早急に行わせることで、所有者不明の土地・建物から生じる被害の発生防止やこれらの不動産の利活用につながることが期待されている。また、管理人選任のための予納金も、特定の土地・建物のみを対象とするため、低額になると期待されている。

### ■所有者不明土地・建物の管理手続

では、所有者不明土地・建物の管理手続はどのように進めればよいか。

(中略)

また、管理費用の予納も必要となる。この予納金の額は現状明確ではないものの、改正の趣旨に照らして、既存の不在者財産管理制度等における金額より大幅に低い額になると見込まれる。

資料) 永井秀人「第2章 相隣関係・財産管理のケーススタディ」税理第65巻5号(2022年)41-43頁。

### ③ (参考) 想定される管理人候補者

所有者不明土地管理制度の管理人は、「土地所有者及び利害関係人の利益にも配慮しながら所有者不明土地の円滑かつ適正な管理を実現するという所有者不明土地管理制度の趣旨を踏まえ、事案に応じて、当該土地の適正な管理をする能力を有する者が適切に選任されるべき」と考えられている。

また、村松・大谷(2022)は、「処分の是非等についての専門的な判断が必要となるケースでは弁護士・司法書士である者、境界の確認等が必要となるケースでは土地家屋調査士である者を選任することが考えられる」と、想定される所有者不明土地管理人を具体的に例示している。

図表 54 所有者不明土地管理人

なお、所有者不明土地管理人としてどのような者を選任するかについては、様々な意見があつたが、土地所有者及び利害関係人の利益にも配慮しながら所有者不明土地の円滑かつ適正な管理を実現するという所有者不明土地管理制度の趣旨を踏まえ、事案に応じて、当該土地の適正な管理をする能力を有する者が適切に選任されるべきものと考えられる。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第15回会議 部会資料33財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度について)」(令和2年7月14日)(<https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf>)6頁。

図表 55 所有者不明土地管理人として選任される者

どのような者を所有者不明土地管理人として選任するかは、個別の事案において管理人が行う具体的な職務内容を勘案して裁判所が判断することになるが、例えば、処分の是非等についての専門的な判断が必要となるケース(売却代金額の相当性の判断を要するものや、数人の者の共有持分を対象として管理命令が発せられ、誠実公平義務の履行を確保すべきものなど)では、弁護士・司法書士である者を選任することが考えられる。また、境界の確認等が必要となるケースでは、土地家屋調査士である者を選任することが考えられる。(注1)

(注1) 衆議院法務委員会及び参議院法務委員会における附帯決議では、政府が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、「所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するにあたっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門識者の積極的な活用を図ることが挙げられている。

資料) 村松秀樹・大谷太編著『Q&A令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(金融財政事情研究会、2022年)174,176頁。

また、児玉（2022）は、所有者不明土地管理人は「第三者的な立場の者が選任されると解され」、「申立人が自ら管理人になる」ことはできないと指摘している。

**図表 56 所有者不明土地管理人として選任される者**

なお、管理人が所有者不明土地を処分することができることから、第三者的な立場の者が選任されると解されます。したがって、申立人（図4のYやZ）が自ら管理人になる（予納金の支払いを免れる）ことはできません（※）。

（※）申立人が負担した予納金が土地の管理費等に充てられることから、民法の事務管理（民法697条）の規定により、申立人が、土地の所有者に対して、予納金相当額の金銭の支払請求をすることができます（民法702条1項）。

すなわち、事務管理とは「法律上の義務がないのに、他人（この場合は不明者）のために事務の管理をする」ことを言います。そして、事務管理をしたもののは、有益費（必要費を含む広い概念とされています）の償還請求をすることができます。

ただし、土地所有者の所在が不明ですから、その管理費を回収するためには、その者を被告として訴訟を提起しなければなりません（訴状は「公示送達」という方法により送達できます。詳しくは第6章参照。）

資料）児玉隆晴『〈民法〉所有権・相続のルール大改正—改正民法・不動産登記法などを、基礎から分かりやすく解説一』（信山社、2022年）18頁。

### (3) (参考) 管理人による管理業務

所有者不明土地管理人が選任された後、所有者不明土地管理人が管理を行うにあたっての管理権限等は以下の通りである。

#### ① 管理人の管理権限

##### 1) 所有者不明土地管理人の管理権限や管理方法

所有者不明土地管理命令が発せられると、その効力は対象とされた土地とその上の動産にまで及ぶ（改正民法第264条の2第2項）。管理人の権限は、基本的には土地の保存、利用、改良行為の範囲に限られ、処分行為などの権限外行為を行う場合は、裁判所の許可を得る必要がある。また、管理人には、管理処分権が専属する（改正民法第264条の3）。

なお、裁判所から所有者不明土地管理人に対する管理方法の指示については、実務運用に委ねることとするほか、他の法制を参考に何らかの形で規律を設けることも考えられている。

図表 57 所有者不明土地管理制度における管理の方法

第15回会議では、所有者不明土地管理人となるべき者の円滑な管理の観点からは、管理の方法を限定できるようにした方がよいのではないかとの意見もあったが、部会資料33の補足説明で記載したように、そのような限定をし、権限自体を制約することは、取引の安全の観点からも、慎重であるべきであると思われる。もっとも、裁判所が事案に応じて管理の在り方について所有者不明土地管理人に指示をすることは考えられるが、その指示の在り方については、実務運用に委ねることとするほか、他の法制を参考に何らかの形で規律を設けることも考えられる。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第18回会議 部会資料43 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度）」（令和2年9月15日）（<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>）5頁。

##### 2) (参考) 特定不能土地等管理者の管理権限

特定不能土地等管理者の管理権限は、基本的には土地の保存、利用、改良行為に限られ、処分行為などの権限外行為を行う場合は、裁判所の許可を得る必要がある。また、管理者には、管理処分権が専属する（表題部所有者不明土地法第21条）。

土地の管理権限の具体例としては、繁茂した草木の伐採の許可や、土地の買取りに応ずる権限が挙げられている。

図表 58 表題部所有者不明土地法における特定不能土地等管理者による管理行為

所有者等を特定することができなかった表題部所有者不明土地等の管理（第19条～第30条）  
・所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかった表題部所有者不明土地については、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする。  
○当該土地の繁茂した草木の伐採の許可  
○当該土地の買取りに応ずる権限→売却代金は所有者のために供託することも可能

(供託金が時効消滅した後は、国庫に帰属)

資料) 法務省「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要」(令和元年)  
(<https://www.moj.go.jp/content/001309296.pdf>) 2頁,2022年1月11日最終閲覧をもとに作成。

### 3) (参考) 沖特管理者の管理権限

沖縄の所有者不明土地については、沖縄復帰特措法第62条において「従前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする」とされているが、具体的な管理権限に関する規定はない。

そのため、沖特管理者の管理権限の範囲は解釈によることとなるが、これまでには不在者財産管理制度と同様「権限の定めのない代理人」であると解釈<sup>15</sup>されており、民法第103条に基づき、処分行為はできないと解されてきた。

また、過年度調査（令和3年度調査）報告書（65頁）においては、「所有者不明土地の管理」を目的とする所有者不明土地管理人の法的地位が「土地の適切な管理をその職責とする職務者」と位置づけられたことを踏まえ、沖特管理者の法的地位も「土地の適切な管理をその職責とする職務者」と解釈することが合理的であるとしたうえで、「沖特管理者の権限の範囲の解釈は従来と同様で良いと整理されている。

図表 59 沖縄の所有者不明土地の管理に関する根拠法令

第62条 沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、従前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする。

資料) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）

図表 60 民法における権限の定めのない代理人の権限

第103条 権限の定めのない代理人は、次に掲げる行為のみをする権限を有する。

- 1 保存行為
- 2 代理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

資料) 「民法」（明治29年法律第89号）

## ② 管理人の義務

### 1) 所有者不明土地管理人の義務

所有者不明土地管理人の義務について、改正民法第264条の5は「所有者不明土地管理人は、所有者不明土地等の所有者（その共有持分を有する者を含む。）のために、善良な管理人の注意をもって、その権限を行使しなければならない。」としており、所有者不明土地管理人は土地の所有者の利益を害さないように行動しなければならないと考えられている。

<sup>15</sup> 沖縄県所有者不明土地検討委員会「所有者不明土地問題」に関する意見報告書（平成23年3月）。

**図表 61 所有者不明土地管理人の義務**

第 15 回会議においては、所有者不明土地管理人は、必ずしも土地の所有者のために選任されるわけではないのに、善管注意義務の相手方を土地所有者とすることは、整合するのかという趣旨の指摘があつた。

所有者不明土地管理人は、土地の適切な管理を実現するために選任されるものであるが、他方、善管注意義務の相手方を土地所有者とすることは、所有者不明土地管理人が土地の所有者の利益を害さないように行動しなければならないということを意味するものであつて、所有者不明土地管理人の選任の目的と排斥しあうものではないと考えられる。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第 18 回会議 部会資料 43 財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度)」(令和 2 年 9 月 15 日) (<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>) 8 頁。

## 2) (参考) 特定不能土地等管理者の義務

特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、また誠実かつ公平に管理権限を行使しなければならない(表題部所有者不明土地法第 24 条参照)。

**図表 62 表題部所有者不明土地法における管理者の義務**

第 24 条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもって、第 21 条第 1 項の権限行使しなければならない。

2 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、誠実かつ公平に第 21 条第 1 項の権限行使しなければならない。

資料) 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」(令和元年法律第 15 号)

## 3) (参考) 沖特管理者の義務

沖縄の所有者不明土地に関しては、図表 59 のとおり、沖縄復帰特措法において管理者の管理義務に関する規定が設けられていないが、過年度調査(令和 3 年度調査)報告書(66 頁)では、所有者不明土地管理人等の類似する土地管理人の権限と義務の規定を踏まえ、沖特管理者も善管注意義務を有するとの解釈に基づき、適正管理のあり方を定めておくことが適切であると整理されている。

## ③ 費用の前払及び報酬

所有者不明土地管理人が管理にあたって必要となる費用や報酬について、改正民法第 264 条の 7 は、土地所有者の負担とすることを定めており、「費用の前払及び報酬の支払原資についても、土地や土地上の動産に限定する必要はない」と考えられている。

「表題部所有者不明土地法では費用の前払及び管理人の報酬については、その対象とされた所有者等特定不能土地から支出することとされている一方で、所有者の財産一般に関する負担の規定は置かれていない。これは、所有者等特定不能土地の性質上、事後的にそ

の所有者を特定することが期待し難いため、所有者の財産一般から費用等を回収することは予定されないことによるもの」とされている。

図表 63 所有者不明土地管理人の費用及び報酬

第 15 回会議においては、管理に要した費用等を、所有者不明土地やその土地上の動産等に限らず、土地所有者の負担とする規律を設けるべきではないかとの意見があつた。

所有者不明土地管理人は、土地の所有者に代わって土地を管理する者であるから、その管理費用及び報酬は、土地の所有者が負担すべきと解される。

表題部所有者不明土地法では、費用の前払及び管理人の報酬については、その対象とされた所有者等特定不能土地から支出することとされている（第 27 条第 1 項）一方で、所有者の財産一般についての負担の規定は置かれていないが、これは、所有者等特定不能土地の性質上、事後的にその所有者を特定することが期待し難いため、所有者の財産一般から費用等を回収することは予定されないことによるものと考えられる。これに対し、本文ア①の所有者不明土地について管理人が選任される場面には、管理命令の時点で所有者が特定されているケースも含まれており、また、事後的にその所有者が特定される可能性も事案によって様々であるから、所有者の財産一般から費用等を回収することができるケースもあると考えられる。これらの違いに照らすと、所有者不明土地管理制度においては、管理費用等を所有者の負担とする旨の規律を置くことが考えられる。

また、このように考えると、費用の前払及び報酬の支払原資についても、土地や土地上の動産に限定する必要はないと考えられる。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 18 回会議 部会資料 43 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度）」（令和 2 年 9 月 15 日）（<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>）9 頁。

報酬に関して、蓑茂・市川（2021）は、「事案に応じ、その職責と労力に見合った報酬が支払われるべき」とはしつつも、基本的には対象となる不動産のみを管理すれば良いことから、「従来の財産管理人と比べて低額にすべき」としている。

なお、税務に関して、不動産を売却した際の譲渡所得について、管理人が所得税の申告を行うことは困難ではないかと考えられているが、管理する不動産の固定資産税・都市計画税については管理人が納付するものと解されている。

図表 64 所有者不明土地管理人の報酬

#### ■管理人の報酬

新たな財産管理人は、対象となる不動産のみを管理すればよく、不在者の財産全般又は相続財産全般を管理することを前提とした事務作業をする必要がない。したがって、この点では、新たな財産管理人の報酬は、従来の財産管理人と比べて低額にすべきである。ただし、これまで述べてきたことから明らかなように、事案によっては、対象不動産が大規模であり、管理に様々な困難が伴うことがあり得る。新たな財産管理人は、そのような状況で、所有者のみならず、利害関係を有する第三者の利益と調整しながら、土地の適切な管理を行わなければならないのであり、事案に応じ、その職責と労力に見合った報酬が支払われるべきであろう。

資料) 萩毛良和=市川浩行「新たな財産管理制度のこれからの実務運用—「財産の確実な保存」から「土地建物の円滑かつ適正な管理」への転換—」ひろば（2021年）45頁。

**図表 65 所有者不明土地管理人の税務**

新たな財産管理人が、裁判所の許可を得て、管理する不動産を第三者に売却した場合、当該不動産の譲渡所得について、所得税の申告を行うことができるか。この点、従来の財産管理人のうち、不在者財産管理人については、裁判所の許可を得て不在者の財産を譲渡した場合、当該譲渡に関する納税申告は保存行為に該当するため、不在者財産管理人は、裁判所の許可を得ることなく、不在者の代理人として納税申告を行うことができる。もっとも、このような取り扱いは、不在者財産管理人が不在者の財産全てについて管理権限を有するが故に可能であると解される。したがって、本人の資産のうち一部についてのみ管理権限を有する新たな財産管理人については、このような納税申告を行うことは困難ではないかと考えられる。

他方で、新たな財産管理人が管理する不動産に関する固定資産税・都市計画税については、当該財産を管理するための費用として、新たな財産管理人が納付するものと解される。

資料) 萩毛良和=市川浩行「新たな財産管理制度のこれからの実務運用—「財産の確実な保存」から「土地建物の円滑かつ適正な管理」への転換—」ひろば（2021年）45頁。

#### (4) 管理人による権限外行為（処分行為）許可の申立てを見据えた売却価格の検討

沖縄の所有者不明土地には、沖縄管理者が置かれているため、所有者不明土地管理命令の申立てが認められるケースでは、適正管理に向けて沖縄管理者ではできない「権限外行為許可（処分行為）」が必要になることが多いと考えられる。

管理人が適正管理に向けて所有者不明土地の解消（売却処分）を想定する場合、裁判所に対して権限外行為許可の申立てを行うことになるが、その際には所有者不明土地の売却にあたっての適正価格を定めておく必要があるほか、実務においては、申立人が予め適正な買取価格を示したうえで所有者不明土地管理命令の申立てを行うことも考えられる。

ただし、適正な売買価格の算定方法については、所有者不明土地管理制度の検討過程においてその考え方を示されていないため、関連制度における価格の設定方法について参考情報を示す。

##### ① (参考) 相続財産管理制度における売却価格の設定

相続財産管理制度において不動産を売却するには、最低売却価格を定める必要があり、不動産鑑定士に鑑定を依頼することが一般的とされている。なお、公的価格には様々な種類のものがあり、地域によっても基準価格が異なっている。

図表 66 相続財産管理制度の管理人による不動産の売却価格

###### ■相続財産管理制度において不動産を売却するには

###### <法令上の制限>

任意売却においては、権限外の許可を取得する必要があるが、この許可では、不動産の場合、最低売却価格を定めなければならない（家事規 103 条 5 項）。その点においても、売却における売買代金は重要なものである。

###### <従来からの方法—不動産鑑定士の鑑定>

従来の相続財産管理人の業務に関する書籍には、売買価格を裁判所に認めてもらうために不動産鑑定士の鑑定書を添付する、と記載されていることが多い。もちろん、これを添付しないと法令違反ということではない。「不動産鑑定士」は、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき制定された国家資格であり、不動産の経済価値に関する高度専門家である。

従来は、不動産鑑定士に依頼し、売却予定の不動産に関する経済的価値を判定し、その結果を価格に表示する「不動産鑑定評価書」を提出してもらい、売却する不動産の価格を家庭裁判所に認めてもらうような手続きが多く行われていた。

もちろん、この方法がなくなったわけではなく、現在でも不動産鑑定士に鑑定してもらうほどの価値がある不動産に関しては、「不動産鑑定評価書」を用いて手続を行う。

###### ■土地価格の様々な種類

従来から土地の価格には 4、5 種類あるといわれ、同じ土地であっても基準により値段が違ってくる。発表する行政庁や価格の根拠となる理由が異なるため、同じ不動産に対していくつもの公的な価格がつくことに

なる。

#### ①実勢価格

実際に不動産取引で売買される際の価格といわれる。国土交通省の「不動産取引価格情報検索」で参考価格が閲覧できる。

#### ②公示地価

国土交通省が、毎年3月に公表する土地価格。およそ実勢価格の約90%程度といわれている。国土交通省のホームページ「標準値・基準値検索システム」で閲覧できる。

#### ③基準地価

都道府県知事が国土利用計画法の規定に基づき毎年9月に公表する土地価格。公示価格とほぼ同じといわれている。国土交通省のホームページ「標準値・基準値検索システム」で閲覧できる。

#### ④路線価

国税庁が発表する相続税・贈与税の計算の利用のため毎年7月に公表される土地価格。およそ実勢価格の70~80%程度、公示価格の約80%程度といわれている。国税庁のホームページの「財産評価基準書」で閲覧できる。

#### ⑤固定資産税評価額

市町村が発表する固定資産税・都市計画税の計算に利用される土地価格。毎年1月1日時点の価格であり、3年に1回見直される。およそ実勢価格の60~70%程度、公示価格の約70%といわれている。一般財団法人資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ」で閲覧できる。

### ■地域によっても基準価格が違う

不動産を売却する場合、様々な土地価格のうちどれを基準に考慮すべきかが、実際には問題になるはずである。これについては、その地域の家庭裁判所が、どの価格を基準にして実務を行っているかが参考になる。

例えば、遺産分割調停等において不動産をどのような価格で見ているかが参考になる。都会であれば、実勢価格や公示価格を不動産の価格とみているところもあるだろう。地方の裁判所では、一番価格の低い固定資産税評価額を基準にしているところもある。

地域の家庭裁判所が基準にしている価格程度で売却できれば、問題ないともいえる。現実にはもっと低い価格でないと売却できない不動産も多いが。

なお、不動産の評価に関しては、片岡武ほか『実践調停 遺産分割事件』（日本加除出版、2016）162頁が参考になる。

資料) 正影秀明『相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務』（日本加除出版株式会社、2018年）259-261頁。

## ②（参考）所有者不明土地円滑化法に基づく地域福利増進事業における補償金算定方法

売却による処分ではないが、所有者不明土地円滑化法に基づく地域福利増進事業における補償金の算定に関しては、ガイドラインが定められており、見積額の根拠は不動産鑑定業者に鑑定評価等を求めて得ることを基本とすることや、根拠資料を添付することなどが定められている。

特に、土地使用権・物件所有権・物件使用権の取得の対価の額に相当する補償金に関しては、ガイドラインの中で具体的な算出方法が示されている。

図表 67 円滑化法における補償金の見積額について

■損失の補償金の見積額について

- ・ 損失の補償金の額は、法第 16 条に基づき見積もります。（具体的な考え方は、4. 4. 5で解説しています。）
- ・ 不明所有者・不明権利者に対する損失の補償金の見積額のみならず、確知所有者・確知権利者に対する損失の補償金の見積額についても記載します。
- ・ 確知所有者・確知権利者との間では、補償金について交渉した上で、公告・縦覧の際に異議を述べない旨の書面（承諾書等）を取得しておくことが重要です。
- ・ 損失の補償金の見積額は、確知所有者との交渉結果を踏まえた上で、確知所有者と不明所有者で異なる金額とすることも許容されます。例えば、公共的な事業であること等を理由に確知所有者が同意した場合は、当該確知所有者に対する補償については、無償とすることも可能です。（不明所有者に対する補償は、4. 4. 5の考え方方に沿って算定する必要があります。）
- ・ 補償金の見積額の算定の基礎となる特定所有者不明土地の価格は、不動産鑑定業者に鑑定評価等を求めて得ることを基本とします。なお、この鑑定評価等に加え、近傍類地の賃借りの事例収集、借賃相当額の算定、控除すべき維持管理費用の算定等、補償金額の具体的な算定についても、一括して不動産鑑定業者に委託することも考えられます。[また、特定所有者不明土地に朽廃した空き家等が存在する場合の補償金の見積額の算定についても、不動産鑑定業者に委託することができます。](#)
- ・ 不動産鑑定業者に委託する場合、評価条件の設定については、不動産鑑定業者に相談をしながら行うこととなります、都道府県と事前に調整しておくことが望ましいです。
- ・ [土地等使用権の取得の対価の額に相当する補償金の見積額は、裁定申請時の価格として、補償金の支払時期ごとに見積もります。](#)
- ・ 事業者は、損失の補償金の見積額の算定根拠となった資料（補償金の見積額の計算書、近傍類似の土地の借賃のリスト、不動産鑑定評価書等）を添付します。

■損失の補償金の見積額の内訳について

- ・ 損失の補償金の見積額は、事業区域内に特定所有者不明土地が複数筆あり、これらをまとめて裁定申請する場合には筆毎に、所有者・権利者が複数存在する場合には所有者・権利者毎に記載します。
- ・ [土地等使用権の取得の対価の額に相当する損失の補償金の見積額は、補償金の支払時期ごとに記載します。](#)
- ・ 損失の補償金の見積額は、土地使用権の取得の対価の額に相当する補償金、物件所有権の取得の対価の額に相当する補償金、物件使用権の取得の対価の額に相当する補償金に分けて記載します。
- ・ また、残地に関する補償がある場合には、残地に関する損失の補償金（法第 16 条第 4 項）、残

地に関する工事費の補償金（同条第5項）についても、分けて記載します。その他の損失に対する補償金（同条第6項）についても、同様に分けて記載します。

- ・ 土地が共有状態で各共有者の持分が不明の場合は、原則として、法第17条に基づき確知所有者の分も含め補償金を一括で供託することとなります。ただし、所有権登記名義人が死亡し、土地が相続人の共有状態となっていて、遺産分割協議が未了のため各相続人の持分が不明である場合には、確知している相続人の異議がない場合に限り、法定相続分で補償金の額を算定することができます。

注釈) 青字部分が令和3年4月時点のガイドラインから更新された箇所を示す。

資料) 国土交通省不動産・建設経済局「地域福利増進事業ガイドライン」(令和4年11月)  
(<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001520090.pdf>) 80-81頁、2023年3月2日最終閲覧。

## (5) 管理人による権限外行為（処分行為）許可の申立て

管理人が適正管理に向けて所有者不明土地の解消（売却処分）を想定する場合、裁判所に対して権限外行為許可の申立てを行うことになるが、その際の裁判所の許可判断に係る事項を以下に記す。

### ① 権限外行為（売却処分）の許可判断

所有者不明土地管理人が権限外行為（処分行為）として売却処分の許可を得ることに関して、村松・大谷（2022）は、所有者不明土地管理制度の趣旨に照らして、「その売却が適正な土地の管理の観点から相当かや、所有者の帰来・出現可能性を踏まえ、その売却によって所有者の利益を害することにならないか、売却代金は相当かなどの観点から、売却の許否が判断されることになる」としている。

図表 68 所有者不明土地管理制度の趣旨に照らした売却の可否の判断

裁判所の許可については、所有者不明土地の適切な管理を実現し、ひいてはその円滑・適正な利用を図るという所有者不明土地管理制度の趣旨に照らし、個別の事案に応じてその是非が判断されることになる。

例えば、所有者不明土地管理人が土地を売却するケースについては、その売却が適正な土地の管理の観点から相当かや、所有者の帰来・出現可能性を踏まえ、その売却によって所有者の利益を害することにならないか、売却代金は相当かなどの観点から、売却の許否が判断されることになる。

資料）村松秀樹・大谷太編著『Q & A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』（金融財政事情研究会、2022年）177頁。

民間の買受希望者への売却が認められるかという点については、法制審議会では、価格の適切性や所有者の出現可能性・帰来可能性などが考慮要素となるとの議論が交わされている。

図表 69 所有者不明土地管理制度の管理対象となる土地の民間の買受希望者への売却

#### ■民間の買受希望者による管理

○市川委員 今回の部会資料で変更された箇所ではありませんが、部会資料の5ページのイの②の権限外行為に関しまして、この権限外行為の裁判所の許可の運用の在り方について、現行の不在者財産管理人の場合とは異なる考慮要素などもあるかと思われますので、改めて確認させていただきたいと思います。

まず、所有者不明土地の権限外行為の対象となる行為として、念頭に置かれている行為がどのようなものなのかということを確認させていただきたいと思います。また、そのような行為を許可するかしないかの考慮要素として、どのようなものが想定されているのかということを、改めてお聞かせいただけますでしょうか。よろしくお願いします。

○山野目部会長 イの②の運用について、部会資料の作成に当たってあたってイメージしている運用がありましたら、御案内ください。

○宮崎関係官 まず、一つ目が、許可の対象となるような行為はどういうものを念頭に置いているのかという御質問でしたけれども、これについては、典型的には売買かなと思っております。

その判断の際の考慮要素ということにつきましては、売買契約の内容としましては、価格の適切性などについては一つの考慮要素になりますし、また、今回の制度というのは、土地の適切な管理を実現するためのものでございますので、その限りにおいて管理が適切にされることが見込まれるということも考慮されるのかなと思いますが、一般的には、買い受ける人というのは適切に管理を行っていくということが見込まれますので、この要素をもって否定されるケースは少ないのでないのかなと思っております。

また、土地の所有者の出現可能性ないしは帰来可能性ですか、そういうことについては、不在者財産管理人と同様に考慮要素の一つになっていくものかなとは考えてございます。

○山野自部会長 市川委員、お続けください。

○市川委員 ありがとうございます。

今回不在者財産管理人と特に異なる部分としましては、土地の適切な利用可能性というところかと思いますが、その点について、裁判所が深く資料を提出させて検討するということは、余り想定されていないという理解でよろしいでしょうか。

○宮崎関係官 今申し上げましたように、普通は土地を買う人であれば、そこを適切に管理しながら使用することが見込まれるのだろうと思いますので、具体的にそれが否定されるような事案というのは、今の時点では想定しにくいのかなとは考えております。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第18回会議議事録」(令和2年9月15日)  
(<https://www.moj.go.jp/content/001332317.pdf>) 7-8頁。

秋山(2022)は、「管理人による処分行為がどのような場合になぜ許されるかは、所有者不明土地管理制度の趣旨に照らして判断される」と述べているが、「所有者不明土地管理制度の趣旨には、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用も含まれている。もっとも、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用といつても、その具体的な内容はかなり多義的である。それゆえに、円滑・適正な利用ないし利活用という趣旨にどのような意味を読み込むかによって、所有者不明土地管理人による処分行為が許される根拠と範囲も大きく変わるものではないかと考えられる。」としている。

そのうえで、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用に関しては仮定を立てたうえで「土地の特殊性(有限性・連続性・公共性)とそれに基づく土地所有者の公共の福祉に適合した土地利用の責務」を反映するなら公益目的のために当該土地を売却することが許される可能性に言及しているほか、「所有者不明土地の有効利用・再生」を反映するなら公益目的の有無を問うことなく当該土地を私人に売却することが広く許される可能性にも言及している。

ただし、「所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用は多義的であり、その内容は必ずしも明らかになっていない。その結果、所有者不明土地管理制度の対象とされた所有者不明土地の所有権に対する制約の根拠も、十分に解明されていないといえる。」としている。

図表70 処分行為が許される根拠と範囲からみた所有者不明土地管理制度の目的

■管理人による処分行為の許否

所有者不明土地管理制度の趣旨をどのように理解するかは、同制度の具体的な運用・解釈にも大きな

影響を及ぼす。とりわけ、所有者不明土地管理人による処分行為がどのような場合になぜ認められるかに深く関係してくる。

(a)既に2(2)で触れたように、所有者不明土地管理人は、命令の対象とされた所有者不明土地について裁判所の許可を得れば、所有者の意思に反しているとしても、保存行為や所有者不明土地等の性質を変えない範囲内の利用改良行為の範囲を超える行為（典型的には処分行為。以下では処分行為を掲げる）をすることが許される。長期の利用権を設定することや売却などが、その例である。

そして、管理人による処分行為がどのような場合になぜ許されるかは、所有者不明土地管理制度の趣旨に照らして判断されることになる。

(b)ここで、例えば、同制度の趣旨の中心が危険害悪の防止に置かれていると見るならば、所有者不明土地管理人による処分行為もこの趣旨によって正当化され、処分行為の許否もこの趣旨に照らして判断されるべきことになる。具体的には、次のような判断の枠組みが想定される。

危険害悪の防止に対しては、管理人が保存・利用改良行為によって対応するのが中心となるから((1)(a))、管理人による処分行為が許される場合は限定されるべきである。このような限定は、土地所有権に対する制約の面からも望ましい。管理人による処分行為は所有者不明土地の所有権に対する強力な制約であり、なるべく回避されるべきだからである。以上を踏まえると、当該土地の状況、管理人の管理能力、管理に要する費用等に照らし、保存・利用改良行為によっては危険害悪を防止するのが難しく、処分行為による必要性があり、かつ、当該土地の所有者の判明可能性ないし帰来可能性、処分行為の手続・対価の適正性等を考慮すると、当該土地の所有者にその処分行為を受容させてもやむをえない場合に限って、処分行為が許されることになるだろう。

もっとも、後に管理不全土地管理制度について述べるように（Ⅲ 3(2)参照）、危険害悪の防止をさらに強化する方向性も考えられなくはない。仮にそのような方向性を目指すのであれば、上に述べた判断の枠組みも変わる可能性がある。すなわち、保存・利用改良行為によって危険害悪の防止に対処可能である（したがって処分行為が必須なわけではない）としても、処分行為をもって対処した方が危険害悪の防止をよりよく実現できる場合にも、管理人による処分行為が許されてよいと解されることになるだろう（この点については、IV 1(3)の横断的考察で再度触れる）。

(c)他方で、所有者不明土地管理制度の趣旨には、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用も含まれている((2)参照)。もっとも、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用といつても、その具体的な内容はかなり多義的である。それゆえに、円滑・適正な利用ないし利活用という趣旨にどのような意味を読み込むかによって、所有者不明土地管理人による処分行為が許される根拠と範囲も大きく変わるものではないかと考えられる。

例えば、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用とは、《土地の特殊性（有限性・連續性・公共性）とそれに基づく土地所有者の公共の福祉に適合した土地利用の責務》を反映したものだと捉えるならば、当該土地の状況、当該土地の所有者の利益および判明可能性ないし帰来可能性、当該土地の利用希望なし取得希望者の利用目的の公共性、手續および補償の正当性などについて慎重に考慮した上で、あくまでも公益目的のために、管理人が当該土地に長期の利用権を設定したり当該土地を売却することが許されることになるだろう。

これに対して、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用を《所有者不明土地の有効利用・再生》という意味で捉えるならば、当該土地の所有者の判明可能性あるいは帰来可能性が乏しく、かつ、利活用または取得を希望する者が適正な対価を提供している限り、公益目的の有無を問うことなく、管理人

は私人のために長期の利用権を設定したり売却することも広く許されてよいことになるだろう。

(d)以上のように、管理人による処分行為が許される範囲が変わることは、命令の対象とされた所有者不明土地の所有権にも重大な影響を及ぼす。管理人による処分行為によって、当該土地の所有権は長期の利用権の負担や所有権の喪失といった制約を受けるところ、処分行為の許容範囲が広くなればなるほど、その制約が重大になるからである。

そこで、当該土地の所有権にこのような制約を課すことの根拠が、改めて問われることになる。この問題は結局、(a)で触れたとおり、管理人による処分行為の根拠と範囲を方向づける、所有者不明土地管理制度の趣旨如何に行き着くことになる。ところが、(b)や(c)で見てきたように、同制度の趣旨には、危険害悪の防止に加えて、所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用が含まれるもの、後者（所有者不明土地の円滑・適正な利用ないし利活用）は多義的であり、その内容は必ずしも明らかになっていない。その結果、所有者不明土地管理制度の対象とされた所有者不明土地の所有権に対する制約の根拠も、十分に解明されていないといえる。

資料) 秋山靖浩編著『新しい土地法 人口減少・高齢化社会の土地法を描く』（日本評論社、2022年）187-190頁。

また、武川（2021）は、所有者が負うべき責務として、「他人による土地の有効利用または再生のための私的利用または私的所有への解放までを正当化するとは言い難い」としており、「管理に必要な範囲を超える利用権設定および処分に関する管理人の権限は、原則として公益目的に限定」されるとしている。ただし、公益性の有無については、「他の考慮要素を踏まえて柔軟に判断されてよく、また、処分の場合に比して利用権設定における公益性の範囲を拡張するなど、判断枠組の調整が検討されてよい」としている。

図表 71 所有者不明土地管理人の利活用・処分権限と土地の所有権のあり方

### ■危険・害悪の防止義務

（中略）所有者といえども、少なくとも他人または法益への危険・害悪を防止する義務を免れない点から出発して、土地の保全のための管理さらには、土地所有権が効能を発揮するための有効利用への協力義務へと押し進めることができるとすれば、管理人による利活用さらには処分を正当化するための手がかりとなり得る。

### ■土地所有権の特色と所有者の責務

土地所有権の自由に対する制約の根拠は、しばしば次のような土地の特色にその根拠が求められている。第一に、土地は人々の生産活動ひいては国家の存立の基礎を成す有限資産であること、第二に、土地は他人の所有地との間に物理的・空間的独立性がなく、連続していることを属性とするため、近隣および周辺地域との調整の必要性が内在していることである。とくに都市法分野においては、個人の私的所有権と利用権との調整という次元を超えて、土地所有権の地域的公共性および空間利用の共同性に対する考慮の必要性が説かれている。

このような土地の有限性・連続性・公共性は、所有者が負うべき責務として、近隣ないしは周辺地域への危険・害悪の防止、土地の保全のための管理、さらには、公益目的のための利用権設定または所有権移転を導くに際しては親和的であるが、他人による土地の有効利用または再生のための私的利用または私的所有への解放までを正当化するとは言い難いであろう。地域的共同利用に向けられた所有者の責務を論じ

るにおいても、そのための合意形成への協力を目的とするものにとどまろう。

### ■所有者不明土地管理人による利用権設定および処分

所有者不明土地に関する管理人による利用権設定および処分についても、所有者の不在および放置のみを根拠として、その意思に基づかない使用収益権限の制限さらには帰属の喪失を、広く他人の私的利用のために一般化して肯定するのは困難であろう。所在不明所有者の財産権の保障の観点からは、憲法上要請される公共の福祉への適合性と正当な補償との調和が求められるため、対象となる土地の状況、所有者の利益および帰来可能性、目的の公共性、手続および補償の正当性などに関する入念にして適切な判断が求められよう。

前章において概観した特別法に基づく利用権設定および処分のための要件・手続は、こうした要請を反映するものであり、所有者不明土地管理制度を民法上の制度として導入するとしても、少なくとも土地所有権のあり方に関する従来の理解を前提として制度設計を行うのであれば、管理に必要な範囲を超える利用権設定および処分に関する管理人の権限は、原則として公益目的に限定されよう。もっとも、公益性の有無については、上に掲げたような他の考慮要素を踏まえて柔軟に判断されてよく、また、処分の場合に比して利用権設定における公益性の範囲を拡張するなど、判断枠組の調整が検討されてよいであろう。

資料) 武川幸嗣「所有者不明土地の管理」吉田克己編著『物権法の現代的課題と改正提案』(成文堂、2021年) 105-107 頁。

他方で、中里・神谷・倉田・内納(2022)においては、「民間の買受希望者を一律に利害関係人から排除してしまう」と、「不在者の同意を得ることなく勝手に土地を利用したり形状を変更したり」するといった「不法行為を助長するような結果を招きかねない」との指摘があるため、「不法行為をせずとも、買受希望者を所有者不明土地管理命令申立ての利害関係人として認め、所有者不明土地管理制度の下で土地の所有者である不在者の利益をも適切に判断するのが妥当である」との指摘もある。

図表 72 所有者不明土地管理制度の管理対象となる土地の民間の買受希望者への売却

内納 民間の買受希望者であっても、所有者不明土地管理命令の申立てに関する利害関係者となり得ます。

民間の買受希望者を一律に利害関係人から排除してしまうと、不在者名義の土地の利用を希望する者としては、先に紹介した昭和49年の審判例(※)で指摘されているように不在者の同意を得ることなく勝手に土地を利用したり形状を変更したりした後に、不在者との間の不法行為に基づく損害賠償などの法律関係を解決するために不在者財産管理人選任申立てをするという時系列をたどることになります。そこで、不在者の土地を勝手に使用するという不法行為をせずとも、買受希望者を所有者不明土地管理命令申立ての利害関係人として認め、所有者不明土地管理制度の下で土地の所有者である不在者の利益をも適切に判断するのが妥当であると考えられています。

もっとも、買受希望者であれば一律に利害関係が肯定されるわけではなく、具体的な土地の利用計画やその目的、買受希望の強弱、売買代金の支払能力等の諸事情を考慮したうえで、個々の事案ごとに裁判所が利害関係の有無を判断すべきであると指摘されています。

したがって、民間の買受希望者が所有者不明土地管理命令の申立てをする場合は、買受希望会社の

定款や決算書、該当の土地に関する事業計画書、売買代金の裏づけとなる金融機関の融資証明書などによって利害関係のあることを疎明する必要があると考えられます。

注釈) (※) 大分家審昭和 49 年 12 月 26 日家月 27 卷 11 号 41 頁。

資料) 中里功・神谷忠勝・倉田和宏・内納隆治著『所有者不明土地解消・活用のレシピ—令和 3 年改正民法・不動産登記法の徹底利用術—』(民事法研究会、2022 年)。

なお、所有者不明土地管理人を選任した裁判所の書記官は、職権で、遅滞なく、所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分について、所有者不明土地管理命令の登記を嘱託することとなっている(改正非訟事件手続法第 90 条 6 項)。

そうすることで、「所有者不明土地の買い受けを希望する第三者は、登記簿から判明する管理人に対して買い受けの申し入れをすることができ」、「つまり、利害関係人に当たらない第三者も、隣接地所有者らの申立てにより管理人が選任された場合は、裁判所が必要と認めて許可したときに、この土地を買い受けることが出来る」仕組みとなっている。

図表 73 所有者不明土地管理人として選任される者

そして、管理人を選任した裁判所の書記官は、管理人の氏名・住所を登記簿に記載するよう法務局に依頼し、これにより登記がされます(新非訟手続法第 6 項)。

そうすると、所有者不明土地の買い受けを希望する第三者は、登記簿から判明する管理人に対して買い受けの申し入れをすることができます。

つまり、利害関係人に当たらない第三者も、隣接地所有者らの申立てにより管理人が選任された場合は、裁判所が必要と認めて許可したときに、この土地を買い受けることが出来るのです。

資料) 児玉隆晴『〈民法〉所有権・相続のルール大改正—改正民法・不動産登記法などを、基礎から分かりやすく解説—』(信山社、2022 年) 18 頁。

## ② 所有者不明土地管理人への土地の処分

法制審議会では、所有者不明土地管理制度における「管理人が土地所有者の土地を自ら買い受けるような利益相反行為をすること」は、「許されない」と整理されている。

図表 74 所有者不明土地管理制度における管理対象となる土地の管理人への売却

### ■ 土地所有者と所有者不明土地管理人との間の利益相反行為

第 15 回会議においては、土地所有者と所有者不明土地管理人との間の利益相反行為に関する考え方についての整理を求める意見があつたが、所有者不明土地管理人が土地所有者の土地を自ら買い受けるような利益相反行為をすることは、その法的地位(代理人とみるかどうか)にかかわらず、民法第 108 条の直接適用又は類推適用により、許されないと考えられる。

資料) 法制審議会(民法・不動産登記法)部会「第 18 回会議 部会資料 43 財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度)」(令和 2 年 9 月 15 日)(<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>) 8 頁。

## ③ 善意の第三者の保護

所有者不明土地管理制度では、表題部所有者不明土地法と同様に、裁判所の許可が必要な行為について、その許可を得ずに行った場合に、これをもって善意の第三者には対抗で

きないという、善意の第三者の保護に関する規律が設けられている。

#### 図表 75 善意の第三者の保護

現行民法の不在者財産管理制度においては、不在者本人の権限は制約されないことを前提に、管理人が裁判所の許可を得ずにその権限を超える行為をしたときは、本人に対してその効力を生じないものと解され（民法第113条第1項）、取引の相手方を含む第三者に代理人の権限があると信すべき正当な理由があるときは、表見代理の規定（民法第110条）が適用されることなどによって保護される場合があるものと解される。

一方、表題部所有者不明土地法第21条第3項等では、土地所有者の権限を制約して特定不能土地等管理者に専属させることを前提に、裁判所の許可が必要な行為について、その許可を得ずに行った場合には、その行為は無効とされるが、これをもって善意の第三者には対抗できないとされている。

両者の間には、権限があると信すべき正当な理由（無過失）を要求するかどうかに違いがあるが、両者の仕組みのいずれに近付けて考えるかによって、所有者不明土地管理人についてどのような規律を設けるかが決定されることになると考えられる。上記のとおり、土地所有者の権限を制約して所有者不明土地管理人に権限を専属させるのであれば、所有者不明土地管理人と取引をした善意の第三者を保護する規律を設けることが、取引の安全の観点からも、表題部所有者不明土地法における規律とのバランスの観点からも適切であると考えられる。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第15回会議 部会資料33 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）」（令和2年7月14日）（<https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf>）10-11頁。

## (6) (参考) 所有者不明土地管理人による管理の終了

所有者不明土地管理人による管理の終了規定は以下のように定められている。

### ① 土地等から生じた金銭の供託

所有者不明土地管理制度において、土地等から生じた金銭の供託について、改正非訟事件手続法の第90条8項は、「所有者不明土地管理命令の対象とされた土地又は共有持分及び所有者不明土地管理命令の効力が及ぶ動産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その土地の所有者又はその共有持分を有する者のために、当該金銭を所有者不明土地管理命令の対象とされた土地（共有持分を対象として所有者不明土地管理命令が発せられた場合にあっては、共有物である土地）の所在地の供託所に供託することができる。」と定めている。

これは、後述する管理終了（管理命令の取消し）に繋がる規律であり、供託の種類としては、民法第494条に定める「弁済供託」に類似している。

図表 76 所有者不明土地管理制度における金銭の供託

試案第2の1(1)オでは、所有者不明土地管理人が土地から生じた金銭を供託することによって管理を終了させることができることを明確にするために、新たに供託原因を創設した上で、供託の要件及び対象並びに公告の手続について提案していたところ、パブリック・コメントにおいては賛成の意見が多数を占めた。

前記本文(1)イ④においては、土地管理命令があった場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該命令の対象とされた土地又はその共有持分について、当該命令の登記を嘱託しなければならず、土地管理命令を取り消す裁判があったときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該命令の登記の抹消を嘱託しなければならない旨の規定を設けることを提案している。

そして、所有者不明土地管理人が土地を売却し、その代金を供託することによって管理命令が取り消された場合には、当該命令の抹消の登記と土地の売買を原因とする所有権の移転の登記がされることから、この登記記録によっても、利害関係人等は供託の事実を推知し得ると考えられる。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第15回会議 部会資料 33 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）」（令和2年7月14日）（<https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf>）20-21頁。

供託金は、他の制度と同様、民法第166条1項2号の債権等の消滅時効にかかる規定にもとづき、10年で供託金払渡請求権の消滅時効が完成する。

図表 77 民法における債権等の消滅時効

### ■債権等の消滅時効

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 1 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 2 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

資料) 民法（明治29年法律第89号）

供託金取扱いの流れとしては、まず供託された時点で会計法（昭和 22 年法律第 35 号）上の「保管金」となり、日本銀行の供託官の口座に入れられる。その後、10 年が経過して供託金払渡請求権の消滅時効が完成したら、歳入納付処理が行われることとなり、いわゆる「国庫帰属」状態となる。

図表 78 供託金の「国庫帰属」にかかる規定

■政府ノ所得ニ帰シタル保管金

第 16 条 保管金規則（明 23 年法律第 1 号）其ノ他ノ法令ニ定メタル期間ノ経過ニ依リ政府ノ所得ニ帰シタル保管金アルトキハ取扱官庁ハ 1 年度分ヲ取纏メ第 6 号書式ノ保管金政府所得調書ヲ調製シ翌年度 4 月 30 日迄ニ之ヲ所管大臣ノ指定スル主務官庁ニ送付スヘシ

第 17 条 主務官庁前条ノ調書ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ取扱官庁毎ニ所得総額ヲ記載金額トセル納入告知書ヲ取扱官庁ニ送付スヘシ但シ主務官庁ト取扱官庁力同一テアルトキハ納入告知書ノ送付ヲ要シナイモノスル

② 取扱官庁前項本文ノ納入告知書ヲ受ケタルトキ又ハ同項但書ノ場合ニ於テ主務官庁ノ決定カアリタルトキハ歳入所属ノ当該官庁ヲ振替先トスル国庫金振替書ヲ発シ其ノ払出科目ニ保管金其ノ受入科目ニ歳入年度、所管及会計名ヲ記載シ（当該決定ニ基キ発スル国庫金振替書ニアリテハ此等ノ事項ヲ記載スル外其ノ表面余白ニ「徵収決定済」ト記載シ）之ヲ日本銀行ニ交付シ振替払込ノ手続ヲ為サシメ振替済書ノ交付ヲ受クベシ

第 18 条 第 16 条ニ規定スルモノヲ除クノ外保管金ニシテ政府ノ所得ニ帰シタルモノアルトキハ取扱官庁ハ前条第 2 項ノ規定ニ準シ其ノ都度之ヲ歳入ニ納付スルノ手続ヲ為スヘシ但シ特殊ノ資金ニ組入ヲ要スルモノニ付テハ當該資金ニ組入ノ手続ヲ為スモノス

第 18 条 2 取扱官庁第 7 条 2 ノ規定ニ依ル所得税額ヲ控除シタル残額ノ支払ヲ為シタルトキハ所得税額ニ相当スル現金ニ國税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 34 条第 1 項ニ規定スル納付書及所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 80 条ニ規定スル計算書ヲ添へ日本銀行ニ払込ミ領收証書ノ交付ヲ受クベシ

資料) 保管金取扱規程（大正 11 年大蔵省令第 5 号）

② 管理命令の取消し

所有者不明土地管理制度の管理の取消しに関しては、改正非訟事件手続法第 90 条 10 項は「管理すべき財産がなくなったとき（管理すべき財産の全部が供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、所有者不明土地管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、所有者不明土地管理命令を取り消さなければならない」と定めている。

図表 79 所有者不明土地管理制度における管理命令取消しの要件

取消しの要件としては、（中略）④その他土地管理命令の対象とされた土地の管理を継続することが相当でなくなったときを並列的に掲げている。

④は一般的・包括的な取消事由としているが、これは、土地の管理の必要性がなくなった場合や、管理費用を賄うのが困難である場合などを想定している。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第11回会議 部会資料25 中間試案（案）第1部 民法等の見直し」（令和元年12月3日）（<https://www.moj.go.jp/content/001310275.pdf>）27頁。

#### 図表 80 土地売却後の管理命令の取消し

所有者不明土地管理人が土地を第三者に売却した場合には、所有者不明土地管理人は、買主と共同して所有権の移転の登記をするとともに、売却によって得た代金を供託し、その上で、管理すべき財産がなくなったことを理由として土地管理命令の取消しがされ、土地管理命令の登記の抹消の嘱託がされることが想定される（一旦管理命令が取り消されると、所有者不明土地管理人であった者はその土地についての権限を基本的に有しないこととなるから、土地管理命令の取消しがされる前に、所有権の移転の登記の申請などの必要な事務が行われるべきであると考えられる。）。

資料) 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第18回会議 部会資料43 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）」（令和2年9月15日）（<https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf>）10-11頁。

なお、沖縄の所有者不明土地に関しては、1952年の土地所有権に関する布告において、所有者が判明した場合に管理解除できるとされているほか、所有者不明のままとなつてゐる場合の終局処分については適当な法規によるものとされている。

#### 図表 81 土地の処分に関する根拠法令

##### 第3条

3 かかる土地は、琉球政府又は所轄市町村が、その地主の管財人としてこれを管理し、地主の身元が判明したときは、これを開放して当該地主に引渡さなければならない。所有者が不明のままになっている土地の終極の処分については、適当な法規によるものとする。

資料) 「土地所有権」（1952年4月7日民政府布告第16号）

以上

## 2-4. (参考) 調査対象文献

調査対象文献は図表 82 のとおりであり、所有者不明土地管理制度等の立案検討がされてきた法制審議会（民法・不動産登記法）部会の会議資料のほか、改正法成立後に、立案担当者や学識経験者が所有者不明土地管理制度・管理不全土地管理制度の解釈等を論じている論文や雑誌寄稿文を主な対象として、令和 5 年 2 月までに発刊された文献を可能な限り収集・整理した。以下の図表の青字部分が、令和 4 年 4 月以降に追加した文献一覧である。

図表 82 所有者不明土地管理制度及び管理不全土地管理制度に関して参照・引用した文献一覧

参照文献	引用文献
<法制審議会民法・不動産登記法部会資料・会議録及び国会議事録 ※引用したもののみ記載>	
● 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 7 回会議 部会資料 11 財産管理制度の見直し（土地管理制度等）」（令和元年 9 月 24 日） ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001306022.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001306022.pdf</a> ）。	○
● 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 11 回会議 部会資料 25 中間試案（案）第 1 部 民法等の見直し」（令和元年 12 月 3 日） ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001310275.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001310275.pdf</a> ）。	○
● 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 15 回会議 部会資料 33 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度について）」（令和 2 年 7 月 14 日） ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001324100.pdf</a> ）。	○
● 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 18 回会議 部会資料 43 財産管理制度の見直し（所有者不明土地管理制度）」（令和 2 年 9 月 15 日） ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001329290.pdf</a> ）。	○
● 法制審議会（民法・不動産登記法）部会「第 18 回会議議事録」（令和 2 年 9 月 15 日） ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001332317.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001332317.pdf</a> ）。	○
● 国会衆議院法務委員会「第 204 回会議議事録第 7 号」（令和 3 年 3 月 24 日） ( <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120405206X00720210324">https://kokkai.ndl.go.jp/txt/120405206X00720210324</a> ）。	○
● 国会参議院法務委員会「第 204 回会議議事録第 9 号」（令和 3 年 4 月 20 日） ( <a href="https://kokkai.ndl.go.jp/pdf/120415206X00920210420">https://kokkai.ndl.go.jp/pdf/120415206X00920210420</a> ）。	○
<書籍等>	
● 秋山靖浩編著『新しい土地法 人口減少・高齢化社会の土地法を描く』（日本評論社、2022 年）。	○
● 荒井達也『令和 3 年民法・不動産登記法改正の要点と実務への影響』（日本加除出版株式会社、2021 年）。	○
● 大阪弁護士協同組合『Q&A 所有者不明土地関連法』（大阪弁護士協同組合、2022 年）。	—
● 大畠敦子ほか編『令和 3 年改正民法対応 負動産をめぐる法律相談 実務処理マニュアル』（新日本法規出版、2022 年）。	—
● 児玉隆晴『(民法)所有権・相続のルール大改正—改正民法・不動産登記法などを、基礎から分かりやすく解説一』（信山社、2022 年） 18 頁。	○
● 七戸克彦『改正民法・不動産登記法 新旧対照解説』（ぎょうせい、2021 年）。	—

● 中里功・神谷忠勝・倉田和宏・内納隆治著『所有者不明土地解消・活用のレシピ—令和3年改正民法・不動産登記法の徹底利用術—』(民事法研究会、2022年)。	○
● 永盛雅子・井川憲太郎編『令和3年民法・不動産登記法改正対応 所有者不明土地と空き家・空き地をめぐる法律相談』(新日本法規出版、2022年)。	—
● 日本弁護士連合会所有者不明土地問題等に関するワーキンググループ編『新しい土地所有法制の解説 所有者不明土地関係の民法等改正と実務対応』(有斐閣、2021年)。	—
● 松尾弘『物権法改正を読む 令和3年民法・不動産登記法改正等のポイント』(慶應義塾大学出版会、2021年)。	—
● 松尾弘『所有者不明土地の発生予防・利用管理・解消促進からみる改正民法・不動産登記法』(ぎょうせい、2021年)。	○
● 武川幸嗣「所有者不明土地の管理」吉田克己編著『物権法の現代的課題と改正提案』(成文堂、2021年) 95-111頁。	○
● 村松秀樹・大谷太編著『Q & A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(金融財政事情研究会、2022年)。	○
● 森濱田松本法律事務所「特集：民法・不動産登記法等の改正、相続土地国庫帰属法の成立」( <a href="https://www.mhmjapan.com/ja/legal-topics/year/2021/1.html">https://www.mhmjapan.com/ja/legal-topics/year/2021/1.html</a> ) 2022年1月9日最終閲覧。	—
● 山野目章夫『土地法制の改革 土地の利用・管理・放棄』(有斐閣、2022年)。	—
● 吉田修平『所有者不明土地の法律実務 民法、不動産登記法等の大改正による土地所有法制の実務対応』(株式会社プログレス、2022年)。	—
<雑誌>	
● 秋山靖浩「新しい土地法(7-1)土地管理制度と土地所有権に対する制約(上)「土地を使用しない自由」を出発点として」法律時報 93巻5号 (2021年) 113-118頁。	—
● 秋山靖浩「新しい土地法(7-2・最終回)土地管理制度と土地所有権に対する制約(下)「土地を使用しない自由」を出発点として」法律時報 93巻7号 (2021年) 78-83頁。	—
● 大谷太「民法(所有者不明土地関係)・区分所有法制に関する動向」NBL1209号 (2022年) 5-7頁。	—
● 佐久間毅ほか「座談会 改正の意義と今後の展望(特集 所有者不明土地と民法・不動産登記法改正)」ジュリスト 1562号 (2021年) 14-34頁。	○
● 佐久間毅「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し—民法改正関係を中心に」法律のひろば (2021年10月号) 18-26頁。	—
● 永井秀人「第2章 相隣関係・財産管理のケーススタディ」税理第 65巻5号 (2022年) 31-48頁。	○
● 松本克美「所有者不明土地・建物の物的管理不全から生じる他人の権利侵害等の予防と被害救済の課題」立命館法学 401号 (2022年) 300-323頁。	—
● 萩毛良和=市川浩行「新たな財産管理制度のこれから実務運用—「財産の確実な保存」から「土地建物の円滑かつ適正な管理」への転換—」法律のひろば (2021年10月号) 45-54頁。	○
● 村松秀樹ほか「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の概要」法律のひろば (2021年10月号) 4-17頁。	—

● 村松秀樹ほか「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しについて」時の法令 2137 号（2022 年）4-40 頁。	—
● 村松秀樹ほか「令和 3 年民法・不動産登記法等改正及び相続土地国庫帰属法の解説（1）」JNBL1206 号（2021 年）4-9 頁。	—

また、同制度の特徴を整理していくうえで、比較対象となる不在者財産管理制度や特定不能土地等管理制度、所有者不明土地円滑化法に基づく地域福利増進事業及び沖縄復帰特措法に基づく管理に関する文献も適宜対象としており、使用した文献のみ図表 83 に整理した。

**図表 83 所有者不明土地管理制度及び管理不全土地管理制度の比較対象となる制度等に関して引用した文献一覧**

法制度	引用文献
不在者財産管理制度 (民法)	● 正影秀明『相続財産管理人、不在者財産管理人に関する実務』(日本加除出版株式会社、2018 年)。
特定不能土地等管理制度 (表題部所有者不明土地法)	● 法務省「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の概要」(令和元年) ( <a href="https://www.moj.go.jp/content/001309296.pdf">https://www.moj.go.jp/content/001309296.pdf</a> ) 2022 年 1 月 11 日最終閲覧。
地域福利増進事業 (所有者不明土地円滑化法)	● 国土交通省不動産・建設経済局「地域福利増進事業ガイドライン」(令和 4 年 11 月) ( <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001520090.pdf">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001520090.pdf</a> ) 2023 年 3 月 2 日最終閲覧。

### 3 ケーススタディの実施

#### 3-1. 実施概要

那覇地方裁判所に対して所有者不明土地管理命令の申立てをするための書類を準備する流れや課題を検証するため、沖特管理者を調査受託者が伴走支援しながら、申立書案を作成するケーススタディを実施した。

伴走支援対象となるケースは、実態調査結果からケーススタディとして適切な土地（Ⅱ章で整理した財産管理制度利用意向調査における類型①②に該当）を候補として抽出したうえで、沖特管理者との協議によって1管理者ごとに2ケースの計4ケースを選定した。

なお、令和4年度のケーススタディは、沖特管理者の中でも、管理筆が多いこと、優先的に対応すべき土地の類型の種類も多様であること等を考慮し、沖縄県と那覇市を対象として実施した。ケーススタディの流れを図表に示す。

図表 84 ケーススタディ実施の流れ

伴走の流れ	概要
実態調査をもとにした対象筆候補の抽出	<ul style="list-style-type: none"><li>対象選定では、地方公共団体が道路・河川等として占有している土地、及び私人が建物所有目的で占有している土地のうち、占有者が複数でない土地として、那覇市で77筆、沖縄県で464筆を抽出し、占有経緯や占有者の意向を沖特管理者に確認し、4ケースの対象筆を抽出した。</li></ul>
対象土地の概要整理と制度の適用可能性の検証（第1回検討会）	<ul style="list-style-type: none"><li>土地の状況、占有経緯について実態調査や沖特管理者が保有する情報から整理を行い、4ケースの所有者不明土地管理制度の適用可能性について、利害関係、所有者不明であること、制度適用の必要性、権限外行為許可の必要性の4点を整理し、検討会にて検証した。</li></ul>
占有者との調整・情報収集	<ul style="list-style-type: none"><li>対象の4ケースについて、那覇市では占有している所管課、沖縄県では同様に所管課、そして占有する私人から、占有開始の経緯がわかる証拠や供述、賃貸借契約書や、周辺の買取価格等の情報を収集した。</li></ul>
不動産鑑定の依頼	<ul style="list-style-type: none"><li>4ケースについて売却処分を想定し、不動産価額の算定（1ケース1筆）を依頼した。</li></ul>
申立書案の作成（第2回検討会）	<ul style="list-style-type: none"><li>事務局にて各ケースの申立書案を作成し、検討会にて議論を行った。</li></ul>
申立書案の修正、管理者・占有者による申立書案の加筆・修正の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>検討会での議論をもとに申立書案を修正するとともに、これをもとにして沖特管理者、占有者（私人を除く）にて、申立書案及び証拠書類の作成を行った。</li></ul>
不動産鑑定結果の確認	<ul style="list-style-type: none"><li>不動産鑑定の結果を確認し、4ケースにおける適正な買取価格の算出方法を確認した。</li></ul>
申立書案の確認（第3回検討会）	<ul style="list-style-type: none"><li>申立書修正案について検討会で議論した。</li></ul>

## 3-2. ケーススタディ結果の概要

所有者不明土地管理制度については、改正民法施行前であり制度運用がされていないことに加え、所有者不明土地管理命令や管理人に対する権限外行為許可は、事案に応じて裁判所の判断に委ねられるものであることに留意が必要である。

これらを前提としたうえで、ケーススタディにおいては、所有者不明土地管理制度の適用可能性（所有者不明土地管理命令及び権限外行為許可）を高める観点から、申立に必要な書類の種類や内容について検討を行った。

### （1） ケーススタディの対象筆

ケーススタディを実施した4ケースは以下のとおりである。

#### 【沖縄県】

- ・本土復帰以前から県で占有し、賃貸借契約を締結している学校用地3筆
- ・本土復帰以前から個人が占有する宅地1筆

#### 【那覇市】

- ・沖特管理者の管理以前から市で占有してきた学校用地9筆
- ・本土復帰直後に市で占有を開始した公園用地8筆

### （2） 申立書案の構成

申立書案の構成は以下のとおりである。なお、「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則」が令和4年5月13日最高裁判所規則第13号として発出されており、この規則に準じて申立書を作成することとなるが、沖縄の所有者不明土地、特に、今回想定する土地の類型（国・地方公共団体が公共用途（道路、河川、学校、市営住宅等）で占有している土地・私人が建物所有目的で占有している土地）の場合は以下のような構成となると考えられる。

申立書案は、申立ての趣旨と申立ての理由を簡潔に述べる所有者不明土地管理命令申立書に加えて、申立書の内容を補足する甲号証として、陳述書、対象土地（以下「本件土地」という。）の不動産登記簿謄本、土地の買取意思を示す上申書、不動産鑑定評価書（または、不動産調査報告書）を付している。このほかに、土地の状況によって、建物の不動産登記簿謄本や所有者不明土地の賃貸借契約書を添付する場合もある。

各書類における要点は次項にて整理する。

#### ■本紙

所有者不明土地管理命令申立書

#### ■別紙

物件目録

#### ■証拠書類・甲号証

- ・陳述書
- ・本件土地の不動産登記簿謄本
- ・沖縄の所有者不明土地実態調査結果
- ・上申書
- ・不動産鑑定評価書（または不動産調査報告書）

## ① 所有者不明土地管理命令申立書

所有者不明土地管理命令申立書には、

- ・申立書名
- ・申立人の氏名・連絡先
- ・申立ての趣旨
- ・申立ての理由
- ・証拠書類の一覧

を記載する。

### 1) 申立書名

申立書のタイトルは、「所有者不明土地管理命令申立書」となる。

### 2) 申立人の氏名・連絡先

所有者不明土地管理命令の申立人が私人の場合は、氏名に加え、住所と連絡先（電話番号）を記載する。地方公共団体が申立人となる場合は、代表者として首長の氏名を記載することになる。この際、連絡先の記載においては、本件申立てを所管する担当部局名と連絡先を併記することで実際の窓口を明確にしておくことが望ましい。

なお、地方公共団体が申立人となる場合のうち、沖縄管理者が管理する土地を自ら占有しているケースでは、占有を所管する部局が権利の安定化を目的として買い受けることで管理の適正化を目指すと考えられるため、申立人の連絡先は占有を所管する部局の名称と連絡先を記載することになる。

図表 85 申立書のタイトルと申立人表記のサンプル

所有者不明土地管理命令申立書	
日付	
那覇地方裁判所民事部 御中	
住所 沖縄県○○市○○○○○○○○○○	申立人 ○○市
代表者 市長 ○○ ○○	担当部局 ○○課
連絡先 098-XXX-XXXX	

### 3) 申立ての趣旨

申立ての趣旨は、「別紙物件目録記載の土地について、所有者不明土地管理人による管理を命ずる。との裁判を求める。」とする。趣旨の記載内容は、裁判所の決定主文に相当するものが記載されるため、現段階ではこの限りかは定かではない。

### 4) 申立ての理由

申立ての理由の記載内容は、所有者不明土地管理命令について規定する改正民法第 264 条の 2 における要件を満たす内容を簡潔に記載する。条文における要件を整理すると、申立人が利害関係を有すること、本件土地が所有者不明であること、本件土地に管理命令の発出の必要性があることの 3 点を説明する必要がある。

#### 民法

第二百六十四条の二 裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地（土地が数人の共有に属する場合にあっては、共有者を知ことができず、又はその所在を知ることができない土地の共有持分）について、必要があると認めるとときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人（第四項に規定する所有者不明土地管理人をいう。以下同じ。）による管理を命ずる処分（以下「所有者不明土地管理命令」という。）をすることができる。

上記の要件に基づいて、申立ての理由を記載すると、「1 申立人について」「2 対象土地について」「3 所有者不明土地管理命令の必要性」の 3 点を分けて記載すること

が考えられる。

「1 申立人について」では、申立人が地方公共団体の場合には、地方公共団体として土地を利用していることを記載し、占有者と管理者が同一地方公共団体の場合には、沖縄復帰特措法に基づく管理者であることも記載することで、利害関係を説明する。なお、利害関係の詳細の説明については陳述書にて記載し、申立書は簡潔な説明のみとする。

「2 対象土地について」では、対象土地が沖縄戦による所有者不明土地であり、所有権認定作業や、内閣府による所有者探索調査を実施しても所有者の特定に至っていない土地であること、不動産登記簿の表題部に「管理者○○」と地方公共団体名が記載されており、特定の個人の情報が一切掲載されていないことを記載し、所有者不明であることという要件を満たしていることを説明する。

「3 所有者不明土地管理命令の必要性」では、既に沖特管理者が置かれていることを踏まえ、対象の土地が適正な管理の状態に置かれていないこと、その解決のためには沖特管理者の管理権限では足りず、所有者不明土地管理人による管理に移行する必要があることを記載する。特に、占有者と沖特管理者が同一主体の場合には、土地の賃貸借のための自己契約ができないこと、建替え等の必要がある占有をしている場合には、管理権限を越える処分ができないことを記載する。

最後に、「4 結語」として、本件土地を適正な管理の状態に移行させるために本件申立てに及ぶことを記載する。

この際、所有者不明土地管理人による管理が永続するものではなく、売却処分等によって終了することを念頭に置いていることや、管理人に希望する管理行為を予め示しておくことが重要である。「3 所有者不明土地管理命令の必要性」として、申立人への売却等の処分行為によって適正な管理がされることを意図する場合には、所有者不明土地管理人が選任された際に、同管理人から土地を買い取る意向があることを示すために、「所有者不明土地管理人が選任された際には、管理人を通じて権限外行為の許可の裁判を求める予定である」といった形で明示することで、裁判所が所有者不明土地管理人に求める管理行為と管理の終了の見込みを明確にできるようとする。

また、申立て理由を補足する証拠書類がある場合には、文中に（甲○）と示すことで、証拠書類を提示する。

## 5) 証拠書類

添付する資料について、「甲第○号証」という形で一覧を記載する。添付する書類の順番は、申立ての理由で記載される内容の順とする。

## ② 物件目録

物件目録は、本件土地の所在、地番、地目、地積を記載する。なお、裁判所による運用

は現時点では定かではないため、他の情報が求められる可能性もある。

### ③ 陳述書

陳述書は、申立ての内容を補足するために、申立人が知っている事実、申立人の意向のうち、客観的証拠では証明が難しいことについて供述する証拠である。なお、申立人と沖特管理者が同一である場合には、沖特管理者として知っている事実や意向は、占有者とは異なるため、それぞれの立場に応じた陳述書を作成することが望ましい。一方、申立人が沖特管理者とは別の占有者である場合には、沖特管理者の陳述書が必ず求められるものではないが、事案に応じて管理者側の陳述書を添えてもよい。他方、申立人が私人の場合にも、沖特管理者として適正管理につながると判断する場合などには、陳述書を作成して提供することは差し支えない。ただし、申立てにより管理命令が発出されるかわからないこと、その後に権限外行為（処分行為）許可がされるかわからないことには十分に留意し、陳述書の提供は慎重に判断する必要がある。また、沖特管理者としては、申立人を支援する姿勢ではなく、あくまで管理する土地の適正管理につながるという事実や所感に限って陳述することが適切である。

なお、いずれの立場の陳述書についても、作成者名義を明確にし、その名義人による陳述であることがわかるように記載する必要があるが、名義人を誰にするかは各人の判断による。また、陳述書はその名義人が知っていることを記述するため、伝聞したものは伝聞したものとして、わからないことはわからないとして事実を記載することが考えられる。また、陳述の内容については顧問弁護士等の専門家に助言を受けることが望ましい。

#### 1) 占有者による陳述書

占有者の立場で記載する陳述書では、地方公共団体の場合は所管課（占有者）の立場でその土地をどのような経緯で利用してきているのかを順序立てて説明したうえで、所有者不明土地管理制度を利用して所有者不明土地を購入することで、権利を安定化させる必要があることを記述する。陳述書の記述にあたっては、陳述者が誰なのかを明記した上で、陳述者本人が知っている情報と、伝聞や過去の記録によって判明していることを分けて記載することに留意する。特に、沖縄の所有者不明土地に関しては占有開始時期や占有の経緯、その後の経過については裁判官の心証を左右する可能性が高いため、調査をした上で詳細に記述することが望ましい。その際、土地収用法における収用適格事業にあたる現況である場合、本来であれば所有者不明土地であっても土地収用手続がされている必要があることを踏まえ、過去の経緯等を踏まえてやむを得ず収用せずに占有している理由や原因があれば記載することも考えられる。その場合にも、占有開始時期が本土復帰以前等相当に古く、当時所有者不明土地の収用手続の方法が明確でなかったためなのか、占有時には収用手続が必要な状況であったが、事務負担等の理由から手續ができなかつたためなのか

等、占有時期によってもその原因を明示しておくことが望ましい。

加えて、これまでの占有の経過から、占有者が土地を買い取ることによって安定的な管理が望めることを説明し、買い取り金額についても示すことで、申立ての理由を明確にすることが必要である。

## 2) 管理者による陳述書

沖特管理者の立場で記載する陳述書では、沖縄の所有者不明土地が全国の所有者不明土地（いわゆる相続未登記の土地等）と異なることを踏まえ、沖縄の所有者不明土地の発生経緯や、沖特管理者が置かれている経緯について改めて詳述することで、なぜ今回の申立てが発生するに至ったのか、沖縄の所有者不明土地が抱える問題を裁判官に丁寧に説明する。

その上で、本件土地がどのような経緯で管理不全の状態に陥っているのか（管理権限を超えるおそれのある状態になっているのか等）を記述し、管理を適正化するためには所有者不明土地管理人を選任する必要があることを記述する。

特に、沖縄復帰特措法に基づく管理が開始された時点で既に土地が占有されていたのか、管理開始後に土地が占有されたのかといった時系列に留意して記述し、管理不全に陥った要因がやむを得なかつたのか、他に管理を適正化する手段がなかつたのか等を説明し、制度利用の合理性を説明することが望ましい。

なお、沖特管理者の陳述書においては、管理を適正化するためには所有者不明土地管理人を選任する必要があることのみで足り、申立人（占有者）が土地を買い取ることによって安定的な管理が望めるという部分にまで言及しないことが適切と考えられる。

## ④ 登記簿謄本

本件土地が所有者不明であることを示す客観的証拠として、土地の不動産登記簿謄本の写しを添付する。

## ⑤ 沖縄の所有者不明土地実態調査結果

平成 24 年度から平成 30 年度にかけて内閣府の委託事業によって実施された実態調査の個票は、土地の位置、図面、現況写真が整理されており、裁判官に対して現況を端的に示す資料として用いることが想定される。

沖特管理者が申立人である場合（沖特管理者と同一の地方公共団体が占有者である場合）は自ら保有する情報として添付し、他者から情報提供を求められた場合には適時提供の是非を判断していくことになる。

## ⑥ 上申書

上申書は、所有者不明土地管理人が選任された後、権限外行為許可による処分によって占有者が土地を買い取る際に適切な価格で買い取ることを上申する書類である。土地の買取価格は、不動産鑑定士による土地の評価額に限らず、地方公共団体での土地収用や土地の買取における慣習に準じて買取価格を算出し提示することも妥当な価格提示のひとつと考えられる。

ただし、土地の買取価格の提示が適切であることの裏付けとして、地方公共団体での規定や要綱、算出方法等を記載することや、不動産鑑定評価額と大きな乖離がない旨の説明を加えるなど、所有者不明土地管理人や裁判所が適切な買取価格であることを判断できるよう丁寧に説明することが望ましい。

## ⑦ 不動産鑑定評価書

上申書の補足資料として、不動産鑑定評価書を添付し、買取想定金額の妥当性を示す。

公共用途に占有されている沖縄の所有者不明土地の不動産鑑定の考え方として、土地の類型は基本的に、その土地のみを建物等が存しない独立のもの（更地）として鑑定評価を行い、価格種類は正常価格となる。

### 【更地評価とする理由】

まず、調査対象土地上に存する物件等は、土地所有者の所有物ではないため当然に対象外となる。

次に、現状を所与として、土地部分のみを対象とする部分鑑定評価にできないのは、現状が土地所有者の合意を得ず、使用者により変更されたものであるため、現状の使用状態に基づく減価等が発生する場合の不利益を土地所有者に負わせる可能性を排除しておく必要があるためである。

なお、沖縄復帰特別措置法に基づく管理者の権限は、民法上の財産管理の考え方に基づき、民法第103条の権限の定めのない代理人の権限と同様であると解釈されている（沖縄県所有者不明土地検討委員会「所有者不明土地問題」に関する意見報告書」（平成23年3月））。

しかしながら、本件で依頼される土地の実態は権限の定めのない代理人の権限の範囲を超えていると考えられる行為が確認された土地である。

言い換れば、契約の有無に関わらず、占有者に何等かの弱い使用権原はあるにせよ、所有者が出現した際には、権限外行為を指摘され原状回復等を求められる可能性がある土地である。

このような状態で、当事者以外の第三者に譲渡される場合は、その状態が減価要因として把握されるところであるが、本件の依頼目的は当事者間で違法性を有する可能性がある状態を適正な状態に移行することである。

したがって、占有に違法性がある者に対し積極的に財産権を付与する必要性はなく、借地権価格等の経済的利益の発生は認められないと判断できるため、求めるところは更地価格となる。

(資料) 第2回検討会 資料4より。

**【正常価格とする理由】**

対象土地が売却されるならば、憲法で財産権が保証されているので、適正な価格で譲渡される必要がある。

したがって、現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格を求めるべきであり、求める価格は正常価格である。

なお、公共用地として取得する場合、公共用地の取得に伴う損失補償基準に則り正常な取引価格をもって補償するものとするとされている。

また、鑑定評価基準によれば、「借地権者が底地の併合を目的とする売買に関連する場合」、「隣接不動産の併合を目的とする売買」に関連する場合には限定価格となる場合があるとされている。

まず、仮に底地として評価を行う場合は借地権が付着していることが前提となるが、借地状態について何らかの使用権があったとしても、経済価値を認めるには至らないので、求められる価格は、結局、更地の正常価格と同じになる。よって、更地の正常価格を超える限定価格にはなり得ない。

次に、今回のケーススタディ対象地には該当がないが、民間が使用している土地で、隣接地と一緒に利用している場合は、「隣接不動産の併合を目的とする売買」に関連する場合に該当する可能性がある。

(資料) 第2回検討会 資料4より。

不動産鑑定評価に係る期間は4～6週間程度である。不動産鑑定は現況ではなく、占有前の状態で鑑定することが原則となる（占有前の状態を特定することが困難な場合は現況となる場合もある）ため、申立人としては、占有前の状況がわかる図面や航空写真、造成事業計画書、事業費等の資料、建築設計図書等の資料がある場合には不動産鑑定士に提供する。

## 4 ケーススタディから得られた知見と留意点

### (1) 沖縄の所有者不明土地の固有性を踏まえた対応の重要性

沖縄の所有者不明土地は、全国の所有者不明土地（相続未登記の土地等）とは不動産登記簿の状態や土地管理者の有無等において特徴が大きく異なる。所有者不明土地管理制度の申立てを行う際にも以下の点において、沖縄の所有者不明土地の特徴を踏まえた対応が求められることが明らかとなった。

#### ① 所有者不明であることの立証について

所有者不明土地管理命令の発出にあたっては、対象土地が所有者不明であることが必要である。所有者不明であることの立証として、一般的には土地の不動産登記簿上及び住民票上の住所における居住の有無の調査などの所有者調査が必要となる。（[図表 50](#)）

しかしながら、沖縄の所有者不明土地においては、戦後の所有権認定作業や内閣府による実態調査などにより所有者調査は尽くされており、その結果として未だ登記簿の表題部には所有者名は記載されず、所有者不明土地の管理者（沖特管理者）が置かれている状況である。

このため、沖縄の所有者不明土地においては、対象土地の不動産登記簿を提示することで所有者不明であることの立証に足りる可能性は高いと考えられる。

#### ② 管理の必要性の立証について

所有者不明土地管理命令の発出にあたっては、対象土地を所有者不明土地管理人が管理する必要がなければならない。全国の所有者不明土地の場合は、基本的に土地管理者がない状態において、新たに所有者不明土地管理人が置かれることになるため、対象土地の管理不全状態を説明することで基本的には足りると考えられる。

一方、沖縄の所有者不明土地には既に沖特管理者が置かれており、管理不全状態があれば、沖特管理者が適正管理化をまず担うべきとなる。そのため、沖特管理者ではその対象土地の管理不全の解消（管理の適正化）が困難であることを説明する必要がある。

沖特管理者の管理権限は、民法第 103 条と親和的と考えられ、対象土地の保存や性質の変えない利用は自ら行い得る。一方で、売却等の処分行為については沖特管理者自らが担うこととはできないと考えられる。

今般のケーススタディはいざれも沖特管理者では管理不全の解消（管理の適正化）が困難である事例であり、適正管理化に向けては所有者不明土地管理人に対する裁判所の権限外行為許可に基づく処分行為が必要となる。

このため、所有者不明土地管理命令の申立てにおいては、権限外行為（処分行為）許可の必要性を説明することが基本になる。具体的な説明として、所有者不明土地管理人が選任された場合には、同管理人から申立人が土地を買い取る意向があることを明示することで、裁判所が所有者不明土地管理人に求める管理行為と管理の終了の見込みを明確にでき

るようになることも考えられる。

## (2) 申立人の性質に伴う課題への対応

管理不全状態にある土地の適正管理化を目的とした所有者不明土地管理制度の申立ては、沖縄の所有者不明土地においては、占有者（地方公共団体や私人など）からされることが想定される。

今般のケーススタディでは、4ケースのうち3ケースが占有者である地方公共団体、1ケースが占有者である私人が申立人の想定となつたが、これら申立人の性質の違いに伴つて申立てに係る課題の違いが明らかとなった。

### ① 地方公共団体が申立人となる場合

占有者である地方公共団体が申立人となる場合は、基本的に対象土地は道路や公園など公共目的で占有されていることが多い。適正管理化に向けた現実的な対応として、原状復帰することは考えづらく、公益性が確認できる現状に合わせて権利関係の安定化を図る必要性は比較的容易に説明できる。

一方で、地方公共団体が申立てを行う場合、予納金や不動産鑑定費用、買取費用等の資金は地方公共団体の予算・財源から工面する必要がある。これらの予算要求段階では、所有者不明土地管理命令が発出されるかどうかは見通せておらず、予算は確保できたが買取に至らないという事態や、買取が可能となる時期が年度を超えてしまい予算の繰越処理が求められる事態が想定されるなど、課題は多い。

### ② 建物所有者である私人が申立人となる場合

沖縄の所有者不明土地においては、建物所有者である私人が沖特管理者と所有者不明土地賃貸借契約を締結しながら、長年占有しているケースがある。こうしたケースでは、建物の老朽化に伴う大規模改修や建替えの意向から、建物所有者である私人が所有者不明土地管理命令の申立てや、管理人が選任された場合の権限外行為許可（売却処分）を求めることが考えられる。

所有者不明土地管理命令の必要性を建物所有者である私人が説明するには、自身に借地権など何らかの権原が認められることや、沖特管理者が既に存在する中でその管理を放棄することの有意性や、買取希望者（自身）に売却することの合理性を説明する必要がある。

一方、沖特管理者としては、仮に申立て人と長年賃貸借契約等を締結してきている関係であっても、建物の老朽化が進んだのであれば、本来は明渡しを要求する必要がある。

こうした観点を踏まえて検討会において議論を重ねたところであるが、申立て人（建物所有者である私人）に所有者不明土地を売却することの合理性（管理人による土地の返還請求ではなく、長期賃貸借契約の締結でもなく、売却処分でなければならない論理）を見出すことは困難であり、改正民法施行直後の時期としては、全く新しい制度を導入したものであることを踏まえると、所有者不明土地管理命令の発出は認められないであろうとの見

解が支配的であった。

ただし、所有者不明土地管理制度は、裁判所の権限外行為許可によって第三者が所有者不明土地を有効活用することもできる制度であると解釈する余地も残している。この解釈が認められるようになれば、本ケースのように建物所有者である私人が申立人となるケースにおいても所有者不明土地管理命令が発出される可能性が高まり、沖縄の所有者不明土地の解消にも寄与していくと考えられる。

そのため、今後も所有者不明土地管理制度の適用事例（所有者不明土地の売却処分が認められた事例）の集積を待って、本ケースにおいても所有者不明土地管理命令の発出の可否について、引き続き慎重な検討を続けることが求められる。

### （3）制度運用に向けた主体間の関係性構築の重要性

所有者不明土地管理制度は令和5年度から運用が始まる制度（令和4年度時点では未施行の制度）であることは前提としても、（1）に記載したような沖縄の所有者不明土地の固有性は広く知られている訳ではない。

沖縄の所有者不明土地への所有者不明土地管理制度の円滑な適用・運用に向けては、裁判を所管する那覇地方裁判所をはじめ、所有者不明土地管理人に選任されることが想定される弁護士等の専門家、不動産鑑定を行うことになる不動産鑑定士、申立人となったり、申立人に相談される立場となったりする沖縄管理者など主体間の共通認識や理解醸成を図っていくことが重要となる。

今回のケーススタディを通じてこれらの主体間の共通認識や理解醸成を一定程度図ることができたが、未だ不十分であり、所有者不明土地管理制度が施行される令和5年度以降も引き続き、制度運用に向けた主体間の関係性構築が重要となる。

## IV. 沖縄の所有者不明土地の問題解決に向けた今後の取組方針と課題

本年度調査の結果を踏まえ、改正民法が施行される令和5年度以降における沖縄の所有者不明土地の問題解決に向けた取組方針と課題を整理する。

### (1) 令和5年度以降の当面の取組方針

改正民法が施行される令和5年度以降においても、当面は令和3年度報告書に記載した取組方針（図表2）を継承することを基本とするのが望ましい。

その理由として以下の3点があげられる。

第一に、適正管理を通じて所有者不明土地の解消を最も図りやすいと考えられる土地類型（類型①②）が財産管理制度利用意向調査の結果、沖縄の所有者不明土地の約3割にあたることが確認でき、一定の規模感があることが判明したこと。（図表12）

第二に、上記に次いで所有者不明土地管理制度の適用可能性がある土地類型（類型③④）を含めると沖縄の所有者不明土地の5割弱の土地が対象となりうる状況であること。

第三に、所有者不明土地管理制度を土地の「適正管理」ではなく「利用の円滑化」（過去の経緯に利害関係がなくとも、買取意向と利用計画のある人であれば適用可能など）を目的として適用しうるのかについては未だ議論は深まっておらず、占有者のいないC類型の土地への適用可能性は見通しが立っていないこと。

#### ① 所有者不明土地管理制度の適用の促進に向けたアプローチ

令和5年度以降の当面の取組方針を踏まえると、当面は占有者がいる土地のうち、「適正管理を通じて所有者不明土地の解消を図りうる土地」での制度適用を広げていくことが問題解決に向けて最も有効であり、その取組を促進していくアプローチとして以下の2通りが考えられる。これらを通じた所有者不明土地解消事例の早期創出が求められる。

##### 1) 新たな課題を有するケーススタディの実施

本年度のケーススタディでは、財産管理制度利用意向調査に基づく類型①②を対象として実施したが、同調査結果によると類型①②以外に分類される土地や、固有の課題を有した土地についても制度の適用が期待される土地として抽出された。

これを踏まえ、以下のような特徴を有する土地について、申立書（案）の作成や課題の整理を、有識者による検討を通じて明らかにしていくと考えられる。

- ・類型①②のうち、民間の法人など地方公共団体とは異なる利害関係人が申立てを行う想定のケース
- ・類型①②とは所有者不明土地管理制度の必要性について異なる説明（論理構成）が求められるケース（類型③④等）
- ・「分筆が必要な土地」「建築物ではないが上物がある土地」など、所有者不明土地管理

制度の適用や、権限外行為許可による売却に際して追加的な対応が求められるケース

## 2) 地方公共団体の顧問弁護士等による申立て準備の試行

本年度のケーススタディによって主に類型①②については、申立書（案）の作成など、精度の高い検討がされたところである。

一方で、類型①②に該当する土地を管理する沖特管理者は全体の約半数にあたる 11 団体に及ぶ。これらの沖特管理者が自ら申立ての準備を行っていくよう、地方公共団体の顧問弁護士等の協力を得ながら、実践・経験を後押していくことが考えられる。

### ② 表題部所有者不明土地法に基づく所有者等の探索の促進

「適正管理を通じて所有者不明土地の解消」を図る方法は、所有者不明土地管理制度によって「他の管理者による管理への移行」以外に、表題部所有者不明土地法に基づく登記官による所有者等の探索によって「所有者による管理への移行」を図る方法もある。

実態調査において A 類型<sup>16</sup>に分類された土地は、基本的に令和 3 年度・4 年度において表題部所有者不明土地法に基づく登記官による所有者等の探索の対象に選定されているが、実態調査では「所有者の手がかりなし」として B 類型に分類されたものの、沖特管理者の最新の認識・把握状況では、真の所有者と考えられる占有者がいる土地もある。（財産管理制度利用意向調査において類型③④に分類されているものもある。）

これらの土地については改めて沖特管理者から情報を収集・整理しておき、表題部所有者不明土地法に基づく探索の対象となるよう、那覇地方法務局からの打診に的確に対応できるよう準備しておくことも求められる。

## （2）取組方針の実現に向けた課題

### ① 取組の基盤となる適正管理の維持・促進

令和 3 年度調査において「適正管理に向けた管理者ガイド」が作成され、沖特管理者に求められる具体的な管理行為が明確になったことも受け、沖特管理者の適正管理に向けた意識は高まっている。

その中で、財産管理制度利用意向調査におけるヒアリングでは、直近においても不法占有が懸念される事態が確認され、的確な対応ができた事案がある一方、不法占有の解消に向けて対応を迫られている状況も確認されている。

「適正管理を通じて所有者不明土地の解消」を図っていく前提として、所有者不明土地の管理不全化が新たに発生することは避けなければならない。

近年、適正管理の取組に関する事例には積み重ねが見られ、各管理者において知見や経験が蓄積されているところであるため、これらを管理者との連絡会議等で共有し、効果的

---

<sup>16</sup> 本頁及び次頁に示す「A 類型」、「B 類型」、「C 類型」の定義は、本報告書 1 頁の脚注を参照のこと。

な適正管理行為ができる環境を整えていくことが求められる。

## ② 所有者不明土地管理制度の円滑な運用に向けた体制・関係性の構築

ケーススタディから得られた知見と留意点（本報告書 78 頁）において記載しているが、沖縄の所有者不明土地への所有者不明土地管理制度の円滑な適用・運用に向けては、那覇地方裁判所、所有者不明土地管理人（弁護士等）、不動産鑑定士、沖特管理者など関係主体間の共通認識や理解醸成を図っていくことが重要となる。

これらの関係主体が主体的に、また連携・協働して所有者不明土地管理制度の適用を推進していくよう、「適正管理に向けた管理者ガイド」の更新や、沖縄の所有者不明土地に関する学習・研修機会の設置、相談できる機会・体制の整備などを進めていくことが必要と考えられる。

## ③ 残された課題への継続対応

取組方針に記載したとおり、所有者不明土地管理制度を土地の「適正管理」ではなく「利用の円滑化」を目的として適用しうるのかについては未だ議論は深まっていない。

仮に「利用の円滑化」を目的とした申立てが幅広く認められることになれば、占有者のいない C 類型の土地への適用が広がり、沖縄の所有者不明土地の解消に向けた道筋は大きく変化していくことになる。

令和 5 年度に所有者不明土地管理制度が施行された後も、文献調査を継続するとともに、全国各地での判例を収集し、沖縄の所有者不明土地への適用範囲の拡大可能性を検証していくことが求められる。

また、適正管理の問題がある所有者不明土地の解消が進んだ段階においては、残された土地（買取意向者も現れない C 類型の土地等）や沖特管理者が保管する管理地からの収益金の処分方法についても検討しておくことが求められる。

## V. 検討会の開催・運営

### 1 検討会

#### (1) 開催概要

本調査の内容を専門的見地から検証するため、有識者による「令和4年度沖縄県における所有者不明問題に起因する問題の解決に向けた調査検討会」を設置・開催した。

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、対面での開催を原則としつつ、Web会議システム（Zoom）での参加も可能とするハイブリッド方式で開催した。各回の開催概要は図表86のとおりである。また、検討員は図表3のとおりである。

図表 86 検討会等の開催概要

日時	会議等名称	主な議題
令和4年 9月15日 14:00～ 17:00	第1回 検討会	(1) 本年度調査実施概要について (2) 所有者不明土地管理制度の適用に向けたモデル調査計画について (3) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議 (4) 今後の進め方について
令和4年 11月16日 13:00～ 16:00	第2回 検討会	(1) 第1回検討会での指摘事項の確認、その後の進捗確認 (2) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議 (3) 所有者不明土地管理制度の申立てに係る不動産鑑定に関する意見交換 (4) 第3回検討会に向けた段取り
令和5年 2月6日 14:30～ 17:30	第3回 検討会	(1) 第2回検討会での指摘事項の確認、その後の進捗報告 (2) 所有者不明土地管理命令申立書（案）に関する協議 ①申立書（案）の更新内容の概要説明 ②那覇市管理地でのケーススタディ ③沖縄県管理地でのケーススタディ (3) ケーススタディの総括および令和5年度以降の取組方針と課題 (4) 報告書取りまとめに向けた段取り

## (2) 検討・協議の結果要旨

各回の検討・協議の結果要旨は以下のとおりである。

### ① 第1回検討会

日時：令和4年9月15日（木）14：00～17：00	
場所：JR九州ホテル ブラッサム那覇 会議室（傍聴者：Zoom参加）	
検討員：そよかぜ法律事務所 弁護士 琉球大学法科大学院 教授	藤田 広美（座長）
ゆあ法律事務所 弁護士	池田 修
上智大学法学部 教授	伊藤 栄寿
モデル調査実施管理者：	
沖縄県総務部管財課 課長	池原 勝利
沖縄県総務部管財課財産調整班 班長	奥平 浩樹
那覇市総務部管財課 主幹	大城 修
那覇市総務部管財課 主査	比嘉 政宏
那覇市総務部管財課	与古田 純
モデルケース占有者：	
那覇市都市みらい部花とみどり課 主幹	知念 毅
那覇市生涯学習部施設課 主幹	真境名 元作
那覇市生涯学習部施設課 主査	和田 英夫
オブザーバ：	
那覇地方法務局不動産登記部門 首席登記官	清水 政人
那覇地方法務局不動産登記部門 統括登記官	緒川 民雄
沖縄総合事務局財務部管財総括課 課長	塔崎 隆文
沖縄総合事務局 財務部 管財総括課 国有財産管理官	金城 弘幸
内閣府：内閣府沖縄振興局	
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部	
議事内容：	
(1) 本年度調査実施概要について	
(2) 所有者不明土地管理制度の適用に向けたモデル調査計画について	
(3) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議	
(4) 今後の進め方について	

## ■議論の総括

### (0) 検討員紹介

- ・本検討会の座長に藤田検討員が就任した経緯について以下のとおり報告された。  
⇒過年度調査検討会への参画経験、弁護士及び裁判官双方の経験・知見を有することを踏まえ、事務局から藤田検討員を座長適任者として内閣府に推薦した。内閣府の承認を得た後、本検討会の構成員である池田検討員、伊藤検討員の承認も得て、藤田検討員が座長に就任した。

### (1) 本年度調査実施概要について

- ・事務局より説明を行い、これに関する意見・質問はなかった。

### (2) 所有者不明土地管理制度の適用に向けたモデル調査計画について

- ・事務局より説明を行い、これに関する意見・質問はなかった。

### (3) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議

- ・事務局より説明を行った後、モデル調査実施管理者である沖縄県および那覇市より補足説明を行った。これに基づき、協議が行われた。

## ■私人の建物所有者が占有する住宅用地のケースについて

- ・所有者不明土地管理制度の申立てにあたり、申立人を占有者（所有者不明土地にある建物の所有者であり、土地賃貸借契約の借地人）である私人とする場合と沖特管理者とする場合の論理構成について議論された。
- ・また、占有者が申し立てる場合には、適正管理につながる管理・利用計画や資金調達計画に加え、現在居住していない理由等の説明資料の必要性が指摘されたほか、沖特管理者としては将来的な管理負担の軽減にもつながること等の補足説明の必要性が指摘された。
- ・このほか、那覇地方裁判所に対して沖縄の所有者不明土地に関する概要説明や申立てにおける予納金や不動産鑑定に関する運用等について、早期に協議することの必要性が指摘された。

## ■沖特管理者自身が学校として占有するケース（賃貸借契約有）について

- ・法律上不可能な同一主体での賃貸借契約を解消することは制度利用の必要性を説明する理由となりうることから、本ケースだけでなく沖特管理者と占有者が同一主体であるにも係わらず賃貸借契約が締結されている事例を洗い出しておくべきとの指摘があった。
- ・既に公共用途で占有されている土地（他に取引することは考えられない土地）について、どのような考え方で不動産鑑定を行うことが適切か、不動産鑑定士協会や地方裁判所と協議していくことの必要性が指摘された。

## ■沖特管理者自身が公園・学校として占有するケース（賃貸借契約無）について

- ・沖特管理者自身が占有しているケースにおいて、同一主体で賃貸借契約を締結しているケ

ースとしていないケースの双方を想定して管理命令の必要性の説明をしていく必要があるとの指摘がされた。

- ・本土復帰前から占有が開始されているケースでは制度利用の必要性の説明が比較的容易であるものの、本土復帰後であっても説明は可能であり、「本土復帰前」でなければ申立ての必要性が基礎づけられないのであれば申立書で触れる必要はないとの助言がされた。
- ・沖特管理者と占有者において問題認識が共通でなく、売却処分等の出口を見据えることができないケースでは、沖特管理者の負担があまりにも大きい等の事情がない限り、裁判所から管理命令の必要性がないと判断される可能性がある。このことから、他人の土地を権原なく占有していることに対する問題意識を共有し、沖特管理者と占有者が同じ方向を向いていくことが必要であると指摘された。
- ・事業対象地に複数の買収予定地が含まれる場合などにおいて、地方公共団体での予算要求時や借地購入時における不動産鑑定の実施方法について確認がされた。

#### (4) 今後の進め方について

- ・ 事務局より説明 異議なし

以上

## ② 第2回検討会

日時：令和4年11月16日（木）13:00～16:00	
場所：JR九州ホテル ブラッサム那覇 会議室（傍聴者：Zoom参加）	
検討員：そよかぜ法律事務所 弁護士 琉球大学法科大学院 教授	藤田 広美（座長）
ゆあ法律事務所 弁護士	池田 修
上智大学法学部 教授	伊藤 栄寿
モデル調査実施管理者：	
沖縄県総務部管財課 課長	池原 勝利
沖縄県総務部管財課財産調整班 班長	奥平 浩樹
那覇市総務部管財課 主幹	大城 修
那覇市総務部管財課 主査	比嘉 政宏
モデルケース占有者：	
那覇市都市みらい部花とみどり課 主幹	知念 毅
那覇市生涯学習部施設課 主幹	真境名 元作
那覇市生涯学習部施設課 主査	和田 英夫
沖特管理者：	
西原町総務部総務課	吉田 無限
不動産鑑定士協会：	
公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会 副会長	村山 哲志
公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会 総務財務委員長	仲程 通秀
公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 業務委員	及川 季行
オブザーバー：	

那覇地方法務局不動産登記部門	首席登記官	清水 政人
那覇地方法務局不動産登記部門	統括登記官	緒川 民雄
沖縄総合事務局財務部管財総括課	課長	塔崎 隆文
沖縄総合事務局財務部管財総括課	国有財産管理官	中村 香

内閣府：内閣府沖縄振興局

事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部

#### 議事内容：

- (1) 第1回検討会での指摘事項の確認、その後の進捗確認
- (2) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議
- (3) 所有者不明土地管理制度の申立てに係る不動産鑑定に関する意見交換
- (4) 第3回検討会に向けた段取り

### ■議論の総括

#### (1) 本年度調査実施概要について

- ・事務局より説明を行い、これに関する意見・質問はなかった。

#### (2) 沖縄県・那覇市におけるモデル調査に関する協議

- ・事務局より説明を行った後、主に以下の点について協議や助言がされた。

### ■申立書の書類構成（申立書と陳述書の役割等）について

- ・申立書の記載は裁判所が命令を出すかどうか審査する上で、必要最小限度の情報を書くべきである。詳細な経緯等は記載せず、法律の条文に照らして管理命令発出の要件を充足する事実を簡潔に記載すべきとの指摘がされた。
- ・一方で、陳述書は証拠書類の一種として客観的証拠では示しきれない経緯等を書くものであり、陳述書は誰がその事実を陳述しているのか、作成名義を明らかにする必要があると指摘された。
- ・また、相手方のない非訟事件の場合でも、証拠書類は「添付書類」ではなく、「甲第1号証」、「甲第2号証」として、申立書の中でも引用するのが良いと指摘された。

### ■申立書について

#### <申立書の表紙>

- ・地方公共団体が申立てを行う場合、申立人の欄は首長（○○市長等）となり、担当課を記載するものではない。ただし、申立書の中では連絡先として現在の課名を書くことは必要と指摘された。
- ・「土地管理者」の枠は必要的記載事項ではなく、枠は削除し「申立ての理由」の中で、利害関係に関する説明と併せて沖縄管理者について言及すれば良いとされた。
- ・一方で、登記簿上に記載されている管理者がいる（管理人選任の際に通知すべき先がある）という、沖縄の所有者不明土地の特殊事情を那覇地方裁判所等に説明する上で、参考情報

として記載するのも一案との意見もあり、那覇地方裁判所に確認するのが良いとされた。

- ・なお、沖特管理者名を参考情報として記載する際の肩書は、登記簿の記載と合わせて「管理者」とするのが良いと指摘された。

#### <申立ての趣旨>

- ・当欄は、裁判所が出す決定主文に相当するものを記載する欄であり、裁判所がどのような決定主文を書くかに左右される。最終的には裁判所に確認を取る必要があるが、現在考えうる表現としては、「別紙物件目録記載の土地について、所有者不明土地管理人による管理を命ずる。との裁判を求める。」といった内容であると指摘された。

#### <申立ての理由>

- ・琉球政府時代の所有権確認作業について記載されており、布告等の添付書類までは必要なくとも、陳述書の中で説明しておくのがよいと指摘された。
- ・また、所有者探索調査については、内閣府実施の調査であれば適切な調査との説得力が高まるため、その旨を記載するのがよいのではと指摘された。

#### <沖特管理者が管理権限を超えている問題があるケースでの申立ての理由>

- ・沖特管理者は、「当分の間」管理を行うこととされており、かつ、管理権限の範囲も不安定かつ不明確であることをアピールして、現状では適正管理が困難な状態であり、関係法制度が整備された今日では、より安定的かつ明確な管理者の管理下に置き、法的に適正な管理状態に移行する必要があると明確に書くべきであると指摘された。
- ・「適正な管理の状態への移行」は二段階あり、管理権限が明確な管理人に管理を移行することで、沖特管理者による法的に不安定な管理の状態を是正するという点が第一段階、より適正な管理主体に売却するということで本来的な適正管理へ移行するという第二段階があると指摘された。
- ・所有者不明土地管理制度は所有者不明土地の処分を認める制度ではなく、管理人を選任する制度であるので、二段階に分けて記載する必要があるとされた。管理の必要性は第一段階で説明したうえで、それを補強する意味合いで、事実上売却先が決まっていることも記載するのが良いと指摘された。

#### ■陳述書・添付書類について

- ・所有者不明の事実を証明できる資料は陳述書以外にもあるが、管理命令の必要性については客観的証拠がないので陳述書で立証していくことになるとの指摘がされた。
- ・買取の念書は、民間が買い取る場合は添付書類として必要だが、行政が買い取る場合は意向さえ確認が取れていれば不要とされ、陳述書の中で買取意向を示せばよいとされた。
- ・占有者と管理者で主体が一緒である場合、占有者としての立場、沖特管理者としての立場の双方でそれぞれ陳述書を作成しても差し支えないと指摘された。
- ・占有者が申立てを行う場合、基本的には申立人である占有者が資料を用意し、管理者の考え方を踏まえなければいけない申立てであれば、申立人から管理者に相談し、管理者として協力する場合には管理者名義の陳述書を作成すればよいと指摘された。

## ■その他

- ・沖縄戦に起因した住宅事情の混乱の時期から住宅として占有しているケースは、利害関係人として占有者が申し立てることが想定されるが、民間人が申立てをした場合に、本人への売却が許可されないという事態に至る可能性があるとの指摘がされた。
- ・本検討はあくまで1つのケースに対して所有者不明土地を解消する方法を提案しているに過ぎず、この通りに実施すれば必ず土地を取得できることを保証するものではないと本ケースの占有者に理解してもらう必要があると指摘された。
- ・申立人が弁護士と相談する中で、申立てに必要な資料を管理者に求めた場合に可能な範囲で情報提供するのは良いが、本検討結果を踏まえて申し立てたが売却処分が認められなかつたと沖縄管理者の責任が問われるようにしておくべきと指摘された。

## (3) 所有者不明土地管理制度の申立てに係る不動産鑑定に関する意見交換

- ・公益社団法人沖縄県不動産鑑定士協会より資料4に基づき説明を行った後、意見交換がされた。

## ■不動産鑑定評価の方法について（沖縄県不動産鑑定士協会からの説明）

- ・いずれのケースも更地として評価する。その理由は、真の所有者に土地を返還する可能性を考慮し、不利益を被るおそれがないようにする必要があると考えたためである。
- ・様々な減価要因はあるが、現況となっている原因は当事者（申立人や沖縄管理者）にあるため、当事者に積極的に経済的利益を与え、安く譲るということは適正ではなく、また、多くの場合造成等が行われている土地であるため、占有以前の状態を前提に評価する。
- ・価格は正常価格での評価とする。ホテル用地のように隣接地と一体利用している場合は、「隣接不動産の併合を目的とする売買」として限定価格になる場合はあるが、今回のケースは該当しない。なお、公共用地として周りの土地を持っていて一体利用できる場合もあるが、公共用地取得の場合は売買価格よりも補償金という性質を持つため、正常価格で評価することになる。

## ■意見交換の要旨

- ・不動産鑑定評価結果は地域によっては半年程度で変化する可能性があるとされたが、所有者不明土地管理制度では、申立ての段階で不動産鑑定評価書を添付し、売却先も想定されていれば、売却処分まで半年も要さないと思われ、不動産鑑定評価結果が古くなってしまうおそれは低いとされた。
- ・所有者不明土地が一団の土地となっているケースもあるが、所有者不明土地の場合はこれらに複数の所有者がいる可能性があるため、一団地として一体を評価することはできないとされた。
- ・戦後の混乱期から短期賃借を続けてきていて、相当の賃料を払ってきた中で、今回ようやく所有者不明土地管理制度ができて権利を整理できる可能性が出てきたという状況であつても、住んでいる方も真の所有者も同じ立場であるとみる必要があり、どちらか一方の利

益のみを考慮することは難しいとされた。

#### (4) 今後の進め方について

- ・本年度の検討結果を踏まえ、適正管理に向けた管理者ガイドは来年度以降改訂していく必要があると指摘された。
- ・所有者不明土地管理制度の申立てに向け、県及び各市町村は顧問弁護士と相談して進めていくことが想定されるため、顧問弁護士への情報提供が必要となること、また、沖縄弁護士会で研修を実施することの必要性などが意見された。

以上

### ③ 第3回検討会

日時：令和5年2月6日（月）14：30～17：30

場所：沖縄県市町村自治会館4階 大会議室（傍聴者：Zoom参加）

検討員：そよかぜ法律事務所 弁護士 琉球大学法科大学院 教授 藤田 広美（座長）

ゆあ法律事務所 弁護士 池田 修

上智大学法学部 教授 伊藤 栄寿

モデル調査実施管理者：

沖縄県総務部管財課 課長 池原 勝利

沖縄県総務部管財課財産調整班 班長 奥平 浩樹

那覇市総務部管財課 課長 當間 一也

那覇市総務部管財課 主幹 大城 修

那覇市総務部管財課 主査 比嘉 政宏

モデルケース占有者：

那覇市都市みらい部花とみどり課 主幹 知念 肇

那覇市都市みらい部花とみどり課 主査 末吉 啓太

那覇市生涯学習部施設課 主幹 真境名 元作

那覇市生涯学習部施設課 主査 和田 英夫

オブザーバー：

那覇地方法務局不動産登記部門 統括登記官 緒川 民雄

沖縄総合事務局財務部管財総括課 課長 塔崎 隆文

沖縄総合事務局財務部管財総括課 国有財産管理官 石原 大輔

内閣府：内閣府沖縄振興局

事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部

議事内容：

- (1) 第2回検討会での指摘事項の確認、その後の進捗報告
- (2) 所有者不明土地管理命令申立書（案）に関する協議
- (3) ケーススタディの総括および令和5年度以降の取組方針と課題
- (4) 報告書取りまとめに向けた段取り

## ■議論の総括

### (1) 第2回検討会での指摘事項の確認、その後の進捗報告

- ・事務局より説明を行い、これに対して検討員により非訟事件手続法の規定に関する理解の指摘（修正の指摘）があったほか、那覇地方裁判所での意見交換に関する内容の確認がされた。

### (2) 所有者不明土地管理命令申立書（案）に関する協議

- ・事務局より申立書（案）の更新内容の概要について説明を行った。
- ・その後、ケーススタディの対象土地を管理する沖特管理者より申立書案の説明がされ、検討員との協議が行われた。

## ■地方公共団体が申立てをするケースについて

### <申立書：タイトルと結語について>

- ・申立書のタイトル「所有者不明土地管理命令申立書 兼 管理人に対する権限外行為許可申立書」のうち「兼 管理人に対する権限外行為許可申立書」は、権限外行為許可の申立てをする立場にあるのは所有者不明土地管理人であることから不要と指摘された。
- ・一方で、所有者不明土地管理命令の申立てだけでは、裁判所は申立人が何のために申立てしたのか分からず、管理人も何をすればよいのか分からないおそれがあるため、申立人の意図を伝えるために、権限外行為処分の許可による売却を求めるなどを申立書の末尾には残すべきとされた。
- ・具体的には、結語の第二段落二文目を「そこで、同管理人が選任された際には、管理人を通じて権限外行為許可の裁判を求める予定である」との記載に修正すべきとされた。

### <申立書：管理の必要性について>

- ・今回のケースでは、占有者と管理者が同一の地方公共団体であること、沖特管理者としての権限の範囲が不明確であることの順で所有者不明土地管理人による管理の必要性が説明されているがこの点について精査が必要であると指摘された。
- ・沖特管理者でもある地方公共団体が申し立てる場合には、沖特管理者ではできない「対象土地の処分」と「自己契約」の2つの管理行為に着目し、適正管理のために1つ以上の行為が必要な状態であれば、所有者不明土地管理人による管理の必要性があると説明する方法が提案された。
- ・今回のケースのうち学校の2ケースではこれらの双方の行為が該当し、公園のケースでは後者が該当する。また、今回のケーススタディでは扱っていないが、占有者と管理者が同一の地方公共団体でない場合でも、学校校舎の建て替えなど、対象土地での処分行為が必要な場合は、所有者不明土地管理人による管理の必要性が認められるだろうとされた。
- ・また、一般的には戦後の所有権認定作業以前や本土復帰以前に占有開始しているケースの方が所有者不明土地管理人による管理の必要性が認められやすいと考えられるが、これが決定的な要因ではないとされた。

- ・本土復帰以降に占有開始したケースでも地方公共団体が公共利用目的で占有しているケースで管理の必要性を整えて立証できれば、個別の状況に応じて裁判所が判断することにはなるが、管理命令の発出がされる可能性はありうるとされた。
- ・その際、沖縄の所有者不明土地に関して土地収用がされなかつた理由について、関連する規定が明確でないことや、これに伴つて実務が分かりにくいくこと、収用事例も稀であることなどを説明していくことも考えられるとされた。

**<沖特管理者の陳述書について>**

- ・「第3 本件土地の適正管理について」において「当時は管理権限の範囲で適正にされた管理行為であった可能性は排除できません」「(沖特管理者である自身) 以外に適正な管理に適した主体が現れることも考えにくく」といった記述は、陳述においては軽率な言葉遣いであり、本来の意図と異なる印象を読み手に与えることがあるため注意すべきと指摘された。

**<上申書について : A 地方公共団体のケース>**

- ・地方公共団体として土地の買取に関する議会承認を得るために公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づく必要があるとするのか、公平処理の観点から従来の運用に倣った方法に基づく必要があるとするのかなど、上申書の記載内容を補足し、整理した方が裁判官にとって分かりやすいと指摘された。
- ・また、この方法によって算出される価格が不動産鑑定評価額と大きな乖離はない旨は触れておいた方がよいこと、格差率が大きい場合には全ての土地について不動産鑑定を行うことを所有者不明土地管理人が求めるケースも考えられると助言された。
- ・沖特管理者からは、裁判所に所有者不明土地管理制度を申立てることは、地方自治法第96条に基づく議決事項に該当するため、予算措置も含めて首長の確認及び議会承認を得る必要があること、また、このプロセスを経ることから、首長名で上申書を提出することは可能であるとの認識が示された。

**<上申書について : B 地方公共団体のケース>**

- ・土地の買取価格の算定にあたり、借地権相当割合を控除する内規を準用する案が示されたが、これは所有者が判明している際には理解できるが、所有者不明土地では眞の所有者が不利益を被るおそれがないよう更地での不動産鑑定評価額で買い取ることを想定して検討を進める方がよいとされた。

**■民間・私人が申立てをするケースについて**

**<申立書について>**

- ・所有者不明土地管理命令の必要性の説明が相当難しいと指摘された。沖特管理者は、建物の老朽化が進んだのであれば、本来は明渡しを要求する必要があり、所有者不明土地管理命令の必要性を説明するには、占有者側に何らかの権原が認められるというケースでないと難しいとされた。
- ・全国の一般的な所有者不明土地では土地の管理者の存在しないことを前提として、買受希

望者が買い取ることで適正な管理につながる可能性を排除していないが、沖縄特有の所有者不明土地の場合は、沖縄特許管理者が既に存在する中で、その管理を放棄することの有義性や、買取希望者に売却することの合理性を説明することが必要と指摘された。

- ・ただし、所有者不明土地管理制度は、裁判所の権限外行為許可によって第三者が土地を有効活用することもできる制度であると解釈する余地も残しており、所有者不明土地管理制度の適用が全国的に広がりを見せる中で現時点の解釈から動きうることも指摘された。

#### <管理者の陳述書について>

- ・沖縄特許管理者として申立人に対象土地等の情報共有を行うことはできるが、陳述書においては現状に関する記述以上のこと、つまり管理の必要性まで触れるのは難しく、慎重な対応・検討が求められるとされた。
- ・土地の適正管理のためには、占有者に明渡しを要求し、更地として管理し続ければ良いとする可能性がある中、沖縄特許管理者による管理は「当分の間」と法律に規定されており、その管理を終え、沖縄の所有者不明土地を解消していきたいという意向が管理者としてあるのであれば、権限外行為許可にあたって考慮されるかどうかはわからないが、管理者として強い方針、メッセージを打ち出していくことも考えられるとされた。

#### (3) ケーススタディの総括および令和5年度以降の取組方針と課題

- ・事務局より説明を行った後、検討員から表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律に基づく所有者の探索の進捗状況に関する質問がされ、那覇地方法務局より状況が報告された。

#### (4) 報告書取りまとめに向けた段取り

- ・事務局より説明を行い、最後に沖縄特許管理者より以下の意見がされた。
- ・令和5年4月より改正民法が施行され、所有者不明土地管理制度を活用した所有者不明土地問題の解消に向けた実行フェーズに入っていく。各沖縄特許管理者がその取組を進めるためには、市民への説明の他、議会承認や予算化が伴う。特に予算化は大きな問題であり、国としての予算措置も前向きに考え、本検討の実効性を高めるようにしてほしい。

#### (5) 閉会

以上

## 2 所有者不明土地問題に関する管理者との連絡会議

### (1) 開催概要

所有者不明土地問題に関する管理者との連絡会議は、本年度は3回開催した。各回の開催概要は図表87のとおりである。

図表87 所有者不明土地問題に関する管理者との連絡会議の開催概要

日時	会議等名称	主な議題
令和4年 7月22日 10:00～ 12:00	第6回 所 有者不明土 地問題に關 する検討会 議（第1回 所有者不明 土地問題に 關する管理 者との連絡 会議）	<ul style="list-style-type: none"><li>・「所有者不明土地問題に関する検討会議の開催について」の改正（会議の名称変更等）について</li><li>・所有者不明土地関係法律の説明会<ul style="list-style-type: none"><li>○民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号） 【法務省民事局 山根 龍之介（局付）】</li><li>○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号） 【法務省民事局民事第二課 大村 健祐（係長）（オンライン）】</li></ul></li><li>・質疑応答</li><li>・今年度の内閣府実施事業、今後の方針等について</li></ul>
令和4年 11月16日 10:45～ 11:45	第2回所有 者不明土地 問題に關する 管理者との 連絡会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・財産管理制度利用意向調査の進捗報告及び中間報告</li><li>・質疑応答・意見交換</li><li>・その他（今後の進め方など）</li></ul>
令和5年 2月6日 13:00～ 14:00	第3回所有 者不明土地 問題に關する 管理者との 連絡会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・財産管理制度利用意向調査の報告</li><li>・質疑応答・意見交換</li><li>・その他<ul style="list-style-type: none"><li>・表題部所有者不明土地の所有者等の探索結果の取扱いについて</li><li>・報告書内容の確認のお願いについて</li></ul></li></ul>

### (2) 各回の概要

#### ① 第1回

■日時：令和4年7月22日（金）10:00～12:00
■場所：沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室
■参加者
構成員（対面参加）：沖縄県、那覇市、糸戸村
構成員（オンライン参加）：浦添市、名護市、沖縄市、豊見城市、南城市、今帰仁村、本部町、読谷村、嘉手納町、北中城村、中城村、西原町、与那原町（以上接続確認済）
→糸満市、うるま市、渡嘉敷村（以上、接続確認未済）

法務省：法務省民事局 山根局付  
法務省民事局 民事第二課 大村係長（オンライン参加）  
オブザーバー：内閣府沖縄総合事務局財務部管財総括課  
内閣府：内閣府沖縄振興局  
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部

議事内容：

1. 開会
2. あいさつ 内閣府沖縄振興局（特定事業担当）
3. 「所有者不明土地問題に関する検討会議の開催について」の改正（会議の名称変更等）について
4. 所有者不明土地関係法律の説明会
  - 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）
  - 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）
5. 質疑応答
6. 今年度の内閣府実施事業、今後の方針等について
7. 閉会

1. 議事3において、会議名称の改正等が付議され、会場およびオンラインで参加の構成員からは異議なく決議された。
2. 議事5の質疑応答においては、沖縄管理者から所有者不明であることの立証要件に関する質問がされたほか、相続土地国庫帰属制度への墓地の適用に関する質問がされ、それぞれ法務省から見解が示された。

## ① 第2回

■日時：令和4年11月16日（火）10:45～11:45  
■場所：JRホテル ブラッサム那覇（沖縄県那覇市牧志2丁目16-1）  
Zoom配信（ハイブリット形式）  
■参加者  
構成員（対面参加）：沖縄県、那覇市、西原町  
構成員（オンライン参加）：浦添市、名護市、沖縄市、豊見城市、南城市、本部町、南風原町（以上接続確認済）  
オブザーバー：内閣府沖縄総合事務局財務部管財総括課  
内閣府：内閣府沖縄振興局  
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部

議事内容：

1. 開会
2. 財産管理制度利用意向調査の進捗報告及び中間報告
3. 質疑応答・意見交換

- 4. その他
- 5. 閉会

1. 議事2において、財産管理制度利用意向調査の進捗報告及び中間報告について説明がされ、構成員からは特段の意見はなかった。
2. 議事3において、所有者不明土地管理制度活用にあたっての課題や、管理地の現場確認や適正管理への対応、さらには庁内での情報共有方法について意見交換がされた。

## ② 第3回

■日時：令和4年2月6日（月）13:00～14:00  
■場所：沖縄県市町村自治会館4階「大会議室」（沖縄県那覇市旭町116-37）  
Zoom配信（ハイブリット形式）  
■参加者  
構成員（対面参加）：沖縄県、那覇市  
構成員（オンライン参加）：浦添市、豊見城市、うるま市、本部町、読谷村（以上接続確認済）  
オブザーバー：内閣府沖縄総合事務局財務部管財総括課  
内閣府：内閣府沖縄振興局  
事務局：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 公共経営・地域政策部

議事内容：

1. 開会
2. 財産管理制度利用意向調査の報告
3. 質疑応答・意見交換
4. その他
5. 閉会

1. 議事2において、財産管理制度利用意向調査の最終報告について説明がされ、構成員からは調査結果の読み取り方等について質問がされ、事務局から見解が示された。
2. 議事3の質疑応答においては、沖特管理者から所有者不明土地管理制度の活用にあたっての課題について、各管理者が置かれた状況に応じた質問がされ、意見交換がされた。
3. 議事4において、内閣府から表題部所有者不明土地の所有者等の探索結果の取り扱いについて説明があり、所有者等特定不能土地となった後も特定不能土地等管理者が選任されるまでは沖特管理者の管理が継続する旨の説明がされた。

---

---

令和5年3月発行

令和4年度  
沖縄県における所有者不明土地に起因する問題の解決に  
向けた調査検討業務及び財産管理制度利用意向調査業務  
報告書

発行 内閣府 沖縄振興局  
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1  
TEL: 03-5253-2111

受託 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部  
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー  
TEL: 03-6733-1020 FAX: 03-6733-1028

---